

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【総務省】 (12)統計法(平19法53) (ⅱ)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、地方公共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員も対象とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 【総務省】 (14)統計法(平19法53) (ⅱ)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、令和2年の次回調査から、税務関係職員も可能となるよう要件を緩和し、令和2年5月までに市町村事務処理要領を改正する。	令和2年国勢調査の「事務要領」には、税務関係職員を調査員とする際の留意事項を盛り込み、令和2年5月に地方公共団体へ提示した。	【総務省】国勢調査市町村事務要領(抜粋)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_2	総務省統計局統計調査部国勢統計課
【厚生労働省】 (19)国民健康保険法(昭33法192) 高額療養費に係る限度額適用の認定要件については、「保険料」(施行規則27条の14の2第1項3号)に延滞金は含まれないことを、地方公共団体に2018年度中に周知する。	—	高額療養費に係る限度額適用の認定要件については、「保険料」に延滞金は含まれないことを周知した。	【厚生労働省】全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議(平成31年3月12日付け)保険局国民健康保険課説明資料)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_3	厚生労働省保険局国民健康保険課
【経済産業省】 (3)中小企業信用保険法(昭25法94) ホームページ保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)については、その趣旨及び認定に際しての留意事項を市区町村に2018年度中に周知する。	—	ホームページ保証の認定事務に係るQ&Aに、市区町村が認定を行う理由を追加し、周知した。	—	—	中小企業庁事業環境部金融課
【国土交通省】 (14)航空法(昭27法231) 国土交通大臣の許可(132条)又は承認(132条の2)を必要とする無人航空機の飛行については、操縦者の飛行経歴が10時間に満たない場合であっても、安全を担保することが可能であると判断できる場合には、柔軟に許可することが可能であることを明確化するため、柔軟に許可した事例について、2018年中に公表するとともに地方公共団体に通知する。	—	—	【国土交通省】飛行経歴が10時間に満たなくても認められた無人航空機の飛行の許可・承認の例(平成30年12月27日付け)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_6	—
【厚生労働省】 (20)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) へき地における薬局の管理者の兼務要件については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会での薬局・薬剤師の在り方に関する議論を踏まえて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 【厚生労働省】 (20)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) へき地における薬局の管理者の兼務要件については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会での薬局・薬剤師の在り方に関する議論を踏まえて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	へき地における薬局の管理者については、当該地域における確保が困難である場合等に、他の薬局で兼務に関する実務に従事することが可能であることを明確化した。	【厚生労働省】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項に規定する薬局の管理者の兼務許可の考え方について(平成31年3月20日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_7	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (ⅴ)保護の実施機関が行う要保護者等に係る調査(29条)のうち、労働者災害補償保険法(昭22法50)7条1項に基づく保険給付の調査については、調査の照会先が厚生労働省労働基準局であることの周知徹底を図るとともに、同局に照会する際の様式を統一するなど、迅速かつ適正に生活保護費が決定されるよう、地方公共団体に2018年度中に通知するとともに、全国会議を通じて周知する。	—	生活保護業務において、休業補償給付等の支給に関する情報を円滑に取得できるよう、照会先を周知するとともに、様式を統一した。	【厚生労働省】生活保護法第29条に基づく労災給付に係る調査について(平成31年3月29日付け社援保発0329第6号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_8	厚生労働省社会・援護局保護課
【総務省】 (16)行政不服審査法(平26法68) 地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審査手続の在り方については、附則第1条に基づき、同法施行規則5年を経過した場合の検討のための運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実態、支障等を踏まえた上で、簡易迅速な審査との観点から有識者の意見も踏まえた検討を行い、2021年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審査手続の在り方については、行政不服審査法の改善に向けた検討会における最終報告を踏まえ、引き続き検討するとともに、簡易迅速な権利利益の救済の観点から運用上の工夫について、ガイドラインの配布により周知する。	令和3年5月28日から、行政法学者で構成される「行政不服審査法の改善に向けた検討会」において、本提案の内容を論点として取り上げ、令和4年1月に最終報告が取りまとめられたところ。 検討会における最終報告において、 ・現状の審査庁による審査手続の実施は、行政不服審査法上の審査請求人に対する手続保障として設けられているものと考えられ、当該手続を行わないこととするのであれば、当該手続に替わる手続保障を担保する必要があると考えられること ・情報公開条例に基づく処分審査手続の在り方については、情報公開制度特有の問題と捉えるが、条例で審査庁に代わる特別な審査機関を設けることが行政不服審査法上可能かどうかの問題と捉えるが、いくつかの考え方があり得るところ、この点について、現時点においては十分な集積が得られておらず、また、個人情報保護法の令和3年改正の施行後の状況も踏まえる必要があることから、今後、改めて実態を見極めつつ、検討を深めることが適当であると考えられること	—	—	総務省行政管理局調査法制課
【総務省】 (12)統計法(平19法53) (ⅱ)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、地方公共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員も対象とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 【総務省】 (14)統計法(平19法53) (ⅱ)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、令和2年の次回調査から、税務関係職員も可能となるよう要件を緩和し、令和2年5月までに市町村事務処理要領を改正する。	令和2年国勢調査の「事務要領」には、税務関係職員を調査員とする際の留意事項を盛り込み、令和2年5月に地方公共団体へ提示した。	【総務省】国勢調査市町村事務要領(抜粋)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_10	総務省統計局統計調査部国勢統計課

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (4)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令文> 【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (1)地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令24条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和する。 【措置済み(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第15号))】</p>	<p>選挙期日における投票管理者及び前職務代理人の選任要件については、当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和した。</p>	<p>【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(令和元年5月15日付け総行選第3号、総行管第1号) 【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律新旧対照表 【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について(令和元年5月31日付け総行選第19号総務大臣通知) 【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令__新旧対照表</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_11</p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>
<p>【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (4)投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令文> 【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (1)地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票立会人(38条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの各投票区における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和する。 【措置済み(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号))】</p>	<p>選挙期日における投票立会人の選任要件については、各投票所における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和した。</p>	<p>【総務省】新旧対照表按群国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律および公職選挙法の一部を改正する法律について 【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(令和元年5月15日付け総行選第3号、総行管第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_12</p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>
<p>【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (1)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>地方公共団体による使用料等の徴収については、電子マネーの取扱いが可能である旨を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【総務省】電子マネーを利用した公金の取納について(平成31年3月29日付け総行行第102号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_13</p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>
<p>【厚生労働省】 (10)墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (1)火葬場の経営許可(10条1項)については、民間事業者に許可する場合に留意すべき事項を地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>火葬場の経営については、民間事業者が事業主体となり得ることを通知した。</p>	<p>【厚生労働省】「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた火葬場の経営主体に関する取扱い等について(平成31年1月11日付け厚生労働発011第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_14</p>	<p>厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課</p>
<p>【厚生労働省】 (10)墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (4)火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の推進については、火葬場の経営する市町村から都道府県に広域化等の相談があった場合、都道府県はその対応に特段の配慮を払うよう、地方公共団体に通知する。 また、火葬場の健全かつ安定的な経営の持続性を確保するため、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に2019年度中に情報提供するとともに、定期的な調査等により、引き続き火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の実施態勢に努める。</p>	<p>—</p>	<p>火葬場の広域化・官民連携については、市町村から相談があった場合には適切に応じるよう、都道府県に通知した。 また、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に情報提供した。</p>	<p>【厚生労働省】「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた火葬場の経営主体に関する取扱い等について(平成31年1月11日付け厚生労働発011第1号) 【厚生労働省】火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例について(令和2年3月27日付け厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_15</p>	<p>厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課</p>
<p>【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とすることのないよう、鉄道事業者及び道路管理者から状況等を聴取し、その結果及び地域の実情を踏まえ、運用基準を明確にする方向で検討し、2018年度中を自途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令文> 【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としていないことを地方運輸局、鉄道事業者及び地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年12月10日付け国土交通省鉄道局施設課長通知)】</p>	<p>踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としていないことや鉄道の安全・安定輸送の確保が図られることを十分に確認した上で、関係者の合意が得られた場合に新設ができるものであることを明確にし、通知した。</p>	<p>【国土交通省】踏切道の新設に係る取扱いについて(令和元年12月10日付け国鉄輸第214号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_16</p>	<p>国土交通省鉄道局施設課</p>
<p>【総務省(2)】【財務省(1)】【厚生労働省(2)】 地方自治法(昭22法67)、地方税法(昭25法226)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に2018年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>【厚生労働省】国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等に係る連携について(平成30年12月25日付け保国発1225第3号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_18</p>	<p>—</p>
<p>【総務省】 (8)住民基本台帳法(昭42法81) 本人等の請求による住民票の写し等の交付については、個人番号を記載した住民票の写し等を成年後見人に対して窓口において交付することが可能であることを明確化するため、2018年度中に住民基本台帳事務処理要領(昭42自治省)を改正する。 【措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局長通知)】</p>	<p>—</p>	<p>成年後見人等の法定代理人については、窓口において、個人番号を記載した住民票の写し等を直接交付したとしても、適正な事務を担保することができると考えられ、このことを明確化するため、住民基本台帳事務処理要領の一部を改正し、周知した。</p>	<p>【総務省】住民基本台帳事務処理要領の一部改正について(平成30年11月27日付け総行住第196号通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_20</p>	<p>—</p>
<p>【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (1)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども、子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を自途として、その施行の状況を踏まえ、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_21</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請期間	分野	提案募集の属性	関係府省	募集区分	根拠法令等	提案事項(課題名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における取組的な実施結果(概要)
H30	22	12.その他	中核市	尼崎市	内閣官房、総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪) 地方公務員法34条(秘密を守る義務)	正確な根拠に基づいた家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係を着目した調査・分析を行い、所得情報に着眼した調査・分析を行くための、EBPMIに対する課税情報目的の目的外利用が禁止され、これが取組の支障となっている。 他方で、空室対策の推進に関する特別措置法により、これを緩和する個別法もあることから、これを参考に、「EBPMIのための調査研究」にかかる課税情報の目的外利用を可能とした(249号)	【支援事例】子どもの貧困問題をはじめ、学力や健康と所得との関係性は以前から指摘されており、今後、分析・研究を行うとともに、その結果を、エビデンスに基づく政策展開に反映し、その効果を市民に浸透させるべく、全庁で取り組んでいる。しかしながら、こうした分析に際しては、個人の所得を恣意で把握する必要があるが、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第22条との関係において、不適切であると考えられる。このことが、市民に質の高い政策を提供する際の大きな支障となっている。 【制度改正の必要性】代替手段として、アンケートを用いて所得の情報を把握することが考えられるが、過去の経験から、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。	
H30	23	03.医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第6条第1項、第9条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第12条第2項第1号、第31条	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨調票)の内容及び手続きの簡素化を求める。	現在331疾患を指定難病とし、支給認定されると、原則1年の有効期間を定め受給者を発給し、受給者は、病状に関わらず、毎年更新申請をされている。更新申請の際の新規申請と同様、疾患として示された「臨床調査個人票(臨調票)」の提出が必要となっているが、当該臨調票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医療機関の負担や、内容を承認する行政の負担は大きくなり、更新申請の際の新規申請と同様の審査書類を提出することになっており、書類を準備する申請者の負担も大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html
H30	24	12.その他	一般市	由布市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法施行令第31条第1項	選挙管理委員会の判断により投票所入場券の交付開始時期を繰り上げることができる。公職選挙法施行令を改正すること。	選挙の入場券は、公職選挙法施行令第31条第1項の規定により、選挙の期日の公示又は告示以降できるだけ速やかに交付するものとされている。この規定に基づき投票所入場券を発送すると、郵送には数日を要するため、期日前投票が始まった後に選挙人のもとに到着することになる。選挙人の中には、投票所入場券がなければ投票できないといった認識の方もおり、公示(告示)日に入場券を発送したにもかかわらず、投票所入場券がまだ届かないか、期日前投票ができない、といった苦情が必ず発生している。また、当該選挙人が投票所入場券を持たずに投票に来た場合、本人確認に時間を要するため、事務所の負担が増加につながる。なお、郵送時に配達日を示す(告示)日指定で依頼したとしても、一旦に配達できる郵便物が限られているため、当日に届かない選挙人が必ず発生し、解決にはつながらない。以上のことから、自治体の規模や郵便環境等を考慮し、選挙管理委員会のみで、公示(告示)の2～3日程度前から順次交付が可能となるよう規制緩和を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html
H30	25	02.農業・農地	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、高知県	法務省、厚生労働省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	出入国管理及び難民認定法 林業の技能実習2号認定に係る全国的企業界との合意形成要件の緩和	技能実習法第2条第1項に規定する技能実習者の移行対象職種・作業へ林業を追加するに当たり、追加手続きにおける業界内の合意形成要件を緩和し、都道府県単位で業界内の合意形成が整った地域から「手取り方式」で行えるようにすること。		
H30	26	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、西国中央市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)	都道府県の意見を聴いたうえで、地域医療介護総合確保基金(医療分)の交付要綱等(医療分)の交付要綱、「地域医療介護総合確保基金管理運営要綱」、地域医療介護総合確保基金の活用にあつたての留意事項(以下、「交付要綱等」といふ。)を年度当初に発出すること	地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。これら要綱等は、基金事業の対象や基金事業を実施する場合の条件等を定めるものであり、基金を活用した補助事業を実施する事業者としては必要不可欠なものである。交付要綱等の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、年度当初からの事業実施への足を踏むケースがあり、事業目的の達成が困難となる。 【参考】当県における平成29年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業に係るスケジュール 平成28年7月～8月 事業者から29年度事業の要望書受付、ヒアリング 平成28年8月～9月 国に対して地域医療介護総合確保基金(医療分)事業に係るスケジュール 平成28年9月～10月 全県医療機関の確保ができず、年度当初からの事業実施への足を踏むケースがあり、事業目的の達成が困難となる。 平成28年10月～1月 29年度県予算編成 平成29年3月～4月 国による県計画(案)ヒアリング 平成29年8月1日 交付額内示、要綱等発出 平成29年9月9日 29年度県計画書提出締切 平成29年10月 平成29年度事業開始	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html
H30	27	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県、徳島県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第32条第2項	現在、児童福祉法第32条第2項の規定により、福祉事務所及び配偶者暴力相談支援センターの決定により母子生活支援施設への入所決定権限を、児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターに付与する。	婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談や、児童相談所における児童虐待相談は、近年、高水準で推移している。母子生活支援施設の入所世帯について、DV被害者が全体の半数以上を占めていることや、相談件数の状況からも母子生活支援施設に対する潜在的なニーズは高いと考えられるが、近年、入所世帯数は減少傾向にある。これは、DV被害者等の要保護母子の初期の相談対応を行う機関は、必ずしも入所決定権を有する福祉事務所に限らないため、相談から施設入所による保護・支援に結び付いていないケースが多く存在すると考えられる。	
H30	28	01.土地利用(農地除く)	一般市	魚沼市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱附属編第2編	都市再構築戦略事業における中心拠点区域の区域要件の見直し	本市には、中心的図書館がないことが以前からの懸念でしたが、図書館建設を対象とした補助事業も無く、自主財源が乏しいことから事業は先送りされてきました。しかし、平成24年補正予算で図書館を対象施設となつた地方都市リノベーション事業)が採択されたことから、小出市街地に市民交流・賑わい創出のための地域交流センター及び図書館(教育文化施設)の複合施設を整備に向けて検討を始めました。その後、平成26年に事業名称が「都市再構築戦略事業」に改称され、立地適正化計画の作成が採択要件に加わったため、平成30年度の事業採択を目指し、魚沼市適正化計画を平成29年3月に策定した。なつていた区域見直しなど、対象区域の要件の取扱いを柔軟化すること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka_yosan.html
H30	29	12.その他	一般市	佐伯市	法務省	B 地方に対する規制緩和	登記情報提供サービス 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第4条	登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	現行制度では、登記事項証明書等の公用請求が手数料の納付を要しない(登記手数料令第19条)のに対して、登記情報提供サービスの利用の場合には地方公共団体の職員による職務上利用であっても指定法人を介しては、登記手数料の支払い及び指定法人への協会手数料の支払義務が生じる。地方公共団体の職員による公用の請求又は利用が、いずれも公益性を帯びるものであり、(登記情報提供サービスの利用)が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。 【制度的改正の必要性】地方公共団体が、登記情報提供サービスの利用をより積極的に選択することが出来ることで、住民サービスの向上を図ること。 【具体的な支援事例】登記手数料及び協会手数料の支払義務が生じることは、地方公共団体による登記情報提供サービスの利用の積極的な選択を抑制する原因となっており、結果として登記情報を簡易かつ迅速に利用する選択が出来なくなっている。(緊急の対応を要する場面も多々ある一方、法務局の支店統合や市町村合併等により公的機関同士が遠距離になることもあり、対応に苦慮している。)固定資産税に係る特定の納税者からの問い合わせ対応等に併い登記情報の確認が必要となるとき、地方公共団体が登記情報提供サービスを利用する場合には、手数料負担が当該地方公共団体の住民等の負担に帰せられることとなる。 【制度改正による懸念点】特段想定されない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html
H30	30	03.医療・福祉	指定都市	千葉市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	○生活保護法第63条、第78条 ○「生活保護法第63条(迅速な生活保護の確保)」の見直し	生活保護法第63条(迅速な生活保護の確保)の見直し 「生活保護法第63条(迅速な生活保護の確保)の見直し」の間の13-21の事務取扱いは、交通事故による保険金を大事に消費している者として、保険金を申告せずして消費し、不正受給したと見做られる結果として不正受給をしている者が発生している。本取扱いについては、生活保護法78条(徴収)の適用期間を保険金受領発覚時までではなく、以後支給する生活保護費も適用対象とし、生活保護法63条(迅速な生活保護の確保)に併せて、生活保護法78条(徴収)の見直しを求める。	「生活保護法第63条(迅速な生活保護の確保)の見直し」の間の13-21の事務取扱いは、交通事故による保険金を大事に消費している者として、保険金を申告せずして消費し、不正受給したと見做られる結果として不正受給をしている者が発生している。本取扱いについては、生活保護法78条(徴収)の適用期間を保険金受領発覚時までではなく、以後支給する生活保護費も適用対象とし、生活保護法63条(迅速な生活保護の確保)に併せて、生活保護法78条(徴収)の見直しを求める。	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】</p> <p>(35) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)</p> <p>(ii) 指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令3 ></p> <p>5【厚生労働省】</p> <p>(53) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)</p> <p>(v) 臨床調査個人票(6条1項)については、難病の調査及び研究に必要な調査事項の精査を行い、専門家の意見を踏まえつつ、令和5年度中に記載事項(施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長)の簡素化を図る。</p>	<p>指定難病データベースについて、指定医による臨床調査個人票(6条1項)のオンライン登録を可能とするシステム更改を令和5年度に実施し、令和6年4月1日より運用を開始した。</p> <p>また、指定難病患者データベースの利用に関する医療機関向けの資料を各都道府県知事に送付し、当該システムの利用方法について周知を行った。</p> <p>臨床調査個人票については、記載項目の見直し等を行い、「指定難病に係る臨床調査個人票についての改正について(令和5年11月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)」を各都道府県・各指定都市知事に通知をした。</p>	<p>【厚生労働省】指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースに関する医療機関向け周知</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryuu/kenkou/nanbyou/index_00003.html</p> <p>【厚生労働省】指定難病に係る臨床調査個人票についての改正について(令和5年11月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_23</p>	<p>厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課</p>
<p>6【総務省】</p> <p>(3) 公職選挙法(昭25法100)</p> <p>(1) 投票所入場券の交付(施行令31条1項)については、選挙の期日の公示又は告示の日以後に、速やかに選挙人に交付できるよう、市町村の取組事例を調査し、次回の参議院議員通常選挙の前を目途に通知する。</p>		<p>投票所入場券の交付については、選挙期日の公示又は告示の日以後に、速やかに選挙人に公布できるよう通知した。</p>	<p>【総務省】投票所入場券の活用について(令和元年5月24日付け総務省36号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_24</p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>
<p>6【厚生労働省】</p> <p>(26) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64)</p> <p>医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱については、毎年度の発出を廃止する。また、当該交付金交付要綱と併せて毎年度発出している通知については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業及び医療従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、可能な限り早期に発出を行う。</p> <p>【措置済み(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知)】</p>		<p>医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱の毎年度の発出を廃止し、当該要綱と併せて発出している通知を可能な限り早期に発出するように措置した。</p>	<p>【厚生労働省】医療介護提供体制改革推進交付金の交付について(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知)</p> <p>【厚生労働省】医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特別交付金及び地域医療対策支援臨時特別交付金の運営について(平成31年4月26日付け厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知)</p> <p>【厚生労働省】地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成31年度の取扱いに関する留意事項について(平成31年4月28日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局長、高年齢者支援課長、振興課長、保険局医療介護連携政策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_26</p>	<p>厚生労働省保険局医療介護連携政策課</p>
<p>6【法務省】</p> <p>(1) 不動産登記法(平16法123)</p> <p>電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いについては、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。</p>		<p>電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いについては、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、令和2年1月から運用を開始した。</p>			<p>法務省民事局総務課</p> <p>法務省民事局民事第二課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請分野	分野	提案団体の属性	提案団体の属性	関係府省	募集区分	根拠法令等	提案事項(申請内容)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整結果(概要)
H30	31	12.その他	都道府県	千葉県、神奈川県	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法、社会保障、税番号制度における情報連携	マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成25年8月総務省作成)以下「ガイドライン」として「ガイドライン」において必ず事務フローの正当性について、法制上整理しなくては、関係法令の改正等所要の措置を取ること。あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)	【ガイドラインに示される事務フロー】 多くの事務系統に使用される住民票原本に相当する情報は、申請者のマイナンバー(個人番号)をキーとした情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを補うために、ガイドラインで、①住民票をキーとして申請者の同一住所履歴を発生 ②①で得た個人番号を使って、情報提供ネットワークシステムへ「住民票関係情報」を照会 ③回答結果の世帯コードで、同一世帯を特定することができるとされている。 この方法は、申請者世帯がアパートや施設等の住所を正確に届け出ている場合や申請者が単身シェアハウスに居住しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合において、申請者と関係のない個人の個人情報を検索し、利用してしまう可能性があるほか、照会結果はマイナンバーから履歴として残るため、申請者がどのような行政手続を行ったか、隣人が推測し得る状況となってしまう可能性がある。 【支援事例】 上記については、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続きにおいて、住民票の添付を省略できていない。 ○申請者と関係のない個人の個人情報を検索し、利用することは、個人情報保護条例上制限されている、個人情報の適利利用となおそれがある。 ○申請者の行政手続の状況を確認し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	32	10.運輸・交通	都道府県	千葉県	国土交通省	A 権限移譲	鉄道事業等報告規則第2条、第4条 旅客自動車運送事業等報告規則第2条、第4条 交通政策基本法第9条	鉄道事業者(鉄道事業等報告規則に基づき、事業報告書及び鉄道事業実績報告書の提出が義務付けられており、一般乗合旅客自動車運送事業者についても旅客自動車運送事業等報告規則に基づき、事業報告書及び輸送実績報告書の提出が義務付けられているが、地域の公共交通の維持・確保の観点のため、都道府県が希望する場合には、輸送実績報告等の報告に関し、都道府県を経由して国土交通大臣に提出する方法を都道府県が選択できるよう変更を求める。	鉄道事業者は鉄道事業等報告規則に基づき、事業報告書及び鉄道事業実績報告書の提出が義務付けられており、一般乗合旅客自動車運送事業者についても旅客自動車運送事業等報告規則に基づき、事業報告書及び輸送実績報告書の提出が義務付けられているが、地域の公共交通の維持・確保の観点のため、都道府県が希望する場合には、輸送実績報告等の報告に関し、都道府県を経由して国土交通大臣に提出する方法を都道府県が選択できるよう変更を求める。	【現状】 鉄道事業者は鉄道事業等報告規則に基づき、事業報告書及び鉄道事業実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長にそれぞれ一提出しなければならないとされている。同様に、一般乗合旅客自動車運送事業者は事業報告書及び輸送実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長にそれぞれ一提出しなければならないとされている。 【支援事例】 地域公共交通施策において、地方公共団体が担う役割・責務が交通政策基本法第9条で示されている一方、地方公共団体は鉄道事業者やバス事業者が国へ報告している路線ごとの実績等の情報を知り得ず、どの区間がどの程度赤字なのか、どの程度輸送人員があるかなど、地域交通の実態が把握できないため、需要喚起策を講じ、補助金等の財政補てんを検討するといったような、路線の維持等に必要施策を進めることができない。 また、法的根拠等がなければ、事業者も情報提供の協力に応じないのが現状であり、直接の経由が困難ならば、路線の維持に必要な施策実施を目的として地方公共団体が求めた場合に情報提供を受けることができるような仕組みを構築された。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	33	03.医療・福祉	町	九重町	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育教諭については、幼稚園教諭の普通免許状を有するものと、保育士免許を受けた者でなければならぬとされていること。経過措置として平成21年度まで行われたの資格だが延長されることができ、当該経過措置を延長していただきたい。 なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が取得できていない保育士については、少なくとも平成22年度に免許取得と見なしていただきたい。	幼保連携型認定こども園には、保育教諭の配置が義務づけられており、経過措置は原則、保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士の両方の資格を有する者を置かなければならないと定められている。これらの資格のうち、幼稚園教諭免許は更新制度が導入されていることから保育教諭として勤務継続するには10年以上1度の免許更新をしなければならない。しかし、本町の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。経過措置として平成21年度まで行われたの資格だが延長されることができ、当該経過措置を延長していただきたい。 なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が取得できていない保育士については、少なくとも平成22年度に免許取得と見なしていただきたい。	幼保連携型認定こども園には、保育教諭の配置が義務づけられており、経過措置は原則、保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士の両方の資格を有する者を置かなければならないと定められている。これらの資格のうち、幼稚園教諭免許は更新制度が導入されていることから保育教諭として勤務継続するには10年以上1度の免許更新をしなければならない。しかし、本町の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。経過措置として平成21年度まで行われたの資格だが延長されることができ、当該経過措置を延長していただきたい。 なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が取得できていない保育士については、少なくとも平成22年度に免許取得と見なしていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	34	03.医療・福祉	中核市	東大阪市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童発達支援等サービス利用対象児童の拡大	児童発達支援等サービス利用対象児童の拡大	現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが児童発達支援等サービスを受けることができるが、学校教育法第二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、児童発達支援等サービスを受けることが可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。	専修学校3年生の児童の保護者より、希望の放課後等デイサービス事業所が見つかったので利用したい4月に相談があったが、専修学校は学校教育法第一条に規定する学校ではないため利用できなかった。当該事業所は児童発達支援の指定を受けていなかったため、その事業所は諦めるを得なかった。その後新たに児童発達支援の指定を受けている事業所を探して、改めて申請の相談があったが、本人の誕生日が5月であり、既に18歳に到達していたため、結局は利用はに至らなかった。このように本市では、専修学校に進学したために放課後等デイサービスを利用できず、児童発達支援の利用に変更している事例がある。中学校卒業後もほとんどの児童が引き続き放課後等デイサービスの利用を希望する中、学校教育法第二十四条に規定する専修学校に通学する児童は、他の事業所に変更する必要があるが、日中活動のみでなく放課後の療育施設まで変わってしまえば、今まで受けてきた人間関係を全てリセットして新たな関係を築かなければならず、進学による環境の変化に拍車をかけて、当該障害児に精神的負担を与えてしまう。また、新施設への手続き等の負担を保護者にも強いこととなる。さらに、放課後等デイサービスが必要に応じて満20歳まで延長できる年齢特例要件があるのに対し、児童発達支援は年齢に関する特例がないため、年度途中でサービス終了となる等利用者負担を強いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	35	05.教育・文化	一般市	名張市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立社会教育施設の所管に係る決定の弾力化	公立社会教育施設の所管について、現行の関係法令に基づき、教育委員会の所管で規定されているが、条例により自治体ごとに社会教育施設の所管を決定できるより制度改正を求めます。	平成29年3月「学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議」及び平成30年3月中央教育審議会諮問によれば、地域課題解決が社会教育において求められていることであり、そのための中核的な役割として社会教育施設がある、とされている。これは、行政事例(期26年5月1日付) 地自公発第179号倫向市長あてに「名張市市民センター条例」を廃止し、「名張市市民センター条例」を施行しました。これは、市民センターで学んだ知識や技術を地域社会へ還元し、地域の課題解決を推進しようとするものでした。また、コミュニティゼミなどを可能にすることで、地域活動やサークル活動の実践の場が広がり、更なる事業展開を図るとするものです。現行の社会教育法では、営利目的の事業が禁止され、活動の幅を狭めていたことから、市民センターへ移行することで、地域課題解決への環境が整うと判断したためです。現在、地方自治法に基づく事務委任・補助執行により、首長部局の職等には社会教育施設の運営を委ねることも可能ですが、最終的な責任の所在が不明確となることも懸念されます。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html	
H30	36	12.その他	町	富士川町、市川三郷町、早川町、身延町、南都志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	総務省	B 地方に対する規制緩和	改正地方公務員法第3条3項3号及び22条の2 会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルP11からP12まで及びP46 問2-4	改正地方公務員法に於ける「区長」の任用方法について	区長(町吏人)は、改正地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき、特別職の公務員として任用している。これは、行政事例(期26年5月1日付) 地自公発第179号倫向市長あてに「名張市市民センター条例」を廃止し、「名張市市民センター条例」を施行しました。これは、市民センターで学んだ知識や技術を地域社会へ還元し、地域の課題解決を推進しようとするものでした。また、コミュニティゼミなどを可能にすることで、地域活動やサークル活動の実践の場が広がり、更なる事業展開を図るとするものです。現行の社会教育法では、営利目的の事業が禁止され、活動の幅を狭めていたことから、市民センターへ移行することで、地域課題解決への環境が整うと判断したためです。現在、地方自治法に基づく事務委任・補助執行により、首長部局の職等には社会教育施設の運営を委ねることも可能ですが、最終的な責任の所在が不明確となることも懸念されます。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html	
H30	37	03.医療・福祉	一般市	長岡市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第2条、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則第1条	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書提出における請求書類の簡素化	法定受託事務である戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける請求書類の記入項目の見直し等による書類の簡素化により、手続時の負担軽減を図る。 【簡素化の案】 以下の記載欄を廃止する。 ○「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」 ①「戦没者等」欄のうち、「もの身分」、「生年月日」、「死亡年月日」、「除籍時の本籍等」(「除籍時の本籍等」は自治体使用欄とする。) ②「国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長」欄 ③「国債の償還金の希望支払場所」欄 ○「戦没者等」の遺族の現況等についての「申立書」 ①「戦没者等」の続柄(欄)「選択式」及び「番号記入式」とする。 ②「弔慰金を受けた者」欄、「公務扶助料、遺族年金等」を受けた者欄	請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行なった上、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。請求手続きが簡素化されたことにより、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。 【参考】 第十回特別弔慰金の請求受付件数：3,199件	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	38	03.医療・福祉	指定都市	京都府、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	企業主導型保育事業費補助金実施要綱 第3の2の4(1)	保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども子育て支援事業計画」に基づいての締結調整が認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可外保育施設であり、この締結調整の対象とはならない。 地域のニーズ調査等に基づき策定している事業計画とこの既存の保育所や企業主導型保育事業の協力的に運営できる必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、「地域枠」を設ける際に、自治体へ事前協議を行うようにされた。	企業主導型保育事業は認可外保育施設であることから、市への法的な手続きは事業開始後に開設届を提出するのみであり、事前に開所することが困難な制度設計となっていることから、「市町村子ども子育て支援事業計画」において、保育の見込みが無く、定員割れの園が多数発生している区域においても地域枠定員を設定した企業主導型保育事業所が開設され、保育提供体制の供給過剰状態を助長する例が生じることが懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html	

対応方針(開議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(開議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部署
<p>6【内閣府(8)【総務省(9)】 住民基本台帳法(昭42法18)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 申請書等に記載された世帯構成の確認方法については、申請書等の口頭での確認等により世帯構成を把握可能な場合があるなど、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化し、地方公共団体に2018年度中に通知する。 [措置済み(平成30年11月27日付内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課事務連絡)]</p>		<p>申請書等に記載された世帯構成の確認方法については、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化した。</p>	<p>【内閣府】情報連携による世帯構成の確認方法について(平成30年11月27日付事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taianbosyu/2018/h30htsuchi.htm#h30_31</p>	
<p>6【国土交通省】 (10)道路運送法(昭26法183)、鉄道事業法(昭61法92)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び交通政策基本法(平25法92) (i)道路運送法94条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書(旅客自動車運送事業等報告規則(昭39運輸省令21)2条)に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法55条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書(鉄道事業等報告規則(昭60運輸省令9)2条)に含まれる鉄道事業者の情報については、あらかじめ、提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が当該提供可能な情報について当該地方公共団体に申し渡すか又は提供可能な範囲を構築し、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (ii)地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律4条4項及び交通政策基本法10条、12条、27条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、公共交通事業者に2018年度中に通知する。 また、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>		<p>鉄道事業者・バス事業者の事業報告書等に含まれる情報については、地方公共団体の求めに応じ、国土交通省から提供する仕組みを構築した。また、公共交通事業者に対し、地方公共団体の情報提供依頼に可能な限り協力する旨を通知した。併せて、地方公共団体と公共交通事業者が情報の共有・活用に取り組んでいる事例を周知した。</p>	<p>【国土交通省】一般乗合旅客自動車運送事業者・鉄道事業者に関する情報を地方公共団体に提供する仕組みの構築等について(平成31年3月28日付内閣総裁第154号、内閣総裁第422号、内閣第383号、内閣第298号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taianbosyu/2018/h30htsuchi.htm#h30_32</p>	<p>国土交通省総合政策局交通政策課 国土交通省鉄道局鉄道サービス政策室 国土交通省鉄道局鉄道事業課 国土交通省自動車局旅客課</p>
<p>6【内閣府(5)【文部科学省(5)】【厚生労働省(13)】 教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。</p>		<p>幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例については、5年間(令和6年度末まで)延長した。</p>	<p>【文部科学省】教育職員免許法(令和1年6月14日号外法律第37号) 【文部科学省】教育職員免許法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号) 【内閣府】文部科学省【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和1年6月7日号外法律第26号) 【内閣府】文部科学省【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律新旧対照表(令和1年6月7日号外法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taianbosyu/2018/h30htsuchi.htm#h30_33</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (s8)放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実施等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方も踏まえて、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (1)放課後等デイサービスの利用対象児童の拡大については、専修学校・各種学校に通学中の障害児に關しても、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日・自主的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を特に必要とするものとして市区町村長が認める場合は、その給付決定を行うことを可能とする。 [措置済み(児童福祉法の一部を改正する法律(令和4年法律第86号)]</p>	<p>放課後等デイサービスの利用対象となる障害児に、専修学校等に就学している障害児のうち、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市区町村長(特別区の区長を含む。)が認めるものを加える法律改正を行った。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法の一部を改正する法律の公布について(通知)(令和4年6月15日付厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taianbosyu/2018/h30htsuchi.htm#h30_34</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p>
<p>6【文部科学省】 (6)社会教育法(昭24法207)、図書館法(昭25法118)、博物館法(昭26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法182) 公立社会教育施設については、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。</p>		<p>公立社会教育施設(博物館、図書館、公民館等)については、地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とした。</p>	<p>【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正について(令和元年6月7日付文部科学省総合教育政策局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taianbosyu/2018/h30htsuchi.htm#h30_35</p>	<p>文部科学省総合教育政策局地域学習推進課</p>
<p>6【総務省】 (6)地方公務員法(昭25法261) (i)地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平29法29)で新たに導入される会計年度任用職員(改正後の地方公務員法22条の2)に整理されるいわゆる「区長」が担う業務の取扱いについては、委託による対応等も含め、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルにおいて明確化し、地方公共団体に2018年度中に周知を行う。 [措置済み(平成30年10月18日総務省自治行政局公務員部長通知)]</p>			<p>【総務省】会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について(通知)(平成30年10月18日付総行第135号、総行第49号、総行第17号、総行第211号、総行第48号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taianbosyu/2018/h30htsuchi.htm#h30_36</p>	
<p>6【厚生労働省】 (22)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続を簡素化する方向で検討し、2018年度中に検討の方向性を示した上で、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 【厚生労働省】 (24)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) (24)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、省令を改正し、簡素化する。 [措置済み(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第71号)]</p>	<p>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、省令を改正し、簡素化した。また、特別弔慰金に係る事務処理マニュアルを都道府県に配布した。</p>	<p>【厚生労働省】戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第71号) 【厚生労働省】戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(令和2年3月30日付厚生労働省社会・援護局長通知) 【厚生労働省】第十一回特別弔慰金マニュアル(厚生労働省社会・援護局援護・業務課)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taianbosyu/2018/h30htsuchi.htm#h30_37</p>	<p>厚生労働省社会・援護局援護・業務課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	中期 計画	分野	提案団体 の属性	所沢市 団体	関係府省	地区 区分	拠拠法令等	提案事項 (申請名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における概算的な 調整結果(概要)
H30	50	03_医療・ 福祉	施行時特 例市	所沢市	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和	子ども子育て支援交付金交付 要綱	子ども子育て支援交付 金の返還金処理の円滑 な事務の執行	市町村は、子ども子育て支援交付金について、交付 を受けた年度の翌年度4月までに事業報告書提出す ることが交付要綱により定められているところであるが、 その後の国からの交付額の確定通知が遅く、交付金の 返還金処理を翌年度の後半になって行っている。 また同交付金に係る手続きについて、県からの確定通 知は国よりも早期に発出されており、国と県の連携に大 きな差があることから、職員の手続き負担を軽減し、国 と県の返還金手続きを同時期に実施できるよう運用の 改善を求めたい。	実績報告に基づき交付額が確定し、超過交付が生じた場合は返還金の事務処理を行っているが、例年、返還に係る国からの交付確定の通知が過年度となり(おおよそ翌年度末)、そのため返還金を補正予算に 計上している。補正を行うと議決後でなければ返還の手続きに進めないため、事務手続きの負担となっている。 国と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続を繰り返し実施することになり、事務負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-
jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu- jokka.html
H30	51	12_その他	指定都市	さいたま市	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	地方自治法第243条 地方自治法第158条	地方自治法施行令第 158条(歳入の徴収又は 取納の委託)における歳 入科目の追加	公の施設に設置されている、市民が利用するための印 刷機器について、指定管理者が料金を徴収することを 可能とする提案。	—	—
H30	52	03_医療・ 福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	障害者総合支援法第5条第3 項、障害者総合支援法施行規 則第1条の4の2	重度訪問介護の訪問先 に係る制限の緩和	常時介護が必要な重度障害者が在宅勤務している場 合、勤務時間中に自宅で重度訪問介護を利用可能と することを求める。	全身の筋力が低下する難病(先天性筋繊維型不均等症)により、ペントトルを持ち上げること等の日常生活が困難な重度身体障害者がある。常時介護が必要であるが、パソコン操作が可能であるために就労し、 9時～16時の間に在宅でパソコン入力作業を行っている。 重度訪問介護の提供場所は居室や病院等に限定され、職場は認められていない。そのため、本件の場合、作業を行っていない休憩時間(12時～13時)中に限り、食事や排せつに係る支援を受けることができる 就労していない場合にはサービスの利用が可能であるにも関わらず、在宅で勤務した場合には勤務時間中にサービスを利用できないことは、公平とはいえない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-
jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu- jokka.html
H30	53	03_医療・ 福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	平成29年12月21日付け子保 護121第1号・厚生労働省子ども 家庭局保育課長通知により通 知された「子育て安心プラン 実施計画」作成要領	「子育て安心プラン実施 計画」策定における算定 基準の見直し	「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けることで、 保育所等整備交付金の国庫補助率が嵩上げされる が、その嵩上げ要件を見直すこと。	—	—
H30	54	03_医療・ 福祉	指定都市	さいたま市	内閣府、厚 生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準(平成26年4 月30日厚生労働省令第61号) 第6条	家庭的保育事業等の設 備及び運営に関する基 準の見直し	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(第 6条の規定について、①小規模保育事業者等が保育 士等を十分に確保していると認められるなど一定の基 準を満たしている場合においては、第2号に定める代 替者の提供を行う連携施設の確保を要しないことを認 め、②第3号に定める卒園児の受け皿となる連携設 施に、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行って いる認可外保育施設を認める、③連携施設の確保が困 難である状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっ ている経過措置期間を延長する。	以下の理由により、小規模保育事業者等の連携施設の確保が進んでいない。 ・いずれの施設も保育士確保に苦慮する中において、代替者を提供するための職員確保が困難。 ・本市における小規模保育事業者等は、正規職員のほか臨時職員を含め人員を十分に確保できていることから連携施設による代替者の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保 の足かせとなっている。 ・卒園児の受け皿となる連携施設については、保育ニーズが高くなり、いずれの認可外保育施設も利用希望者が多い中、小規模保育事業者等の卒園児を優先的に受け入れるための枠を確保しており余裕がない結果、 保護者が当該施設を利用することに不安や負担を感じている。 ・経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了まで連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-
jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu- jokka.html
H30	55	03_医療・ 福祉	一般市	南房総市、水戸 市	文部科学 省、厚生労 働省	B 地方 に対する 規制緩和	児童福祉法、児童福祉法施行 規則、児童福祉施設の設備及 び運営に関する基準、教育職 員免許法、教育職員免許法施 行規則、免許更新講習規則、一時預かり事業実施要綱	一時預かり事業(幼稚園 型)の人員配置基準の 緩和及び幼稚園免許更 新対象者の拡大	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保 育士又は幼稚園教諭の資格保有者が三分の一以上配 置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新してい ない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長 が適宜の実務経験を認め、小学校教諭及び養護 教諭免許所有者も資格保有者として認められ、 幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許 更新ができる者一時預かり事業を行う者及び行予 定の者も含めるようにされた。	南房総市においては、4、5歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休業中に保育が必要な子どもに対しては一時預かり事業を実施している。当前においては、幼稚園教諭の教材研究の 時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用しているが、資格保有者の確保に苦慮している。 今後、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していかねば人材の確保が難しくなっていく。また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。 このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等の負担となっていることとあわせて、教頭等が出張等で不在の際は、一時預かり事業が行えない状況である。 さらに、非常勤職員の中には幼児教諭資格喪失者(かつては資格を所有していた者)を人員配置基準の資格保有者に含めることができない上に、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象となっており、 これらの者は幼稚園免許を更新できない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-
jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu- jokka.html
H30	56	12_その他	都道府県	京都府、京都 市、堺市、兵庫 県、神戸市、和 歌山県、鳥取 県、徳島県	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	・地方自治法施行令第143条第 1項第4号 ・昭和38年12月19日付け自治 庁行発第93号行政課長通	歳出の会計年度所属区分につ いて、「当該行為の履行 があった日」とは、履行確認(確定)の日に限ることと、開 閉編成の観点から、翌年度に行為の完了を確認するこ とにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認めら れる日も含まれるという解釈を示された。	昭和38年12月19日付け自治庁行発第93号行政課長通知において、地方自治法施行令第143条第1項第4号の「当該行為の履行があった日」とは「履行確認の日」を指すとされている。しかし、警備等の庁舎管 理業務は終日継続して業務が行われることから、年度末の給付行為の完了は職員が最終日の深夜の時に行う必要があり、過大な事務負担や実態に即していない完了検査となっている。また、3月31日24時までの 業務の完了報告書を3月31日付けで提出させることについて、受注企業からもコンプライアンス観点による難色を示され、対応に苦慮している。 当該事項は、平成27年12月に総務省の「地方公共団体の財務制度に関する研究会」から出された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」でも、より実態に即した制度に見直すよう指摘されていると ころである。さらに、昨年の行政文書の取扱いは軽微化も踏まえ、現行取扱の根拠となっている昭和38年12月19日付け自治庁行発第93号行政課長通知において、見直しを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-
jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu- jokka.html	
H30	57	12_その他	都道府県	京都府、滋賀 県、京都市、宇 治市、福井県、 名古屋市、福 岡市、福岡市、 札幌市、宇治 市、富津市、 札幌市、城陽 市、向日市、八 幡市、京田辺 市、京丹後市、 木津川市、大山 崎町、久御山 町、井手町、宇 治田原町、笠置 町、和東町、南 山城村、京丹波 町、伊根町、身 津野町、大阪 府、堺市、兵庫 県、神戸市、和 歌山県、鳥取 県、徳島県	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	地方公共団体の財政の健全化 に関する法律(平成十九年法 律第十七号)、地方公共団 体の財政の健全化に関する法 律施行規則、地方自治法	財政健全化法に基づく 健全化判断比率の算 定・報告の一元化	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、 「財政健全化法」という。)による「健全化判断比率の 算定・報告については、各団体の地方公共団体共通の法定 事務であり、今後も総務省において継続調査すること が想定される事務であることから、自動記帳等の機能を 備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子 調査システムを構築することにより、効率的に事務を 進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」 が可能となることを求める。	例年、総務省が実施する普通交付税算定については、交付税算定業務支援システム(Lask)により、地方財政状況調査、地方公営企業決算状況調査(以下、「決算統計」という。))については、地方財政決算情報 管理システムによる提出とされている一方、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告については、エクセル形式によるメール提出とされている。 健全化判断比率の算定に当たっては、普通交付税算定と併せて地方債同等額等償還額等の数値を転記する項目が多いことに加え、エクセルファイルの管理等、人を介する作業が多いため、ケラミスが発生 する可能性が高い。例年、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告等の調査業務については、各地方公共団体において6～8月にかけて多大な時間を要する事務となっている。 また、都道府県市町村当課においては、各市町村のデータを手動による取り付けにより、総務省に報告することとしているため、こちらについてもケラミスが発生する可能性を有する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-
jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu- jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (概要年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部署
<p>6【内閣府】 (11) 子ども・子育て支援法(平24法65) (イ) 子ども・子育て支援交付金については、交付金の返還に係る地方公共団体の円滑な事務の執行が可能となるよう、毎年度可能な限り早期に交付金額を確定する。</p>		<p>前年度より早期に子ども・子育て支援交付金の額の確定を行い、地方公共団体へ通知した。</p>	<p>【内閣府】1130子ども・子育て支援交付金確定依頼書(令和2年1月24日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_50</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部</p>
<p>6【厚生労働省】 (28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (v) 重度訪問介護については、地方公共団体等の意見や福祉施設と労働施策との役割分担を踏まえ、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令2> 【厚生労働省】 (22) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭35法123)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 重度障害者等に対する就労支援については、職場等における介助等の支援を実施するため、重度訪問介護サービス利用者等に対する障害者雇用納付金制度に基づく助成金を拡充するとともに、地域生活支援事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律77条)の中に、企業が当該助成金を活用しても雇用継続に支障が残る場合や重度障害者等が自営業者等として働く場合に支援を行う「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を創設する。 〔措置済み(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件)の改正に関する告示(令和2年厚生労働省告示第205号)、令和2年3月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知〕</p>	<p>重度障害者等に対する就労支援について、職場等における介助等の支援を実施するため、重度訪問介護サービス利用者等に対する障害者雇用納付金制度(障害者の雇用の促進等に関する法律49条)に基づく助成金を拡充するとともに、地域生活支援事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律77条)の中に、企業が当該助成金を活用しても雇用継続に支障が残る場合や重度障害者等が自営業者等として働く場合に支援を行う「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を創設する。 〔措置済み(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件)の改正に関する告示(令和2年厚生労働省告示第205号)、令和2年3月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知〕</p>	<p>【厚生労働省】障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第205号) 【厚生労働省】「地域生活支援事業等の実施について」の一部改正について(令和2年3月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_52</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p>
<p>6【内閣府(3)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・連携施設に関する経過措置(同令附則3条)の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することし、所要の措置を講ずる。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 【内閣府(4)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項)については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿(同令6条1項のイ)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるとする。 〔措置済み(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号))〕</p>	<p>連携施設を確保しないことのできる経過措置期間を5年間延長するとともに、連携項目のうち卒園後の受け皿については、企業主導型保育事業所や市町村が独自で認証している保育所等から確保することが可能となった。</p>	<p>【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_54</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【文部科学省】 (4) 教育職員免許法(昭24法147) (v) 幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習(9条の3第3項)の受講対象の拡大については、幼稚園型の一時預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者のうち幼稚園教諭普通免許状が未更新により失効している者については、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令4法40)により教育免許更新制が廃止に解消されることに伴い、過去に免許状を授与した事案に基づき免許状を再授与することが可能であることを地方公共団体に通知する。 〔措置済み(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知)〕</p>	<p><令元> 【文部科学省】 (5) 教育職員免許法(昭24法147) 幼稚園型の一時預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者については、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令4法40)により教育免許更新制が廃止に解消されることに伴い、過去に免許状を授与した事案に基づき免許状を再授与することが可能であることを地方公共団体に通知する。 〔措置済み(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知)〕</p>	<p>教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正により、教育免許更新制を発廃的に解消することとなり、令和4年7月1日時点で有効な免許状(7月1日以降に免許状の修了確認期限又は有効期間の満了の日を迎えるもの、旧免許状で休職状態のもの)については、免許状更新講習の受講や免許の更新手続きの必要がなくなった。また、失効中の免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請を行うことで、免許状更新講習の受講や更新手続きの必要がなくなった。</p>	<p>【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について(通知)(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知) 【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(抜粋)(令和4年法律第40号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_55</p>	<p>文部科学省総合政策局教育人材政策課</p>
<p>6【総務省】 (13) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要なデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 【総務省】 (15) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率の算定及び報告(3条1項)については、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率の算定に活用可能なデータを所定の様式に自動転記して提供する仕組みを構築し、令和2年度から運用を開始する。</p>	<p>総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率の算定に活用可能なデータを自動転記する所定の様式及び自動転記マニュアルを作成し、令和元年度決算に基づく算定様式の提出から運用を開始した。</p>	<p>【総務省】健全化判断比率及び資金不足比率の提出等について(照会)(令和2年5月15日付け総務省自治財政局財務調査課長・公営企業課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_57</p>	<p>総務省自治財政局財務調査課・公営企業課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請期間	分野	提案主体の属性	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における政策的な趣旨(法名)
H30	58	07_産業振興	都道府県	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引き(平成29年5月(発注)中小企業基盤整備機構高度化(事業部))	高度化資金貸付金の適切な資金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	高度化資金貸付金に係る都道府県から(猶法)中小企業基盤機構(以下、「機構」とい。)への適切な支払手続きにおいては、都道府県から機構に対する請求書発行依頼を行うことが義務付けられており、機構は都道府県からの請求書発行依頼元に請求書を発行されている。本提案では、都道府県から機構に対する請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。 【制度改正の必要性】 猶約金は、機構が元金の償還状況等を踏まえて都道府県に対して請求すればよく、請求書発行依頼は不要な事務手続きと考えられる。 【具体的な支障事例】 不要な事務手続きが義務付けられていることにより、事務処理期間の短縮が図られないことと、都道府県に事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html
H30	59	07_産業振興	都道府県	京都府、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法から中小企業等協同組合のための中小企業等協同組合法の改正	【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成27年)。 しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついでに、他法律(資金業法や産業業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html
H30	60	02_農業・農地	都道府県	京都府、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額を超える農林水産大臣が別に定める範囲を超える計画価額又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件(告示)(平成12年3月30日農林水産省告示第453号)(改正 平成25年8月27日農林水産省告示2397号)	災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和 災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和	【現状】 災害復旧事業において計画変更する際には、「増加」、又は減少する工事費の額(設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除く。)が、変更前の工事費の額の30パーセントに相当する額(その額が200万円を超える場合は、200万円。ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るものうち、若手県、宮城県又は福島県に係るものにあつては、その額が2千万円を超える場合は、2千万円)を超えないこととしている。 【支障】 災害復旧事業は、その性格から残土を取り扱ったことが多く、近年、現場の近隣で残土処分地の確保が困難となっている。災害査定時に処分先が決定していない場合、必要最低限の処分費用の計上しかできないが、その結果として、遺材に残土処分地が決定した場合に、処分費用や運搬距離の重要等の内容で重要変更となるケースが増えている。重要変更となる基準が厳格なため、近年災害が多発する状況下では、このため簡易な内容であっても重要変更となり協議に時間を要している。そのため、現行の基準を3割以上かつ農地500万円以上、施設1000万円以上、農地2000万円以上の増減(※)とする等の緩和を行うよう求める。 ※H26年重要変更協議案件 84件 本案の実現により軽微変更となる件数 30件 効果約35%件数減	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html
H30	61	12_その他	都道府県	京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	漁業法92条、93条	海区漁業調整委員会の公選委員の補欠選挙に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、公選委員の不足数に達しないこととする等、補欠選挙実施基準の緩和を求める。	海区漁業調整委員会は15人(公選委員:9人、知事選任委員6人)の海区委員で構成されており、農林水産大臣が指定する海区にあつては10人(公選委員:6人、知事選任委員4人)の海区委員で構成されている。なお、京都府海区漁業調整委員会の場合は、農林水産大臣が指定する海区にあつては、計10人の海区委員で構成されている。海区漁業調整委員会の高い公益性に鑑みて同規定が設けられていることは理解できるが、例えば、公職選挙法113条に規定されている各種議員選挙の補欠選挙に係る要件と比較しても、最も厳格なものだと理解している。 また、当該補欠選挙に係る事務については、準備期間は約1ヵ月半に及び、説明会の開催や投票のための資材(投票用紙や不在者投票関係書類など、通常の議員選挙の選挙関係の資材材約50種類)の準備など、多くの事務を限られた人員で行うなければならない。特に、説明会等の各種事務が沿海市町村に出向の際は、京都市内の府選挙管理委員会事務局から沿海市町村まで距離が離れたため、移動が大きな負担の一つとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html
H30	62	10_運輸・交通	都道府県	京都府、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第4条、貨物自動車運送事業法第3条	道路運送法に基づく旅客運送と貨物運送の掛け持ちに関する規制緩和	道路運送法に基づく旅客運送と貨物運送の掛け持ちについては、国土交通大臣の許可に基づき平成29年8月31日に公示され、平成29年9月1日以降は、許可の対象地域が、①通称自立対策別冊で定められた通称地域のみならず、②人口3万人未満の地域である場合、タクシー事業者による貨物運送やトラック運送事業者による旅客運送などが可能となるところである。京都府内では合併前は通称地域であり、かつ人口3万人未満であった旧丹波町、旧久美浜町(現美丹市)、旧日吉町、旧美山町(現南丹市)は、合併後全域が通称地域となつたが、人口3万人を超えていたが、貨客混載が可能な区域として示されている現在の要件を満たさず、対象地域外となっている。 【懸念の解消】 当該地域は、複雑なタクシー事業者が存在しない、又はタクシー事業者がない地域であり、タクシー事業者による貨物運送、トラック運送事業者による旅客運送が可能になることで移動手段の確保の観点や人材の有効活用(面)から地域の活性化につながるものと考えられる。 ※①②の要件を満たす京都府内の地域は、京都市旧京北町、福知山市旧三田町・旧夜久野町・旧大田町(福知山市は、旧町単位でみなし通称の指定がされている。)、宮津市、笠置町、和東町、南山城村、京丹波町、伊根町	
H30	63	12_その他	都道府県	京都府、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、神戶市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	内閣府設置法(平成11年法律第89号)	原子的放射線業務に係る手続きの改善(従出書類の見直し)	放射線業務に係る手続きの改善(功績證書及び履歴書の簡素化、戸籍抄本等の提出の電子化)を求めるもの。	
H30	64	06_環境・衛生	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	内閣府、環境省	B 地方に対する規制緩和	放射線監視等交付金交付規則	原子力関係交付金の事務の簡素化	①は平常時から原子力施設に対する環境放射線監視業務に係るもの。②は事故発生時の対応のためのモニタリング体制に係るもの。両者の関係施設が同一地点にある場合、以下の様な非効率な事態が生じている。 ・土地の賃貸借料、電気代等の経費については各交付金毎に按分算出するよう求められており、膨大な事務量を要する懸念がある。(具体的には、目的外使用を避けるための用途制限や、契約等の分割、分割ができない場合は両交付金への費用按分(年度末の繁忙期に合わせたもの)といった事務が想定される。) ・府県は両者のモニタリングを受ける必要があり、国も方針決定に当たり両省調整を要しており非効率である。 また、緊急時用途と平常時用途と必要とする機能が異なる部分はあるが、それを基本とした空間放射線量率測定や放射線濃度測定等の機器を設置しており、使用目的が異なるというだけで、両設備に係る経費についてまた按分算出させる理由が乏しいと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html
H30	65	12_その他	都道府県	京都府	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付規則	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならないこととしている。年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続きは十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	地方自治体の補助金等の交付事業は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、相当の日数を要するところ、民間等事業者の地方創生の取組みを支援する間接補助事業等について、年度末までに補助金等の交付を完了させようとする、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。例えば、中小企業の生産性向上のための設備導入等への補助事業において、企業が受注済の商品等の製造・納品後に設備の入れ替えに着手し、導入完了が年度末ぎりぎりになるケースが多いため、補助事業の活用を断念させるを得ることなど、地方創生の推進に大きく支障となる。なお、内閣府からは、間接補助事業者への補助金交付完了を3月31日までにこなさなければ当該年度の補助事業として完了したとはいえないとの指摘を受けているところ。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html
H30	66	03_医療・福祉	町	紙野町、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生令第33号)第38条	児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生令第33号)第38条により、保育士や社会福祉士等の「児童の遊びを指導する者」を配置することとしている。また、児童館設置運営要綱において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとしている。児童の遊びを指導する者との共通の資格を有する放課後児童支援員の配置基準においても、2名のうち1名が補助員の代替が可能(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条)となつたことから児童館も並びをとり、本規定について、小型児童館の場合においては、「児童の遊びを指導する者」1名+補助員(監督者又は子育て支援員研修修了者等)の体制でも運営を可能としたい。	現在、本町において、子ども、子育て環境の充実のため、保育所、幼稚園、児童クラブ、放課後子ども教室などの整備を進めた結果、児童館に配置すべき「児童の遊びを指導する者」と共通する有資格者を持つ方を必要とする場が増加したところ。その結果、「児童の遊びを指導する者」の資格を持つ者が不足する事態が発生し、現在児童館に勤めている方が退職した後に職員の出発を行っても、勤務希望者がいない等、職員が確保できず、児童館の運営に支障を生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (編纂年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【警察庁(1)】【金融庁(1)】【財務省(2)】【厚生労働省(14)】 【農林水産省(1)】【経済産業省(1)】【国土交通省(3)】【環境省(1)】 中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					中小企業庁経営支援課
<p>【農林水産省】 (4)農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (5)災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令文> 【農林水産省】 (5)農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) 災害復旧事業の変更(施行規則2条3号)については、変更協議を要しない工事費の増減額の上限を200万円から1000万円に引き上げる。 〔措置済み(農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条五号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件の一部を改正する件(令和元年農林水産省告示第488号))〕</p>	<p>災害復旧事業の変更については、変更協議を要しない工事費の増減額の上限を200万円から1,000万円に引き上げた。</p>	<p>【農林水産省】農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条五号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件の一部を改正する件(農林水産省告示第488号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taianbosyu/2018/h30h_tsuichi.htm#h30_60</p>	農林水産省農村振興局整備部防災課
<p>【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267) 海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。</p>					
<p>【内閣府(15)】【環境省(10)】 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。</p>		<p>地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、事業の実施計画の変更や資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても対応した。</p>			<p>内閣府政策統括官(原子力防災担当) 原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室</p>
<p>【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (イ)児童館(40条)における児童の遊びを指導する者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)38条2項)の員数については、児童の遊びを指導する者1名とそれ以外の者1名とすることが可能であることを2018年度中に明確化する。</p>					

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請分野	分野	提案提出者の属性	提案主体	関係府省	提案区分	拠拠法令等	提案事項(申請項目)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整法見(備考等)
H30	67	03.医療・福祉	町	紙部町、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東道市、久万高原町、内子町、伊予町、松野町、鬼北町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定方法の見直し	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、指定基準を同じにする市町村が希望した場合などに一括(広域的)で申請を受理及び指定できるように求めるもの	介護保険制度の改正により、本市においても平成29年度から総合事業を開始している。事業所は、本市の住民に対してサービス提供を行う場合、事前に本市から指定を受ける必要があり、複数の市町村にまたがってサービス提供を行う事業所は、当該市町村々々から指定を受ける必要があるため、事業所及び市町村の事務が煩雑になり効率が悪く、間違いも多くなっている。現在、約50事業所の内外の事務が申請をできているが、この申請は、今後も増加すると見込まれ、事業所や市町村の負担が増加し、他の事務に支障を来すことが懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	68	08.消防・防災・安全	施行時特例市	茅ヶ崎市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第86条の8	災害対策基本法第86条の8第3項の改正。	市町村の地域内で災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保すること困難な場合、災害対策基本法第86条の8に基づき、他市町村に対し他市町村への避難(広域一時滞在)を協議することができるが、避難先とされているのは同条第3項で「避難所」のみとなっているが、これに「避難場所」を追加する。	東日本大震災以降、洪水等も含めた様々な災害の被害想定が見直される中で、一市町村区域内での避難では、住民の安全が十分に確保できない場合も想定した防災対策を実施する必要がある。また、住民の生命若しくは身体を災害から保護するためには、行政区域に関係なく、最も安全と思われる避難行動をとることができる体制を構築すべきと考える。状況、災害対策基本法第86条の8では、同法第49条の7で想定される避難生活を送るための「避難所」について、第86条の8第3項で明記されているが、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」については記述がないため、避難場所の提供を他市町村に求める際の協議を行うための根拠が十分でない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	69	06.環境・衛生	一般市	空閑市		B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第33条	一般廃棄物の収集・運搬手続の緩和	公共施設から排出される一般廃棄物を、家庭から排出される一般廃棄物と合わせて収集運搬すること。	本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第33条でいふ自らの責任による適正処理を行う事業者として、同法第4条及び同法第6条の2で一市町村の責務と明確に分離する必要があると考えられることから、市有施設から排出される一般廃棄物の収集運搬を家庭から排出される一般廃棄物を分離して収集運搬を行っている。これにより、事務所管部署、予算措置、収集運搬委託契約行為から、実際の収集運搬作業に至るまで、両者をまったく分離することとなり、財政手続等で負担が生じている。しかしながら、市町村の場合、事業者の事業活動と言っても、住民サービスをもたらす活動であり、財源は、家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬と同じく自主一般財源に頼り頼るので、責務を明確に分離せずとも、両者それぞれの責務は果たされ、かえって、混在した形で果すことにより、経費財源の縮減ともいえず、効率的な行政活動の確保に繋がるとはなから考えられる。また、一般家庭から排出されるごみと同等の性質のものが多く、分け収集運搬する意義を失いしものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	70	03.医療・福祉	一般市	守口市	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認定こども園施設整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱、平成30年度認定こども園施設整備交付金に係る協議について、保育所等整備交付金交付要綱、平成29年度補正予算及び平成30年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について	認定こども園施設整備交付金等保育所等整備交付金等について、整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて運用を見直すこと。	現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支援となっている。平成29年度においては、認定こども園施設整備費補助金の内示が遅れ、幼稚園部分の実施設計費について事業者が負担することとなった例もあった。今後、このような事例で、事業者が実施設計費の負担を了承しない場合には、内示を待って整備を開始することとなり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。また、整備の規模にもよるが、実施設計に3か月程度、本体工事に少なくとも7～8か月程度の期間を要し、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わないケースもあり、そのような場合、開園予定日等から逆算し、事業者負担で実施しなければならない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	71	02.農業・農地	都道府県	新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地転用許可申請に係る法律第102条の2第2項第1号	農地転用許可申請時に添付する「必要な資力及び信用があることを証する書面」の弾力的運用	農地転用許可申請時に添付する「必要な資力及び信用があることを証する書面」について、許可権者の裁量で必要な添付書類を定められるようにする。	【支援事例】 農地転用許可申請については、農地法施行規則により「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」の添付が必須であるため、現在は国の指導により申請者に金融機関の証明書(融資証明や残高証明書等)や通帳の写しの添付を求めている。しかし、金融機関の証明書等は、事業費が少額で事業実施に必要な資力に疑いがない場合であっても一律に添付する必要があるため、申請者の負担(手数料負担等)となっている。また、許可権に当たっては申請者から事前相談があるため、事前相談を通じて申請者の状況を把握していることや、申請について疑義がある場合は必要に応じて関係者への確認を行うことから、一律に金融機関の証明書を求めるのではなく、許可権者の裁量で必要な資力及び信用があることを証する書面」を定めても適切な転用許可を求めると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	72	08.消防・防災・安全	都道府県	愛知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	・電波法第102条の2から第102条の7 ・電波法関係審査基準第40条及び第41条	防災行政用無線の「防災行政用無線区域」の指定を受けることができるよう、区域指定基準の一つである「電波伝搬路の中心線の上すべて又は一部が地上高45m以上である。」を見直す。	【支援事例】 愛知県内市町村を結び、各種防災情報システムの通信基盤として防災行政用無線回線が、名古屋市内に建設された高層建築物(地上99m)による電波遮蔽のため、平成28年8月頃から一部通信できない状況となった。そのため、平成29年6月補正予算に195,434千円を計上し、迂回ルート構築するための改修工事余儀なくされた。	—	
H30	73	01.土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・国土利用計画法23条第1項 ・国土利用計画法施行規則第20条第1項及び第2項	国土利用計画法に基づき土地売買等届出に係る副本提出の義務付け廃止	国土利用計画法の土地売買等の事後届出(第23条第1項)に係る事務について、条例による事務処理特例制度(地方自治法第252条の17の2)により、権限移譲を受けている市町村に関する土地売買等届出については、副本の提出の義務付けを廃止する。	【支援事例】 国土利用計画法では、一定の面積要件を満たす土地売買等の契約を締結した場合は、対象となる土地が所在する市町村を経由して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、同法施行規則により、正本(都道府県分)、副本(市町村分)及びそれぞれに添付する書類を提出することとなっている。当該届出に係る事務に関しては、条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村密があり、そうした市町村においては正本の提出があれば足りるものの、国土利用計画法施行規則ではこうした場合の副本の提出についての取扱規定がないため、届出者は活用できない「副本」及びその添付書類を作成しなければならず、また、市町村は正副の届出書等2部を保管しなければならない。(市町村は、権限移譲を受ける前は、副本等1部を保管。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	74	03.医療・福祉	都道府県	愛知県	消費者庁	B 地方に対する規制緩和	健康増進法第26条第2項	食品の特別用途表示の許可申請について、営業所(本社、研究所等)の所在地が都道府県庁外事務の廃止	健康増進法における特別用途表示の許可申請について、営業所(本社、研究所等)の所在地が都道府県庁外事務を廃止し、申請者から直接、内閣総理大臣(消費者庁)へ申請することとする。	※愛知県内では、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、岩倉市、愛西市、豊山町、東栄町及び飛島村(平成30年4月現在)	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	75	10.運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第1項	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。))のうち、車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助に限り、変動金利を適用している場合費用について変動金利を適用した場合の対応の柔軟化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。))のうち、車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助に限り、変動金利を適用している場合費用については、「生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。))」に記載する補助対象経費について、過去一定期間の金利変動幅や金利の平均といった指標をととし、安全率を見込んだ数字(上原見込み額)を記載できるようにする。「変更に係る申請は、借入先から利率変更の通知があつてから、速やかに行うこととし、変更後の金利が適用される前に計画の認可が間に合わなかった場合でも、新しい金利を適応と適用する」といった柔軟な対応を可能とする。	【支援事例】 補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。この計画による補助の対象期間に1年のみであるが、計画には、向こう3年間の維持事業に要する額を記載しなければならない。しかしながら、国庫補助金定額の基準としては、1年目の維持事業に要する額のみと見られる。また、年度ごとで運行形態に変更がない場合、1年目と2、3年目の維持事業に要する額に生じる差は、曜日配列の違いによるものであり、金額としても補助対象路線1本につき1万円程度のわずかな差である。このように、2年目、3年目の維持事業に要する額を算出する必要性に乏しい場合でも、当初申請にかかる計画の策定時に、本年度のみでは、補助対象路線61本(平成29年6月現在の)2年目、3年目分の維持事業に要する額を算出する必要があり、相当な事務負担を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	76	10.運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第9条第1項、同第25条	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。))のうち、車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助に限り、変動金利を適用している場合費用については、「生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。))」に記載する補助対象経費について、過去一定期間の金利変動幅や金利の平均といった指標をととし、安全率を見込んだ数字(上原見込み額)を記載できるようにする。「変更に係る申請は、借入先から利率変更の通知があつてから、速やかに行うこととし、変更後の金利が適用される前に計画の認可が間に合わなかった場合でも、新しい金利を適応と適用する」といった柔軟な対応を可能とする。	補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。補助金には複数の補助対象事業が用意されているが、このうち車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助を受ける場合、計画策定時点の金利によって算出した補助対象経費を記載する必要がある。計画認定後、金利の上昇により、補助対象経費が増額となる場合は、あらかじめ国土交通大臣から計画の変更について認定を受ける必要があり、当該認定申請は、上昇した金利が適用される1か月前までに提出するよう求められている。しかし、本県においては、借入先から事業者に対する利率変更の通知は必ずしも金利適用の1か月前となっており(借入先の決まり等に基づく)、申請に係る手続(協議会の開催など)を考えると、申請期限までに変更申請が間に合わない場合には、補助対象事業者が金利上昇分の補助を受けられない可能性がある。また、金利の変動の度に、協議会において関係市町村長や関係バス事業者代表者等を集えた協議を経て申請を行うことは、大きな事務負担となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	77	12.その他	村	鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖町、富士河口湖町、小笠原村、波山村	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 電太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン	太陽光発電施設の撤去に関する方針の明確化	太陽光発電施設の撤去を撤回する前に事業者が倒産した場合の施設撤去に向けた方針を明確化する。	—	

対応方針(閣議決定)記載内容 (議案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (イ)介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定(115条の45の5)に係る事務については、地方自治法(昭22法67)に基づく協議会(同法252条の2)、事務の委託(同法252条の14)、事務の代替執行(同法252条の16の2)、一部事務組合(同法286条)、広域連合(同法291条の2)等の仕組みを活用し一括で行うことが可能であること及び活用事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>		総合事業の事業者の指定については、地方自治法の仕組みが活用できることや活用事例を周知した。	【厚生労働省】全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料(平成31年3月19日厚生労働省老健局)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_67	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
<p>6【内閣府(6)】【総務省(7)】 災害対策基本法(昭36法223) (イ)指定緊急避難場所の指定(49条の4第1項)については、近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所を指定することが可能であることを明確化するため、改めて地方公共団体に2019年度中に通知する。</p>		近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所(指定緊急避難場所)を指定することが可能であることを周知した。	【内閣府】【総務省】指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の促進等について(平成31年1月24日付け府政第60号、消防第21号、国地広第70号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_68	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当) 総務省消防庁国民保護・防災部防災課
<p>6【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 (イ)認定こども園施設整備交付金及び保育所整備交付金については、引き続き、地方公共団体が円滑に手続を行えるようにするため、申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等を行うとともに、その遵守に努める。</p>					
<p>6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) 資力及び信用があることを証する書面として農地転用許可申請書に添付する書類については、「農地法関係事務処理要領の制定について」(平21農林水産省経営局、農村振興局)で例示されているものに限らず、資金計画を客観的に裏付けるものであれば、農地転用許可権者の判断で柔軟な運用が可能であることを明確化するため、2018年度中に同要領を改正する。</p>		資力及び信用があることを証する書面として農地転用許可申請書に添付する書類については、通知を改正し、柔軟な運用が可能であることを明確化した。	【農林水産省】農地法関係事務処理要領の制定について(平成31年3月29日付け30経管第3129号、30農振第4001号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_71	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課
<p>6【国土交通省】 (17)国土利用計画法(昭49法92) 土地売買等の事後届出(23条1項)の受理に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により、当該事務を処理する権限を移譲されている市町村(特別区を含む。)においては、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、正本のみで受理することを可能とし、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>		事務処理特例制度に基づき土地売買等の事後届出の受理事務を行っている市町村においては、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、届出の副本の提出を不要とし、正本のみで受理することを可能とし、地方公共団体に通知した。	【国土交通省】条例により事後届出に係る権限の移譲がなされている場合の国土利用計画法施行規則第20条第1項の運用について(平成31年3月8日付け国土企第81号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_73	国土交通省土地・建設産業局企画課
<p>6【消費者庁】 (1)健康増進法(平14法103) 申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務については、廃止する。</p>		申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務については、廃止した。	【消費者庁】新旧対照表抜粋_第9次地方分権一括法 【消費者庁】特定保健用食品の表示許可等について(令和元年6月7日付け消費表第61号) 【消費者庁】「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正について(令和元年6月7日付け消費表第68号) 【消費者庁】特定保健用食品に関する質疑応答集の一部改正について(令和元年6月7日付け消費表第90号) 【消費者庁】「概要」特別用途表示の許可に係る都道府県経由事務の廃止につ	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_74	消費者庁食品表示企画課
<p>6【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (イ)地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、補助対象年度以降の費用の総額等について、地域公共交通を確保及び維持するための定量的な目標及び効果等が適切に計画されているかを判断する上で必要性が低いと判断できる場合には省略が可能となるよう見直し方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令文＞ 【国土交通省】 (21)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (イ)地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」(平23国土交通省)で定められた、当該計画に記載する補助対象年度以降の費用等の記載様式を改正し、補助対象年度の計画と比較して、変動が軽微な場合には、その旨を記載することで足りるものとする。 【措置済み(平成31年4月24日付け国土交通省総合政策局長・自動車局長通知)】</p>	補助の申請時に策定する計画については、様式を改正し、軽微な変動の記載省略を可能にした。	【国土交通省】地方分権改革に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係)(平成31年3月29日付け自動車局旅客課事務連絡) 【国土交通省】地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域間幹線系統)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_75	国土交通省自動車局旅客課
<p>6【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (イ)生活交通確保維持改善計画に記載した内容に変更すべき事由が生じた場合の計画の変更時期等については、原則1か月前に変更申請を行う運用としているが、やむを得ない場合は、1か月前でなくとも申請を受け付けることを、都道府県の協議会等において2018年度中に周知する。</p>		補助申請に係る計画に変更事由が生じた場合の申請時期を周知した。	【国土交通省】地方分権改革に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係)(平成31年3月29日付け自動車局旅客課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_76	国土交通省自動車局旅客課

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【警察庁】 (4)消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許(以下この事項において「準中型免許」という。)の取得等については、普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に2019年度中に周知する。</p>	<p><令2> 【総務省】 (11)消防団員の準中型自動車免許取得の促進に関する事務 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許の取得については、自動車の運転に関する技能の教習を受けやすくするための地方公共団体等の取組を促すため、消防団員が教習を優先的に予約することを可能とするなどのモデル事業を実施し、その効果等を地方公共団体等に令和3年度中に通知する。</p>	<p>準中型自動車免許の取得費用に対する助成事業を実施する市町村の先行事例等を周知した。【総務省】 また、普通自動車免許を有していても準中型免許の取得が可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを周知した。【警察庁】、【総務省】 消防団員の円滑な準中型免許取得のための方策として、教習所の予約枠を消防団員向けに優先的に確保すること等が有効と考えられることから、これらの方策をより詳細に分析し、実施するためのモデル事業を実施し、その効果等を地方公共団体等に令和3年度中に周知した。【総務省】</p>	<p>【警察庁】01_準中型自動車免許の取得に係る事項の周知徹底に関する協力について(依頼)(令和元年10月23日付け警察庁丁連発第136号) 【警察庁】02_別添資料 【総務省】消防団員の準中型自動車免許の取得費用に対する公費助成制度に係る先行事例等について(周知)(平成31年3月27日付け消防庁国民保護・防災地域防災室長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30ft_sutchi.htm#h30_78</p>	<p>警察庁交通部運転免許課 総務省消防庁国民保護・防災地域防災室</p>
<p>【総務省】 (19)消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許(以下この事項において「準中型免許」という。)の取得等については、以下のとおりとする。 ・消防団員の準中型免許取得費用に対する、地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、先行事例等を地方公共団体に2018年度中に周知する。 ・普通自動車免許を有していても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に2019年度中に周知する。 ・上記のほか、消防団員の円滑な準中型免許取得のための方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【総務省】 (12)地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングにおいては、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングにおいてWEB会議方式を導入するなど、運用の改善を図る。 【措置済み(令和元年6月12日付け総務省自治行政局市町村課行政経営支援室長通知)】</p>	<p>地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングにおいてWEB会議方式を導入するなど、運用の改善を図った。</p>			<p>総務省自治行政局市町村課行政経営支援室</p>
<p>【総務省】 (18)地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングは単なる調査票の確認ではなく意見交換を重視したものとするにとり、負担軽減のためWEB会議方式の導入等を行う方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【総務省】 (12)地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、地方公共団体の負担軽減のため、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングにおいてWEB会議方式を導入するなど、運用の改善を図る。 【措置済み(令和元年6月12日付け総務省自治行政局市町村課行政経営支援室長通知)】</p>	<p>地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングにおいてWEB会議方式を導入するなど、運用の改善を図った。</p>			<p>総務省自治行政局市町村課行政経営支援室</p>
<p>【経済産業省】 (6)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65) 低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(第28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととしている見直しの際に、都道府県及び政令で定める市(26条1項)(以下「都道府県市」という。)並びに有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【経済産業省(7)】【環境省(14)】 「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」「低濃度PCB廃棄物等の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)」「低濃度PCB廃棄物等の測定方法について(通知)」「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準等、当該汚染物の測定方法について提示した。」「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」「低濃度PCB廃棄物等の測定方法について提示した。」「低濃度PCB廃棄物等については、処理推進の課題と対応方針について取りまとめ、処理促進に向けた手引きを作成し、地方公共団体に周知する。</p>	<p>「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」「低濃度PCB廃棄物等の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)」「低濃度PCB廃棄物等の測定方法について(通知)」「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準等、当該汚染物の測定方法について提示した。」「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」「低濃度PCB廃棄物等の測定方法について提示した。」「低濃度PCB廃棄物等については、処理推進の課題と対応方針について取りまとめ、処理促進に向けた手引きを作成し、地方公共団体に周知する。</p>	<p>【環境省】「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」「平成31年3月28日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知」 【環境省】「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」「令和元年11月11日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル処理推進室長通知」 【環境省】「経済産業省」「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期発見のための調査方法及び適正処理に関する手引き」(令和4年3月31日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30ft_sutchi.htm#h30_81</p>	<p>経済産業省産業保安グループ電力安全課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課</p>
<p>【環境省】 (8)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65) (iii)低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(第28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととしている見直しの際に、都道府県市及び有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【環境省(7)】【経済産業省(14)】 「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」「低濃度PCB廃棄物等の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)」「低濃度PCB廃棄物等の測定方法について(通知)」「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準等、当該汚染物の測定方法について提示した。」「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」「低濃度PCB廃棄物等の測定方法について提示した。」「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)」を取りまとめるに至ったため、前通知を廃止し、環境省から本通知を発出した。その他の低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題と対応方針について、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、ポリ塩化ビフェニル汚染物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行後5年以内の見直しの結果として、令和3年11月に対応方針を取りまとめた。この対応方針に基づき、令和4年3月に開催された第31回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会及び低濃度PCB廃棄物の適正処理推進に関する検討会において、低濃度PCB廃棄物の処理促進に向けた取組についての検討を行い、「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期発見のための調査方法及び適正処理に関する手引き」を作成した。</p>	<p>「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」「低濃度PCB廃棄物等の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)」「低濃度PCB廃棄物等の測定方法について(通知)」「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準等、当該汚染物の測定方法について提示した。」「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」「低濃度PCB廃棄物等の測定方法について提示した。」「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)」を取りまとめるに至ったため、前通知を廃止し、環境省から本通知を発出した。その他の低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題と対応方針について、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、ポリ塩化ビフェニル汚染物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行後5年以内の見直しの結果として、令和3年11月に対応方針を取りまとめた。この対応方針に基づき、令和4年3月に開催された第31回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会及び低濃度PCB廃棄物の適正処理推進に関する検討会において、低濃度PCB廃棄物の処理促進に向けた取組についての検討を行い、「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期発見のための調査方法及び適正処理に関する手引き」を作成した。</p>	<p>【環境省】「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」「平成31年3月28日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知」 【環境省】「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」「令和元年11月11日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル処理推進室長通知」 【環境省】「経済産業省」「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期発見のための調査方法及び適正処理に関する手引き」(令和4年3月31日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30ft_sutchi.htm#h30_82</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課</p>
<p>【農林水産省】 (6)林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42) 林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査結果報告については、当該貸付制度の適正な運営及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、調査の実施時期及び報告時期を見直すこととし、都道府県に2018年度中に通知する。</p>	<p>林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査結果報告については、通知を改正し、調査の実施時期及び調査結果報告の時期を見直した。</p>	<p>林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査結果報告については、通知を改正し、調査の実施時期及び調査結果報告の時期を見直した。</p>	<p>【農林水産省】「林業・木材産業改善資金制度の運営について」の一部改正について(平成31年3月20日付け30林政企第120号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30ft_sutchi.htm#h30_82</p>	<p>林野庁林政部企画課</p>
<p>【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (iv)介護保険法に基づく介護サービスの運営基準等については、経過措置を含め、審議会等における地方公共団体等の意見を十分に踏まえて検討するとともに、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。</p>	<p>基準省令(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号))について、省令案を複数回(令和2年12月、令和3年1月6日、14日)情報提供し、令和3年1月25日に公布した。</p>	<p>基準省令(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号))について、省令案を複数回(令和2年12月、令和3年1月6日、14日)情報提供し、令和3年1月25日に公布した。</p>	<p>【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文(現時点版)の送付について(令和2年12月10日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文(現時点版)の送付について(令和2年12月10日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文(現時点版)の送付について(令和3年1月6日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文(現時点版)の送付について(令和3年1月14日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日厚生労働省令第9号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30ft_sutchi.htm#h30_83</p>	<p>厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課</p>
<p>【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等については、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。</p>	<p>令和2年12月15日に地方公共団体に対して省令案の情報提供を実施。その後、前回の9月20日実施して省令案の情報提供をさらに3回(令和3年1月7日、同月14日及び同月20日)実施し、令和3年1月25日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等」の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)の公布を行った。</p>	<p>令和2年12月15日に地方公共団体に対して省令案の情報提供を実施。その後、前回の9月20日実施して省令案の情報提供をさらに3回(令和3年1月7日、同月14日及び同月20日)実施し、令和3年1月25日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等」の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)の公布を行った。</p>	<p>【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日厚生労働省令第10号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30ft_sutchi.htm#h30_84</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (イ)自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記載を削除することについて検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (イ)自立支援医療(5条24項)に係る支給認定申請書、受給者証、受給者証等記載事項変更届、医師の診断書等については、令和元年度中に省令及び「自立支援医療費の支給認定について」(平18厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長)を改正し、性別の記載を削除する。</p>	<p>自立支援医療に係る支給認定申請書、受給者証、受給者証等記載事項変更届、医師の診断書等について、省令等を改正し、性別の記載を削除した。</p>	<p>【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和2年3月19日付け厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部長通知) 【厚生労働省】「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について(令和2年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【厚生労働省】自立支援医療費の支給認定について(令和2年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_85</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課</p>
<p>【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。 ・公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄については、氏名の記載を不要とする。</p>	<p>公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄については、省令を改正し、氏名の記載を不要とした。</p>	<p>【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月18日付け厚生労働省令第16号) 【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月8日付け厚生労働省令第19号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_86</p>	<p>厚生労働省職業安定局雇用保険課</p>	<p>厚生労働省職業安定局雇用保険課</p>
<p>【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。</p>	<p>公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、省令を改正し、位置付けを明確化した。</p>	<p>【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月18日付け厚生労働省令第16号) 【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月8日付け厚生労働省令第19号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_87</p>	<p>厚生労働省職業安定局雇用保険課</p>	<p>厚生労働省職業安定局雇用保険課</p>
<p>【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。 ・公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長による通所に関する事項の証明については、受講した訓練に係る最終目的地のみを証明すればよい旨を明確化する。</p>	<p>公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長による通所に関する事項の証明については、省令を改正し、受講した訓練に係る最終目的地のみを証明すればよい旨を明確化した。</p>	<p>【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月18日付け厚生労働省令第16号) 【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月8日付け厚生労働省令第19号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_88</p>	<p>厚生労働省職業安定局雇用保険課</p>	<p>厚生労働省職業安定局雇用保険課</p>
<p>【総務省】 (4)放送法(昭25法132) 小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県に2018年度中に通知する。</p>	<p>小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県に2018年度中に通知した。</p>	<p>【総務省】小規模施設特定有線一般放送にかかる手続の届出方法について(通知)(平成31年3月27日付け総務省情報流通行政局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_89</p>	<p>情報流通行政局衛星・地域放送課</p>	<p>情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室</p>
<p>【農林水産省】 (13)食料産業・6次産業化交付金 食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体及び地方農政局から意見聴取を行った上で、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請できない経費の明確化や、事業実施計画策定時における経費の積算の簡素化を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 【農林水産省】 (16)食料産業・6次産業化交付金 食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、対象となる経費の判断基準や積算の簡素化の事例を地方農政局及び地方公共団体に通知する。 【措置済み(平成31年2月1日付け農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課事務連絡)】</p>	<p>地域での食育の推進事業に係る対象経費の判断基準や積算の簡素化の事例を地方農政局及び地方公共団体に通知した。</p>	<p>【農林水産省】「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた食料産業・6次産業化交付金(地域での食育の推進)に関する対応について(平成31年2月1日付け食料産業局食文化・市場開拓課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_93</p>	<p>農林水産省費・安全局消費者行致・食育課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請	分野	提案団体の属性	関係府省	提案区分	拠出法令等	提案事項(申請書)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における取組の進捗状況(得意先)	
H30	94	02.農業・農地	都道府県	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、栗東町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良事業関係補助金交付要綱	土地改良事業関係補助金交付決定前着工制度の導入	【現行規定】農地整備事業などの土地改良事業関係補助金については、要綱等において「交付決定前着工」制度が整備されていない。そのため、着工が可能となるのは国の交付決定日以降となる。 【支援】ほ場整備事業においては、早期執行の観点から、通常は年度内で工事を完了している。工事着手前に策定する換地計画原案については、土地改良事業関係補助金による業務委託により実施している。しかし、土地所有者との調整に時間を要し、年度を跨いで業務委託を実施する事例も生じている。 当該地区において、年度内に工事を完了するには、7月中に換地計画原案を策定して、工事発注を行わなければならない。そのため、年度当初から換地業務を委託するなど換地計画原案の策定に向けた準備を行う必要があるが、国の交付決定日以降5月であったため、約1か月業務を実施することができず、工事進捗の遅延につながっている。 年度内工事完了しない、翌年度春からの作付け作業が実施できない等の支障が生じる可能性があるため、農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業においても交付決定前着工制度を導入されたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html	
H30	95	02.農業・農地	都道府県	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、栗東町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱	農地耕作条件改善事業の実績報告に際し、添付書類として求められている契約書の写しの提出を廃止し、実績報告書の簡素化を図ること。	本県では、農地集積・集約化のための農地買戻について、「農地耕作条件改善事業交付金」により補助を受けて事業を実施している。同交付金は、交付対象事業が完了した後、実績報告書を行う必要があるが、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱により、実績報告書に添付書類の写し等の添付が求められている。地方公共団体が交付事業対象者となる場合は、添付資料が膨大となり、本県における平成29年度の実績報告では、用地買戻に係る契約書等について約120件(300万円)を添付したため、大きな負担となった。 同様に農地整備を目的とする他の補助事業(農山漁村地域整備交付金等)の場合は、実績報告にあたって添付書類のうち契約書の写しの提出は不要とされているため、本事業においても同様の取扱いとすることにより、報告事務の簡素化をより求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html	
H30	96	12.その他	都道府県	埼玉県、所沢市、狭山市、坂戸市、伊奈町、小籠野町、栗東町、東京都	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第231条の2第6項地方自治法施行令第157条の2	公金取納における明確化	【制度改正の必要性】電子マネーは、少額の支払において小銭の取扱いが不要となり迅速な支払が可能、利用者の利便性が高い決済手段である。平成20年の電子マネーによる決済は11億件、決済金額は17,581億円であったが、平成28年には52億件で4.7倍、決済金額は151,436億円で6.8倍と飛躍的に増えている。また、日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年(2020年)に、国が目標としている4,000万人の外国人旅行者が訪日し、快適に観光できる環境整備に資するものとしても、電子マネーによる公金取納を推進することが、県民及び外国人旅行者の利便性向上に資するものとなる。 【支援】地方自治法上、電子マネーの取扱いが収入の方法として定められていないため、導入の妨げとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html	
H30	97	08.消防・防災・安全	都道府県	秋田県、男鹿市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、羽後町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条	災害救助法第4条第4項救助の程度、方法及び期間に関する事項②(留意点及びき)	日本大震災等による避難者の応急仮設住宅に代替し、災害救助法の柔軟な適用を図ること。	災害救助法による応急仮設住宅の供与は、災害により住家が滅失し、現に居住の安定が損なわれている被災者の一時的な居住の安定を図ることを目的としていることから、原則住み替えは認められていないが、結婚により居住の環境に適合しない事例が生じている。家族構成の変化により居住が難しく手狭となったり、高齢化や疾病により居住の環境に適合しない事例が生じている。日常生活に不安や恒常的な不満が高まっている。避難者の事情に寄り添った対応を行うため、応急仮設住宅の住み替えについて、災害救助法の適用対象として認めていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka_yosan.html
H30	98	03.医療・福祉	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、鹿角市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬川	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱	地域少子化対策重点推進交付金の活用と連携の改善	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対して結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する市町村結婚新生活補助金について、地域の実態に即した補助などを行い、世帯年収要件等を地方の実情に見合った基準に見直しを行うこと。	市町村結婚新生活補助金については、夫婦の年齢が34歳以下、世帯年収340万円未満と要件が厳しく、地域における対象者がそもそも少ないため、事業実施しない市町村が多くなる。 また、地域によっては賃貸アパートがほとんどない場所があり、その場合には新生活のために住宅取得(持ち家の購入)を検討する世帯が多くなる。本補助金は住宅取得の補助も対象としているが、世帯年収340万円以上の世帯であっても住宅取得となると経済的負担が大きいため、住宅購入については結婚に躊躇する部分があり、補助の対象とする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka_yosan.html
H30	99	03.医療・福祉	都道府県	秋田県、男鹿市、湯沢市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬川	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱	子ども・子育て支援交付金の運用の改善	本交付金のうち、地域子育て支援拠点事業について、施設を対応するための要件(開設時間・日数)が地域のニーズや実態に即したものが不足しており、交付金の活用が困難となっているため、事業内容について地域性を考慮するなどして、柔軟な運用を行うこと。	本交付金のうち、地域子育て支援拠点事業では、開設時間や日数の制限(週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること)があるが、子どもの数が少ない地域では、事業そのものを要望している利用者がいるにも関わらず、事業施設を対応する市町村があり、地域の子育て支援機能を充実させるに当たり支障となっている。 ※現状、秋田県では、開設しているが、補助要件を満たせない事業者を配置することができるなど、国の補助要件を満たさず交付金申請を見送っている拠点が11箇所ある。なお、国の交付金の要件を満たさない事業者は、1箇所あり、1箇所1日3時間以上開設することを要件に県標準で補助事業を実施しているが、3年間の限定的補助制度のため、現在の補助要件では、今後の実施に新たな拠点開設が困難になる可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka_yosan.html
H30	100	03.医療・福祉	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬川	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域子供の未来応援交付金交付要綱及び同実施要綱	地域子供の未来応援交付金の運用の改善	地方が、創設工夫により、地域の実情を踏まえた柔軟な対応を行うため、継続的な実施が必要とされる事業(コーディネーターの雇用)については交付金の活用に至らないケースが多く、子どもの貧困対策を進める上で支障になっている。 なおコーディネーターの雇用については、初年度に交付金が不足し、翌年度以降の雇用は一般財源で対応せざるを得ず、市町村が負担を懸念して取組が進まない状況となっている。(秋田県においては25市町村のうちの1のみが30年度まで交付金を活用して取り組む予定)。 ※事業が軌道に乗るまでの数年については支援が限られ、継続的な雇用に向けて取組が進むと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka_yosan.html	
H30	101	03.医療・福祉	都道府県	秋田県、宮城県	厚生労働省	A 権限移譲	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第53条第1項及び第56条第1項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び第19条第7号	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務の市町村に移譲すること。	これまで自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務の市町村に移譲し、申請者は法令上単に事務を行う者として、法令の規定により事務の全部又は一部を行う者及び個人番号利用事務実施者に該当しないことから、事務の実態に関わらず、当該事務を実施することができないものとして、下記のとおり実施する。 ①県において「所管区分の確認」を行うためには、新たな人員配置が必要となるほか、市町村で所得の確認事務を行うよりも、より多くの時間を要することとなり、受給者証の発行が遅れるなど住民サービスの低下を招くおそれがある。 ②引き続き、「所管区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例案により権限を都道府県から市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議・同意が必要であり、仮に同意が得られない市町村が発生した場合、一部市町村の確認事務を都道府県が行うことになる。一部市町村のみより多くの時間を要する状況となり、住民サービスに差が生じることが懸念されることから、対応に苦慮しているケースがある。 従前から全国的に、申請を受け窓口たる市町村で一定の内容確認をした上で、申請書を連携する取扱いをしてきたが、これをマイナンバー制度に対応させるためには、市町村の事務であることが法令上規定(権限を法定移譲)すべきであり、同一の事務であるが都道府県による「手続(住民サービス)」が異なることとなるため、特例案での処理によるべきとの考え方は適当では無いと思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka_yosan.html	
H30	102	02.農業・農地	都道府県	秋田県、男鹿市、鹿角市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬川	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法)第18条	農地中間管理事業における農地利用配分計画の取組の促進に係る取組の促進	【取組の促進】農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。 現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するまで、1か月以上の事務手続期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進に妨げの一因となっている。 なお、配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を通じ、利害関係者との十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もない。 また、仮に農地が適正に管理されている場合は、機構法第20条により契約を解除することができるため、事後的な措置も整備されていると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html	
H30	103	02.農業・農地	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、鹿角市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬川	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条	農地中間管理事業に関する契約期間延長の取組の促進	【制度概要】①利用権の契約期間延長に当たっては、農地中間管理権を再取得するため、集積計画の撤回・同計画の再作成・配分計画の知事の認可・公告の手続きが必要となる。 ②農地中間管理権(以下「機構」という。)が借り入れた農地について、改正土地改良法で定める要件を全満たす場合、区画整理や農用地の造成などの土地改良事業を実施できる。(機構関連事業) 当該要件のいずれ一つに、改正土地改良法の施行後に取得される15年以上の農地中間管理権に係る農用地等であることが規定されている。 【取組の促進】①当該集積計画の当事者の同意を得たうえで集積計画の全部又は一部を撤回し、②農用地等の所有者(出し手)及び機構の同意を得た上で、③集積計画の全部又は一部を撤回し、新たな農地中間管理権の設定のための集積計画の作成について、農業委員会の決定を経て、④集積計画の撤回と新たな集積計画について同時に公告する必要があることとしている。 【支援事例】①平成26年～29年までに権利設定を行ってきた件数は膨大であったため、契約期間延長の手続きに加え通常の新規契約もあることから、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなる可能性がある。 ②改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地において土地改良事業を実施する場合、その都度農地借受申請手続きや、集積計画・配分計画の作成等を行う必要があり、利用者(受け手)や市町村、機構の事務的負担が極めて大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html	
H30	104	06.環境・衛生	都道府県	秋田県、大館市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、東成瀬川	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条	汚泥の広域処理に係る廃棄物処理法の効率的な運用	汚泥を集約処理する場合、下水汚泥と尿汚泥とは、広域化・共同化計画の策定を求めており、汚泥処理施設の広域化等を推進する場合には関係法の手続きを合理化する必要がある。 下水汚泥は、下水道管理者が自ら処理する場合は廃棄物処理法の適用(414年通知)であるが、集約により下水汚泥と尿汚泥等を合わせて処理する場合は、下水道法と廃棄物処理法が共に適用され、下水道法の事業計画の届出のほか、一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが必要となる。 当県が積極的に実施している広域汚泥処理事業において、複数の下水処理場・尿処理場からの汚泥を集約処理・資源化するための施設を整備しており、下水道法上の事業計画変更の届出のほか、一般廃棄物処理施設設置許可も必要となるため、両手続は多大な負担期間が発生している。 なお、下水処理場・尿処理場での汚泥処理は事業創設以来、若しくは負担する廃棄物の処理に伴い発生する汚泥(尿処理場で処理されている尿以外の尿も含む)を処理しており、両施設とも処理の経路が異なるだけで、処理している汚泥は同じものと考えられる。 また、広域汚泥処理施設で処理しているほとんどは下水汚泥であり、下水道管理者が広域化の事業主体である場合には、下水道法上の手続きのみで問題は無いものと思われる。 全国的に広域化が推進されている中、このように非合理的な手続きが、事業の支障となることが懸念される。なお、当県では新たな集約処理施設の整備も検討されているため、手続きの合理化は喫緊の課題である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (編纂年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【農林水産省】</p> <p>(9) 土地改良事業関係補助金</p> <p>土地改良事業に対する経費に対する補助事業者への補助金の交付については、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、当該補助金の交付決定については、工事の早期着手に資するため、毎年可能な限り早期に行う。</p>	<p><令元></p> <p>【農林水産省】</p> <p>(6) 土地改良事業関係補助金</p> <p>土地改良事業に対する経費に対する補助事業者への補助金の交付については、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手を導入する。</p> <p>[措置済み(令和元年11月1日付け農林水産省農林振興局長通知)]</p>	<p>土地改良事業に要する経費に対する補助事業者への補助金の交付について、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手を導入した。</p>	<p>【農林水産省】土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて(令和元年11月1日付け農振第1992号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.htm#h30_94</p>	<p>農林水産省農林振興局整備部設計課</p>
<p>【農林水産省】</p> <p>(11) 農地耕作条件改善事業交付金</p> <p>農地耕作条件改善事業交付金の実績報告書に添付する書類のうち、契約書の写しについては、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、2017年度の実績報告書の提出状況及び交付金の執行状況を踏まえ、簡素化する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>【農林水産省】農地耕作条件改善事業交付金交付要綱(平成31年3月29日付け農振第4024号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.htm#h30_95</p>	<p>農林水産省農林振興局農地資源課</p>
<p>【総務省】</p> <p>(1) 地方自治法(昭22法67)</p> <p>(イ) 地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	<p>---</p>	<p>地方公共団体による使用料等の徴収について、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【総務省】電子マネーを利用した公金の取納について(平成31年3月29日付け総行行第102号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.htm#h30_96</p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>
<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>
<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>
<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>
<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>
<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律54条に基づく精神通院医療の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市区町村が当該事務を処理する場合の効果・課題等を整理し、地方公共団体に2019年中に周知する。</p>	<p>---</p>	<p>精神通院医療の支給認定に係る所得区分審査を事務処理特例制度により市区町村が行う場合の効果・課題等を周知した。</p>	<p>【厚生労働省】事務処理特例条例による効果及び課題(令和元年7月17日付け厚生労働省社会・援護局精神保健福祉部精神・障害保健課事務連絡別添)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.htm#h30_101</p>	<p>厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課</p>
<p>【農林水産省】</p> <p>(7) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)</p> <p>(イ) 農用地利用集積計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元></p> <p>【農林水産省】</p> <p>(6) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)</p> <p>(イ) 農用地利用集積計画の案の縦覧については、廃止する。</p> <p>[措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]</p>	<p>農用地利用集積計画の案の縦覧を廃止した。</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>農林水産省経営局農地政策課</p>
<p>【農林水産省】</p> <p>(7) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)</p> <p>(イ) 農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者及び市町村が協議していれば足り、再度、農用地利用集積計画を定めて公告する必要があることを明確化するため、2019年中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>---</p>	<p>農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者及び市町村が協議していれば足り、再度、農用地利用集積計画を定めて公告する必要があることを令和元年9月に地方農政局及び地方公共団体に周知した。</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>農林水産省経営局農地政策課</p>
<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>
<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>
<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>

平成26年～令和6分 提案募集方式データベース

年	申請期間	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	拠拠法令等	提案事項(申請書)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における取組状況(概要)	
H30	105	06_土木・建築	都道府県	秋田市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、仙北町、小坂町、小阿仁村、藤里町、羽後町、東成郡	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 住宅局管轄補助事業等により取得した財産等の取扱いについて(平成20年12月22日国住特発第67号国土交通省住宅局長通知)	公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなどの措置を講ずること。	当県の許可する施設事例では、社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全コスト形成事業)において実施した耐震補強工事から10年未経過のため除却する際に国庫納付が発生する見込みとなっている。また、社会資本整備総合交付金に限らず、公共施設の改修・修繕に交付金を活用した場合も、同事例のように国庫納付が発生することが支障となり、迅速な意思決定ができず、統廃合が進めにくい事例がある。	—	
H30	106	07_産業振興	都道府県	山梨県	経済産業省	A 権限移譲		経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令を従前都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすることを求める。	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者及び経済産業大臣へ通知した通知電気工事業者(みなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者を含む。以下「経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等」という。)に対する危険等防止命令を、国から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすることを求める。	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令等の措置を行い得ず、及び事故等が懸念される。また、経済産業大臣が届出又は通知の受理を行わずに登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者に対しては、経済産業大臣による危険等防止命令と重ねて、都道府県知事による建設業法に基づく必要な指示又は営業停止命令が出される場合があり、建設業法と電気工事業法の関連性を確め、非合理的である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html	
H30	107	06_環境・衛生	都道府県	山梨県	環境省	B 地方に対する規制緩和		地域環境保全対策費補助金交付要綱	国と自治体の達成額に応じた取り崩しを可能とするなど、地域環境保全基金における基金の取崩しの順序に係る運用の見直しを求める。	環境省所管の地域環境保全基金において、「地域環境保全基金の適正な管理等について」に基づき、2023年3月31日以内を最終とする事業計画書の提出を求められている。しかし、「自治体が積み増した資金は造成額より先に処分(取崩)される」との規定により、事業計画の選択肢が狭められている。本県では、基金(造成額1億円(国費2億円、県費2億円)、独自積み増し額4億円の計8億円)の運用益を原資として、環境保全活動支援事業等を実施している。当該事業の中には民間が協賛している形態もあり、一定の効果も見込まれることから、県としては今後も継続していきたいと考えている。近年、金利の低下等に伴い基金の運用益が減少している中、今後の事業継続のためには基金の取崩しは必要であると考えており、当初基金の返還期限後においても、県独自で積み増した達成額で基金事業を継続する予定であった。そのため、基金の取崩しについては、まずは当初基金の4億円から国・地方公平に取崩すものと考えていたが、平成26年度実績報告書の参考欄に記載によれば、最初に県独自に積み増した達成額から基金を取り崩すこととなっている。なお、交付要綱においては、基金の取崩しの順番は明確になっていないこと、また、基金事業は本県の実業であることから、自治体の独自の積み増し分の処分方法について国が介入するべきではないと考え、説明会や質疑応答等においても、本件と同様の意見が出ているが、国から明確な回答はされおらず、上記取崩しを行う明確な根拠も無いと思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html	
H30	108	09_土木・建築	都道府県	富山県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和		建築基準法第51条 建築基準法施行令第130条の2の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の要件を見直し、工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設の建築に係る手続を簡素化し、迅速化すること	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の要件を見直し、工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設の建築に係る手続を簡素化し、迅速化すること	破砕施設の建設と比べて厳格な規制となっていないこと、また、基金事業は本県の実業であることから、自治体の独自の積み増し分の処分方法について国が介入するべきではないと考え、説明会や質疑応答等においても、本件と同様の意見が出ているが、国から明確な回答はされおらず、上記取崩しを行う明確な根拠も無いと思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	109	12_その他	都道府県	大阪府、堺市、兵庫県、徳島県、関西広域連合	総務省、外務省	B 地方に対する規制緩和		・地方自治法243条 ・地方自治法施行令第158条 ・旅券法第20条	私人への徴収・収納委託が可能な範囲内において、地方公共団体から私人への徴収(旅券発給等事務に係る収入徴収外現金の追加)	地方自治法243条及び同法施行令第158条の規定は、徴収可能な範囲内において、地方公共団体から私人への徴収(旅券発給等事務に係る収入徴収外現金の追加)を可能とする。また、旅券発給等事務に係る収入徴収外現金について委託を可能とする。関連法令(地方自治法、旅券法と関係する施行令等)の改正を求める。	旅券法に基づく旅券発給等事務について、大阪府では、大阪府のパスポートセンターの他、事務処理特例制度により、市町村へ権限移譲した上で執行している。同事務を市町村にて執行する場合、旅券法第20条第2項に基づき、大阪府手数料を市町村窓口において徴収する必要がある。本府においては、現在は大阪府証紙を用いて徴収しているが、平成30年9月末をもって、両証紙の廃止を予定している。それに伴い、平成30年10月以降は、市町村窓口において、現金による手数料の徴収が必要となり、同徴収事務を旅券発給等事務と一体的に、事務処理特例制度によるものとする。また、旅券発給等を取り扱う市町村・住民課の事務については、現在多々の市町村において、窓口の民間委託を実施していること。しかしながら、市町村が大阪府手数料の徴収事務を執行する場合、市町村においてその取扱い「収入徴収外現金」となることから、同徴収事務は、地方自治法243条及び同法施行令第158条によると、私人への委託が不可となっている。(総務省へ確認済) その結果、同徴収事務のみ、民間委託からは除外し、市町村職員が処理、または申請者に市町村指定金融機関において納付いただく等による対応が必要となり、業務の効率化や住民の利便性の面で課題となっている。また、国が定める「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、業務改革等の推進として「窓口業務の民間委託の全国展開を進める」としている中で、現在の状況は、窓口委託の促進の妨げとなりかねない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	110	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、堺市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長等	経過措置期間である平成33年3月末までに業務経験年数を満たさない者が属94名いるため、主任研修を修了できないことを理由に、廃業を余儀なくされることが予想される。	—	
H30	111	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		就学の子どものための教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	幼保連携型認定こども園の設置については、市町村以外の者が設置するには、都道府県の認可を受けなければならないが、認可に当たっては、事前に施設を設置する市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前協議のみである。しかし、市町村立の施設を認定する場合、認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議が必要となる。実態として、大阪府では、平成27～30年の認定事務97件のうち、17件が市町村立の施設であり、認可・認定事務の集中する年度末に形式的な事務が発生しており、都道府県、市町村との事務負担が大きい。当該事前協議を廃止したとしても、子ども・子育て支援法第31条により、特定教育・保育施設の利用決定が認可・認定事務と併せて発生し、都道府県知事から市町村長へ協議が必要とされ、保育量等を把握できない、法の趣旨を損なう恐れはない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html	
H30	112	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分について」(平成20年4月17日厚生労働省庁発第0417001号)	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する	大阪府では子ども・子育て新制度移行時(平成27年4月1日時点)で保育所数が1,101園に対し、認定こども園数が287園(うち幼保連携型259園)であったが、平成29年4月1日現在で、保育所数984園に対し、認定こども園数が505園(うち幼保連携型43園)と保育所から幼保連携型認定こども園への移行が起きている。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続にあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を捜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本府においては、認定こども園への移行が進んでいることや、認定こども園が保育所的な性質を有していることから、さらなる簡素化を願っている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	113	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲		施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成29年4月27日付子本第375号、29文特初第215号、雇児発0427第8号)	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行われている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へ移譲する。	処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村(以下、「一般市町村」とする)が管轄する施設・事業所については都道府県知事が、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については各指定都市及び中核市の長が行うこととされている。しかし、年度終了後に行われる処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る賃金改善実績報告書の提出先は政令市及び中核市であるが、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受ける主体とが異なり、事業の一元管理ができていない状況である。また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所からの加算申請書の提出があったものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へ通知することとなり、都道府県と、一般市町村との間で認定されるまでの過程が長期化するようになる。更には、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化(市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最大5箇月程度)している。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、収入が確定せず、運営が不安定となりうることから、市町村への申請の提出から認定までをより早期に行ってほしいとの声もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におよぼし)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【経済産業省】 (3)電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭45法96) 経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令(27条)については、電気工事に起因する波及事故等の発生状況及び都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者等に対する監督処分の実績の実態把握並びに都道府県の意向調査を行った上で、都道府県への並行権限付与等、国・都道府県の連携強化の在り方を検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令文> 【経済産業省】 (3)電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭45法96) 登録電気工事業者等に対する監督については、国・都道府県の連携強化により迅速かつ効果的な実施に資するよう、当該事業者等情報の管理状況調査結果を踏まえ、令和4年度中に取が保存する当該事業者等に関する情報を共有するための新たな仕組みを構築する。</p>	<p>国と地方との情報共有・連携強化策として、電気事業者情報を共有するための新たな仕組みを構築することとし、国・都道府県との協議会を設置(令和2年9月24日)。情報共有の方法や内容等について議論し、情報共有の新たな仕組みに係る基本事項について国と都道府県で合意した後、詳細な調整を行い令和3年8月から情報共有システムの試験運用を開始。その結果を踏まえ、令和3年11月から当該システムの本格運用を開始した。</p>			<p>経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課</p>
<p>【環境省】 (11)地域環境保全対策補助金 地域環境保全基金については、都道府県及び指定都市での効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、都道府県や指定都市が独自に積み立てた残高部分を、条例改正等を行い一般会計や他の条例に基づき運用している基金へ繰り入れること等により、地域環境保全基金と異なる目的に用いるものと整理することで、都道府県及び指定都市の裁量による取扱いが可能であることを、都道府県及び指定都市に2018年度中に周知する。</p>		<p>地域環境保全基金について、都道府県や指定都市が独自に積み立てた残高部分を、条例改正等を行い一般会計や他の条例に基づき運用している基金へ繰り入れること等により、地域環境保全基金と異なる目的に用いるものと整理することで、都道府県及び指定都市の裁量による取扱いが可能であることを、都道府県及び指定都市に周知した。</p>			<p>環境省大臣官房環境計画課</p>
<p>【国土交通省(5)】【環境省(3)】 建築基準法(昭25法201) 工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設に係る新築、増築又は用途変更に際する当該施設の位置に対する制限(51条)については、都市計画決定の状況及び関係ただし書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実績を調査し、周辺の市街地環境への影響を整理した上で、当該許可の考え方について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令文> 【国土交通省(6)】【環境省(2)】 建築基準法(昭25法201) 工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設に係る新築、増築又は用途変更に際しての当該施設の位置に対する制限については、51条ただし書許可に係る手続の明確化に資するよう、許可に係る取組事例を、地方公共団体に通知する。</p>	<p>工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設に係る新築、増築又は用途変更に際しての当該施設の位置に対する制限について、許可に係る取組事例を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【国土交通省】廃プラスチック類の破砕施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(技術的助言)(令和元年12月23日付け国住街第125号) 【国土交通省】(別紙1)平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(平成30年12月25日閣議決定、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(令和元年12月23日閣議決定)) 【国土交通省】(別紙2,3)廃プラスチック類破砕施設の建築基準法第51条ただし書許可事例 【国土交通省】(別紙4)建築基準法第51条ただし書許可に係る特定行政庁等との連携について(令和元年12月23日付け国都計第92号) 【国土交通省】(別紙5)廃プラスチック類の破砕施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(令和元年12月23日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30ft_suchi.htm#h30_108</p>	<p>国土交通省住宅局市街地建築課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課</p>
<p>【外務省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法267) 都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227条及び旅券法20条2項)については、2018年度中に普通地方公共団体における旅券に関する事務の実態等を調査する。その結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日閣内閣府(関係会議決定))における旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化等の検討の中で、都道府県が事務処理特例制度(地方自治法252条の1)の2)に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に関し、市町村が手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかを検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令文2> 【外務省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法267) 都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227条及び旅券法20条2項)については、都道府県が条例による事務処理特例制度(地方自治法252条の1)の2)に基づき市町村(特別区を含む。)にその徴収又は収納の事務を行わせる場合には、市町村が当該事務を私人に委託できることを、その実態等を明確にした上で、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年11月26日付け外務省領事局旅券課長事務連絡)]</p>	<p>総務省と外務省との協議により、「都道府県が事務処理特例制度に基づき市町村が一般旅券の事務を処理することと場合においては、その徴収する一般旅券に係る手数料について、原則として、現行法上、市町村は私人にその徴収又は収納を委託することができる」との整理がされたため、その解釈の周知を図るための通知を发出した。</p>	<p>【外務省】一般旅券に係る手数料の徴収又は収納の事務の私人への委託について(令和2年11月26日付け外務省領事局旅券課長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30ft_suchi.htm#h30_109</p>	<p>外務省領事局旅券課</p>
<p>【内閣府(10)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (イ)幼児保育施設認定子ども園以外の認定子ども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定子ども園の設置者が市町村(指定都市市長及び中核市市長を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>					
<p>【厚生労働省】 (39)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 保育所から幼児保育施設認定子ども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を2018年度中に改正する。</p>					
<p>【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(2)】 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定を実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令文2> 【内閣府(9)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(34)】【環境省(2)】 (イ)施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務については、都道府県と当該事務の実施を希望する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の間で協議が整った場合に、当該市町村において実施が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)]</p>	<p>都道府県と協議が整った市町村については権限を移譲することができることを明確化した。</p>	<p>【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30ft_suchi.htm#h30_113</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【内閣府(12)】【文部科学省(13)】【厚生労働省(31)】 子ども子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。		保育士等キャリアアップ研修について、eラーニング等による実施が可能であることを明確にし、実施方法等を取りまとめて、研修実施主体である都道府県に通知した。	厚生労働省【保育士等キャリアアップ研修のeラーニング等による実施方法について(平成31年4月15日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_114	厚生労働省子ども家庭局保育課
6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ⅱ)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 【農林水産省】 (8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (1)農用地利用配分計画の案の縦覧については、廃止する。 [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]	農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止した。			農林水産省経営局農地政策課
6【農林水産省】 (10)国産花きイノベーション推進事業 国産花きイノベーション推進事業の実施要件については、2019年度以降の次期対策事業において、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が自ら解決すべき課題を明確にし、解決する取組を支援する観点から、必要な見直しについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 【農林水産省】 (17)次世代国産花き産業確立推進事業 次世代国産花き産業確立推進事業については、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が、花きの品目の特徴に対応した生産供給体制の強化、流通の効率化・高度化、需要の拡大等の取組内容を自ら選択できるようにする。 [措置済み(平成31年4月1日付け農林水産事務次官依命通知)]	国産花きイノベーション推進事業の次期対策事業である次世代国産花き産業確立推進事業について、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が、花きの品目の特徴に対応した生産供給体制の強化、流通の効率化・高度化、需要の拡大等の取組内容を自ら選択できるようにした。	【農林水産省】持続的生産強化対策事業実施要綱の制定について(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知) 【農林水産省】持続的生産強化対策事業実施要綱の制定について(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知)別紙3	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_117	農林水産省生産局園芸作物課
6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (ⅱ)都道府県が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条)については、他の都市計画道路の廃止に伴う圍切りの廃止を含むよう、2019年中に省令を改正する。		都市計画の軽易な変更とされる事項について、省令を改正し、「他の道路の廃止又は位置若しくは区域の変更に伴う圍切りの縮小又は廃止による位置又は区域の変更」を追加した。	【国土交通省】官報_都市計画法施行規則の一部を改正する省令 【国土交通省】都市計画法施行規則の一部改正について(情報提供)(令和元年8月14日付け国土交通省都市局都市計画課事務連絡) 【国土交通省】平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)(抜粋) 【国土交通省】都市計画法施行規則の一部を改正する省令	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_118	国土交通省都市局都市計画課
6【国土交通省】 (7)建築士法(昭25法202) 都道府県建築士審査会の委員の任期(30条1項)については、一律に条例委任又は条例で法定任期以外の任期を設定可能とする。		都道府県建築士審査会の委員の任期について、都道府県が条例で2年を超え3年以下の任期を設定することを可能とした。			国土交通省住宅局建築指導課
6【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) 土地改良事業実施中の受益地の変更については、要件や手続等の明確化を図るため、以下に掲げる事項について、関係団体等に2018年中に通知する。 ・受益地からの除外手続に関する手順並びに事業計画の変更手続に関する手順及びそれに要する期間の目安 ・国営事業実施中の受益地の変更にあたっては、受益地からの除外を要望する者と市町村、土地改良区等との間で調整を行い、その調整が完了した場合には、遅滞なく当該農地を受益地から除外する旨を国に報告し、国はその報告を受けたことをもって当該農地を受益地から除外したものと整理すること。 ・補助金返還を要する場合に係る考え方 [措置済み(平成30年10月24日付け農林水産省農村振興局長通知)]			【農林水産省】国営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について(平成30年10月24日付け30農振第2103号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_122	

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請 番号	分野	提案主体 の属性	関係府省 団体	募集 区分	拠出法令等	提案事項 (申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 調整結果(概要)	
H30	125	05.教育・文化	都道府県	岡山県	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	・特別支援学校への就学奨励 に関する法律第2条 ・特別支援教育就学奨励費 負担金等及び要保護児童生徒 助費補助金交付要綱 ・要保護児童生徒助費補助 金及び特別支援教育就学奨 励補助金交付要綱	特別支援教育就学奨励費 の学用品・通学用品購入 費等の支分に応じた定額支給 に応じた定額支給化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等 は、購入に要した実費を支給対象としているが、これ を支分区分に応じた定額支給とし、事務処理の 簡便化及び保護者の負担軽減を図る。	【現状】 特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、寄宿舎居住に伴う経費、新入児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法として、保護者にレシート の提出を求めており、それを職員が確認後、支給金額の決定をしている。 【支援事例】 職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。 また、保護者は用品購入時のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。	—
H30	126	03.医療・福祉	都道府県	福島県、新潟県	文部科学省、厚生労働省	A 権限 移譲	児童福祉法第35条、就学前 の子どもに関する教育、保育等 の総合的な提供の推進に関する 法律第17条	認定こども園及び保育 所の認可規程を都道府 県から市に移譲すること。	都道府県が有する認定こども園及び保育所の認可権 限を市に移譲すること。	子ども子育て支援新制度においては、保育の実施主体を市町村として就学前の教育・保育に関して一体的、包括的な施策を実施している。 この一環として、市町村では、それぞれの施設に対して運営上の確認を行っているところである。現在、認定こども園の認定等の事務・権限が指定都市・中核市の権限委譲が進んでいる一方で、各種施設の認 可権限が保育の実施主体である市町村以外となっているものもあり、統一されていない。 ○幼保連携型認定こども園及び保育所…都道府県、指定都市及び中核市 ○幼保連携型以外の認定こども園…都道府県、指定都市 ○地域型保育事業所…市町村 A市で幼保連携型認定こども園の整備を進めているB市では、設備面や職員配置について、A市から保育の実施に伴う確認を求められることになり、県から認可を受けることになっており、二重の対応が求められる 結果となっている。地方の市では、大きな面積を有することにより、子育てを含めた生活区域は、この市内で完結することも想定されることから、保育の実施主体において、制度の理念と地域の実情に沿って、 一体的、包括的な施策展開ができるように、指定都市及び中核市以外の市にも認定等の事務・権限を移譲することが必要である。なお、都道府県による区域を超えた調整のための協議は、これまでと同様に必要と ある。	—
H30	127	03.医療・福祉	都道府県	福島県、茨城県、 栃木県、群馬 県、新潟県	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	認定こども園施設整備交付金 交付要綱、保育所整備交付 金交付要綱	保育所等の施設整備に 関する所管や制度の一 元化	保育所等の施設整備に関する厚生労働省と文部科学 省の補助制度を内閣府に一元化し、保育の実施主体 である市町村への直接補助に統一すること。	保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚 生労働省の交付金は県を経由してから市町村へ、文部科学省の交付金は県を経由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。	—
H30	128	03.医療・福祉	都道府県	福島県、茨城 県、群馬県、 新潟県	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	保育士等の処遇改善等 加算の認定事務等の簡 素化	保育士等の処遇改善等 加算に関する認定事務等を簡 素化すること。	保育士等の処遇改善等加算に関する認定事務等を簡 素化すること。	保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれ施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求めら れ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が増えることとなる。	—
H30	129	10.運輸・交通	都道府県	鳥取県、京都 府、京都市、兵 庫県、和歌山 県、広島県、山 口県、徳島県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	○道路運送法 ・自家所有旅客運送者による 道路運送等における少量貨物 の有償運送に係る道路運送法 第78条第3号に基づき許可に 係る取扱いについて(国自第 412号国自第172号平成 28年3月31日)	自家所有旅客運送に よる貨物混載の許可基 準の緩和	自家所有旅客運送による過疎地域等における少量 貨物の有償運送について、地域公共交通会議等で協 働が図られた場合には、道路運送法第78条第3号に基 づく許可を少量貨物運送を実施することができること とする。自家所有旅客運送による過疎地域等における少 量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に 基づき許可を受ける際にも、地域の貨物自動車運 送事業者の同意を得た上とする。自家所有旅客運 送による少量貨物有償運送の要件・手続を緩和すること。	一般乗合旅客自動車運送事業による350kg未満の貨物混載は道路運送法第82条(1)に許可を要して認められているが、自家所有旅客運送による貨物混載を行う場合には、「自家所有旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(国自第412号国自第172号平成28年3月31日)」に基づき、許可することとなっている。 この際には、既存の貨物自動車事業者によっては当該地域の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がない運輸支局長が認める地域に限るものとし、運輸支局長が、国土交通省自動車局との協議の上、当該地域の物流網の状況、住民の貨物輸送に係るニーズ等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団 体、業界団体その他の関係者から意見を聴取し、判断することとなる。 現在、鳥取県日野町日野町において、バス事業の生産性向上のため日野町営バスを活用した貨物混載の実施を検討しているが、実施に当たっては、鳥取運輸支局から地域の地意が求められていることから、 当該地域の貨物自動車運送事業者である日野町内4社(一般貨物自動車運送事業1社、軽貨物自動車運送事業2社)それぞれから支障がないかについて確認する必要があり、当該事業者がなかなか進まな い。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	130	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県、滋賀 県、京都市、大 阪府、堺市、兵 庫県、神戸市、 和歌山県、徳島 県、中国地方知 事会、日本創生 のための成長機 会代担機構等	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	児童養護施設及び運営 に関する基準(昭和23年厚生 省令63号)第42条第1項	児童養護施設に保育士 を配置する緩和	児童養護施設には保育士を配置することとされている が、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基 準では求められる職員数に含めることができない。幼 稚園教諭の役割は、児童の健全な成長のためにその 心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生 活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果 たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置す ることと定められている職種の規定も、幼稚園教諭の資格 取得者も配置できるように要望する。	近年、児童養護施設の現場では、保育士の人材確保に苦慮している。平成29年10月末時点での鳥取県における保育士の有効求人倍率は2.64であり、求める人数の半数の希望もない状況である。また、福祉 人材センターにおける過去5年間の保育士就職人数は20人であり、保育士の確保は大変厳しい状況にある。なお、年度途中で育児休暇等を補充するための保育士確保はさらに厳しい状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	131	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地 方知事会	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	○指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営に 関する基準第65条、第92条、第 133条 ○指定地域密着型介護予防サ ービスの事業の人員、設備 及び運営並びに指定地域密着 型介護予防サービスに係る介 護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準第46条 ○指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営に 関する基準及び指定地域密着 型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営並びに指 定地域密着型介護予防サービ スに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準 に規定する厚生労働大臣が 定める者及び研修に規定する 研修について	指定小規模多機能型居 宅介護事業者等の代表 者の要件(研修修了)の「参 約すべき基準」への 見直し	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第65条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)に基づき、「指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別介護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等 の従事者、訪問介護員等として認知症対応型共同生活介護を実施する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスに係る経験に有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了 しているもの」でなければならない。と規定されており、運営法人の代表者の要件が厳格である。 該当する研修等の開催回数が少ないこともあり、研修要件を満たしていない者の新規参入を遅らせる一因となっている。 なお、本地区は、平成29年の提案募集において提案したが、対応方針においては、代表者交代時の研修修了に一定の経過措置(6ヶ月間の猶予期間)が設けられることとなったのみであり、当県の求めている「修了 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)に対する対応としては不十分として、改めて従うべき基準の見直しを求めるもの。	—	
H30	132	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	「救護施設、更生施設、授産施設 及び宿所提供施設の設備及び 運営に関する基準」第5条	救護施設等に配置する 職員の資格要件の「参 約すべき基準」への見 直し	新規施設の設置等にあたり、次のような支援が生じる可能性がある。 ○施設長に経営能力が長けた者を採用したいが、現行基準から採用できない場合。 ○生活指導員にないで、資格を持っていないがやる気があり、施設長とも職員を確保するために採用したい場合。 ○中山間地域の施設では人員の確保に支障をきたす。 この基準については参約基準とし自治体の判断に委ねるべきである。 この基準については参約基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	—	
H30	133	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	「救護施設、更生施設、授産施設 及び宿所提供施設の設備及び 運営に関する基準」第10条 第3項第1号及び同条第3項 第1号	救護施設等の設備の基準 の「参約すべき基準」へ の見直し	新規施設の設置等にあたり、次のような支援が生じる可能性がある。 ○救護施設を建ててために確保できた土地が、想定する規模(受け入れ人数)と比べ小さく、確保できた土地に合わせて施設全体を小さくするためには係る基準が規制となる。 この基準について、自治体の実情により条件で最低基準として定めれば足りることから、参約基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	—	
H30	134	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	「救護施設、更生施設、授産施設 及び宿所提供施設の設備及び 運営に関する基準」第11条	救護施設等の職員の配置 の基準の「参約すべき 基準」への見直し	新規施設の設置等にあたり、次のような支援が生じる可能性がある。 ○救護施設等の配置職員の種別および人数が基準より定められているが、生活指導員の募集を行っても、人が集まらず、採用が0人であった場合。 ○特に、中山間地域の施設では人員の確保に支障をきたす。 この基準には「生活指導員」を職員及び看護師又は准看護師の総数とは、通じておわね入所者の数で五・四で除して得た数以上とする。」とあるが、生活指導員から准看護師まで複数の職種を通じて配置す れば良い見直しとし、また参約基準とし自治体の判断に委ねるべきである。なお19条(更生施設)についても職員の配置基準の緩和を求める。	—	
H30	135	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する 基準第0条第1項第1号	訪問看護に係る人員基準 の「参約すべき基準」 と自治体の判断に委 ねるべきである。	訪問看護に係る人員基準について、看護職員は常勤換算で2.5人以上の配置が必要と定められているが、中山間地域の事業所をはじめとして、人材的、経営的に所定の人員を確保するのが難しいケースもある。 提案の実現により、自治体の判断に委ねられた地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	—	
H30	136	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	地域密着型定期巡回・随 時対応型訪問介護・看護(訪問看護サービス(一 体)型)に係る人員基準 の「参約すべき基準」 への見直し	地域密着型定期巡回・随 時対応型訪問介護・看護(訪問看護サービス(一 体)型)に係る人員基準 の「参約すべき基準」 と自治体の判断に委 ねるべきである。	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護に係るオペレーターの要件については、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であること定められているが、こうした 専門職の人員確保が困難であること、また、事業所において看護職員等と連携がとれる体制が整備されていない、必ずしもオペレーター自身が看護師等である必要はないと思われる。 提案の実現により、自治体の判断に委ねられた地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	—	
H30	137	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	指定地域密着型サービスの事業 の人員、設備及び運営に 関する基準第3条の4第2項	地域密着型定期巡回・随 時対応型訪問介護・看護に係るオペ レーターの要件の「参 約すべき基準」への見 直し	「従うべき基準」となっている地域密着型定期巡回・随 時対応型訪問介護・看護に係るオペレーターの要件については、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であること定められているが、こうした 専門職の人員確保が困難であること、また、事業所において看護職員等と連携がとれる体制が整備されていない、必ずしもオペレーター自身が看護師等である必要はないと思われる。 提案の実現により、自治体の判断に委ねられた地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	—	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【国土交通省】 (9)道路運送法(第26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。 ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2を含む。))の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。</p>		<p>自家用有償旅客運送者による少量貨物に係る許可については、地域公共交通会議等で協議が調えば許可に際し関係者の意見の聴取が不要な旨を通知した。</p>	<p>【国土交通省】自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(の一部改正について)(平成31年3月29日付「国自第304号、国自貨第156号」) 【国土交通省】自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(の一部改正に係る取扱いについて(令和2年1月22日付け自動車局貨物課長事務連絡))</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_129</p>	<p>国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課</p>
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(第22法164) (希)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。</p>		<p>児童養護施設等の児童指導員の資格要件について、幼稚園教諭の免許状を有する者を加えた。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第15号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_130</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	平均 案数	分野	提案主体 の属性	関係府省	区分	根拠法令等	提案事項 (申請書)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 調整状況(概要)	
H30	138	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条第1項第1号	地域密着型通所介護に係る生活相談員について、専任であることが要件として定められているが、利用者が少ない場合等、事業所の職員配置、利用状況等によっては、兼任を認めても支障のない事例もあると思われる。	生活相談員のサービス提供時間帯を通して1名以上配置は、利用者が少ない小規模な通所介護である地域密着型通所介護では、特に利用者が少ない曜日には人員基準上厳しものとなっている。サービス提供時間帯を通過しての配置をしないことや、介護職員等の職種の兼任を可とする等の基準の緩和を行ってほしい。	—	
H30	139	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第46条第1項	認知症対応型通所介護(共用型)に係る利用定員基準の「参酌すべき基準」への見直し	認知症対応型通所介護(共用型)に係る利用定員基準について、施設ごとに1日当たり3人以上と定められているが、事業所(居室等)の規模、職員配置、利用状況等によっては、4人以上利用しても支障のない事例もあると思われる。	現在、児童養護施設等では保育士等の確保が困難な状況であり、資格要件が支障となっているため、参酌基準として柔軟に対応できることが期待される。	—
H30	140	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項第1号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第1条第1項第1号	児童福祉施設に配置する従業員及びその員数基準の「参酌すべき基準」への見直し	児童福祉施設に配置する従業員及びその員数基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	省令では第2種助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターについて、従うべき基準が定められている。	—
H30	141	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項第2号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号	児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他の児童福祉施設の設備に関する基準の「参酌すべき基準」への見直し	児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他の児童福祉施設の設備に関する基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	省令では乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設について従うべき基準が定められている。	—
H30	142	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項第1号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準昭和23年12月29日厚生省令第63号	福祉型児童発達支援センターにおける従業士の配置基準の「参酌すべき基準」への見直し	福祉型児童発達支援センター(児童40人以下を擁する施設を除く)においては、従業士を配置することが、調理業務の委託の有無にかかわらず従うべき基準として定められている。	調理業務を外部委託するようした場合、業務を総括・指揮するため例外なく当該受託事業者の責任において従業士を配置しているのが現状である。	—
H30	143	09.土木・建築	都道府県	鳥取県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	統計法第16条及び統計法施行令第4条	法人土地・建物基本調査における都道府県の事務の見直し	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国交省が5年ごとを実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率的な実施や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html
H30	144	12.その他	都道府県	奈良県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条第1項	損害賠償金徴収事務の委託のための地方自治法施行令の改正	地方公共団体が私人に徴収又は取納の事務を委託することができる歳入について、地方自治法施行令第158条第1項に「損害賠償金」を対象とするよう改正。	県営住宅の使用料について、「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金額を徴収することとする。」(奈良県営住宅条例第38条第2項及び第4項)と定めている。本規定は、公営住宅法第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)」について(平成8年10月14日住総発第153号)を参考に定めている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html
H30	145	03.医療・福祉	都道府県	奈良県	厚生労働省	A 権限移譲	高齢者の医療の確保に関する法律第12条、第13条及び第14条	地域別診療報酬の活用のための条件整備	高齢者の医療の確保に関する法律第14条に規定されている「診療報酬の特例」について、その積極的な活用に向け、都道府県の判断に資する具体的なメニューを早期に示していただきたい。	高年齢の医療の確保に関する法律第14条に規定されている「診療報酬の特例」については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で回収にあたっている。過去者うち、滞りなく損害賠償金を回収している者も一定程度いるが、滞りなく回収できない場合の点検引上げ等の指示など、都道府県の判断に資する目的の検封が進んでいない。	—
H30	146	12.その他	都道府県	奈良県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条第1項、同条第15項、第7条第1項、第8条第1項及び第13条の2、地域再生基本方針第5-3(C)イ及び5-5)②ロ、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A Q1-11、Q1-12、Q1-14及びQ2-4、地域再生計画決定申請マニュアル(各論)2-2-1③(2)	地方創生応援税制適用に関する要件の緩和	前年度における施設監査(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設)への一般監査(実地)の周知について、社会福祉法人の法人監査と同時に実施できるようにするため、原則3年に1回に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)の周知については、要綱で原則として毎年1回は実地に行うこととされている。(前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、書面による実施が可能)また、児童福祉施設への一般監査の周知については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上定められている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html
H30	147	03.医療・福祉	都道府県	奈良県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第48条第3項及び第85条、児童福祉法第46条及び第59条、認定こども園法第19条、生活保護法第4条、児童福祉法施行令第38条、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」、「老人福祉施設に係る指導監査について(通知)」、「障害者支援施設等に係る指導監査について」、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「英学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について(通知)」	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)の周知については、要綱で原則として毎年1回は実地に行うこととされている。(前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、書面による実施が可能)また、児童福祉施設への一般監査の周知については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上定められている。	施設監査(一般監査)と法人監査についてはともに1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきたが、法人監査の周知が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難になっている。	特別養護老人ホームや幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kokka.html
H30	148	05.教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第3条の2	特別非常勤講師の教職可能範囲の拡大	小学校の教科(外国語(英語等))については、特別非常勤講師の教職可能範囲を「教科の領域のすべて」とする。	非常勤指導要綱により、2020年度から小学校において英語が教科化されることとなっている。当該授業は原則として学級担任が行うこととされているが、英語力と指導力を兼ね備えた教員が不足しているだけでなく、英語研究や教材研究等により教員の多忙化がさらに増大することが予想される。	—

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(申請書)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整状況(留意点)	
H30	149	05_教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	教員免許旧免許状所持者が免許状を追加取得した場合、新旧免許の有効期間の取扱いと同様、申請しなくても自動的に更新講習修了確認期限を延長する。	教員免許更新制の取扱いには、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。新免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、有効期間は追加取得した免許状も含めて最も長いものに自動的に統一されるが、旧免許状所持者が教員免許状を追加取得しても自動延長されず、所在する都道府県教育委員会に対して更新講習修了確認期限の延期申請が必要となる。この違いが教員の間で混乱を招いており、制度を誤認した教員の免許状失効の事例が後を絶たない。(H29.3末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象91,987名、うち201名失効、H29.1～6の間、公立学校で7名が失効(各県HP公表)) また、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握せざるを得ず、大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyujokka.html	
H30	150	05_教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	個人が所持するすべての教員免許状を1枚に集約し、修了確認期限又は有効期間満了日を明記する。	教員免許更新制の取扱いには、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。旧免許状は免許状に更新講習修了確認期限が明記されていない。また、新旧免許を複数所持する場合、1枚の免許状だけでは有効期間の把握が困難である。さらに、旧・新免許状所持者ともに、一度更新講習を受講した後は、更新講習修了確認期限証明書又は有効期間更新証明書がないと、次の更新時期の確認ができない。教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、上記の状況のため、確認作業が負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyujokka.html	
H30	151	05_教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	教員免許失効後の一定期間における救済措置	教員免許更新制の取扱いには、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。しかし、免許状の有効期間や延期申請の取扱いに大きな違いがあると、制度が複雑化するため、両者が必要が、混乱を招いており、免許失効者が全国的に後を絶たない。(H29.3末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象91,987名、うち201名失効、H29.1～6の間、公立学校で7名が失効(各県HP公表)) 免許が失効すると、現職教員は失職する。失職は教員本人の生活の糧を奪うだけでなく、生徒や学校、教育委員会にも多大な影響を与えるが、失職の猶予等の救済措置が設けられていない。	—	
H30	152	05_教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	一定の教員実務経験がある60歳以上の者は教員免許更新制の適用対象外とする。	現職教員が産休等を取っている際、代替教員の確保が必要となるが、好景のため、若年層の教員免許状所持者を確保することは極めて困難な状況にある。そのため、定年退職した教員、近年では70歳以上の者に代替教員を依頼することがあるが、これらの者の中には、退職時に今後の勤務が見込めないとして、免許の更新手続きを行わない者もおり、免許状の修了確認期間が経過していることが多いため、更新講習を受講した上で、免許状再授与等申請を行う必要がある。この場合、代替教員確保を確保しても、その後の免許状が有効でない、更新講習を受講した上で免許状再授与等申請を行う必要がある。この場合、代替教員確保を確保しても、その後の免許状が有効でない、更新講習を受講した上で免許状再授与等申請を行う必要がある。	—	
H30	153	08_消防・防災・安全	都道府県	長野県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、第7条 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第6条、第7条 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要領第20	公共土木施設災害復旧事業において、事業者が協賛する場合は、主務大臣に協議し、同意を得る必要があるが、一定の要件を満たす場合は「軽微な変更」と見なされ協議が不要になる。当該要件は、「事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000万円以下」とされている。このうち、1,000万円以下)の金額要件を緩和すること。	【制度概要】 道路や砂防設備、河川など公共土木施設に関する災害復旧事業で地方公共団体が実施するものについて、国はその事業費の一部を負担する。国に国庫負担を申請するときは災害復旧事業の設計書を添付して主務大臣に申請しなければならない。また、設計の変更があるときは、「軽微な変更」を行う上、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。 なお「軽微な変更」とは、事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000万円以下のもので、誤測等の訂正に係る変更や、仮設工の変更など工法に変更がないものを指す。 【支援事例】 道路や砂防設備、河川など公共土木施設に関する災害復旧事業で地方公共団体が実施するものについて、国はその事業費の一部を負担する。国に国庫負担を申請するときは災害復旧事業の設計書を添付して主務大臣に申請しなければならない。また、設計の変更があるときは、「軽微な変更」を行う上、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。なお「軽微な変更」とは、事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000万円以下のもので、誤測等の訂正に係る変更や、仮設工の変更など工法に変更がないものを指す。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyujokka.html	
H30	154	12_その他	都道府県	長野県	内閣府、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	地方創生整備推進交付金要領	地方創生整備推進交付金交付決定前(着手)に関する規定を設けること。	地方創生整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当庁から内務省の通知を受け(4月頃)、交付担当庁に交付申請書を提出(4月頃)することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年6月下旬であるため、市町村における工事着手は7月下旬から8月上旬となっている。本県の山林部においては、冬季は積雪により工事制限があることもあり、可能な限り早期発注、早期の工事着手が出来れば、繰越工事の縮減につながる。また、上記のとおり、現行のスケジュールだと、夏季に発注が集中し、入札不調となるケースも散見される。なお、農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(受理着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyujokka.html	
H30	155	05_教育・文化	都道府県	長野県、日本創生会議 世代応援知事同盟	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・学校教育法第124条(他類型の学校から大学への編入学については、第108条第7項、第124条、第132条等) ・平成26年9月1日付け26文科第421号文部科学省高等教育局長通知	職業能力開発短期大学校の編入学を可能とする。	大学の編入学については、学校教育法の規定により、短期大学校、高等専門学校、一定の要件を満たす専修学校専門課程の卒業生を対象に認められているが、職業能力開発短期大学校(本県の場合は工科短期大学校)の編入学については認められていない。 平成26年9月1日付けの職位階級認定の制度改正通知により、大学において職業能力開発短期大学校の学修について60単位まで認定が可能となった。しかし、単位認定とは、職業能力開発短期大学校の卒業生が大学に進学する場合、既習得単位として認められるものである。これでは、入学試験の準備、2年の就業期間を経て改めて4年制大学の1年に入学するという修学年限の長さ、学費等、編入学に比べて学生の負担が大きく、利用実績の増加は見込めない。 本県の工科短期大学校(2校)では、240名の定員に対し博士13名・修士6名を含む6科合計38人の教授陣による少人数制授業を実施し、実習等で使用する機器類も工学系大学と遜色ない設備を導入している。また、専門学校から大学の編入学基準(年間1,700時間)を上回る修業時間(2,800時間)を確保しており、大学の編入学に優遇措置がとられている。また、専修学校から大学の編入学基準(年間1,700時間)を上回る修業時間(2,800時間)を確保しており、大学の編入学に優遇措置がとられている。また、専修学校から大学の編入学基準(年間1,700時間)を上回る修業時間(2,800時間)を確保しており、大学の編入学に優遇措置がとられている。	—	
H30	156	12_その他	中核市	郡山市	内閣府、金融庁、財務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳事務の住民票の写等の交付に係る請求者の規定の明確化	死亡者のマニッパラー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マニッパラーの取り扱いを周知することを求める。	死亡者のマニッパラー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マニッパラーの取り扱いを周知することを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyujokka.html	
H30	157	03_医療・福祉	中核市	郡山市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	○生活保護法第29条及び第29条第2項 ○日本年金機構における生活保護法第29条に基づく照会回答事務の集約化について(平成29年5月3日付け生活保護課係長通知)	生活保護法第29条に基づく年金調査は、日本年金機構中央年金センターへ文書による照会・回答を行う必要があるが、その文書やり取りに時間を要し、年金受給に係る不正受給対策が遅れている。地方公共団体の税務担当職員が税務調査において税務署で関係事務の取扱いをしているように、生活保護課調査においても臨時従事者の年金事務所で被保護者の年金に関する全ての事項を閲覧できれば不正受給を未然に防ぐことが可能である。生活保護担当職員にも税務調査と同様の調査権限を付与し、年金事務所で調査ができる権限を求めるもの。	本市において生活保護受給者が高齢者や障害者が約7割を占めている。年金受給できるかどうかでも自己判断できず、福祉事務所の調査によって判断することが多いが、生活保護法第29条に規定されている日本年金機構への調査は、実費、厚生労働省保険課からの申請により、日本年金機構中央年金センター(香川県松山市)へ照会回答事務が集約されており、回答が早くまで時間を要した大変不便な状態であった。また、今年度の年金受給期間の短縮で年金受給者が増え、福祉事務所の再調査の負担も今まで発見できなかった受給者の年金保険料納付期間が見つかるケースが多くなった。それに伴って、生活保護受給者が福祉事務所に収入申告せず年金を受給し、福祉事務所が日本年金機構から回答を受け取る際には金額消費してしまいがちであり、福祉事務所としては不正受給防止の対応に大変苦慮している。一方、地方公共団体の税務担当職員による税務調査では、地方税法第20条の11に基づき、必要に応じて税務署において資料の閲覧ができる。生活保護担当職員も生活保護法第29条に基づき同様の権限により、事前に被保護者の年金支給決定や支給日等の情報を知り、これに係る不正受給を防止することができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyujokka.html	
H30	158	08_消防・防災・安全	一般市	三豊市	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法第20条第3項、同条第4項及び自然公園法施行規則第11条第2項	自然公園法施行規則における第一種特別地域での行為の許可基準の緩和	災害発生等の緊急時に市民の安全を確保するために、デジタル防災行政無線設備を整備する場合作業については、通常の許可基準に特例を認め、必要最低限の設備については許可されるよう基準の緩和を求める。	自然公園法第20条第3項により、国立公園内において一般建築物の新築を行う場合には環境大臣の許可を受けることとなり、同条第4項には環境省令で定める基準に適合しない場合には許可してはならないこととなっている。本市ではデジタル防災行政無線設備の整備事業としてアンテナの設置を検討しているが、本市の地域の特性上地形は南北に長く、半島及び島嶼部もあるために基地局(中継局)を標高の高い場所に設置し、かつ箇所を整備しなければ市内全域を網羅することができず、本市においては第一種特別地域以外に適当な建設予定地がない。しかし、上記地域に設置しようとする場合、自然公園法第20条第3項により、環境大臣の許可が必要となるが、その許可基準では建築物の地上部分の最高部が13m以下と定められているため、周辺の地形等を考慮し有効なアンテナ設置が困難である。上記基準を遵守することができないため、省令の基準内である13m以内に計画変更した。計画変更により、今回は静電体の標高が当初予定地より高い場所であったために問題なかったが、低い場合は通信機能に支障が生じる恐れがある。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (編纂年におよぼし)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (i)旧免許状所持現職教員(附則2条2項)が免許状を追加取得した場合に、更新講習修了確認期限を延期することについては、免許管理者(2条2項)への申請が必要であることを教職員に周知徹底するよう、都道府県教育委員会等に2018年中に周知する。 【措置済み(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)】 (ii)教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iii)旧免許状所持現職教員(附則2条2項)が免許状を追加取得した場合における更新講習修了確認期限の自動延期については、都道府県教育委員会等を通じた教職員への周知、教員免許管理システムの改修に係る検討及びその結果に基づく措置並びに今後の失効者の状況等を踏まえつつ、免許失効者の減少のための総合的な方策を検討し、2022年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) 幼稚園型の一時的な事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時的な事業をいう。)に従事する者のうち幼稚園教諭普通免許状が未更新により失効している者については、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令4法40)により教員免許更新制が廃止されることに伴い、過去に免許状を授与した事実に基づき免許状を再授与することが可能であることを地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知)】</p>	<p>教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正により、教育免許更新制を廃止的に解消することとなり、令和4年7月1日時点で有効な免許状(7月1日以降に免許状の修了確認期限又は有効期間の満了の日を迎えらる、旧免許状で休職状態のもの)については、免許状更新講習の受講や免許の更新手続きの必要がなくなった。また、失効中の免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請を行うことで、免許状更新講習の受講や更新手続きの必要がなくなった。</p>	<p>【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について(通知)(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知) 【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(抜粋)(令和4年法律第40号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_149</p>	<p>文部科学省総合教育政策局教育人材政策課</p>
<p>【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (ii)教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (1)教員免許状の修了確認期限等については、免許状所持者が自らの更新講習修了確認期限等を確認できる教員免許状の有効期間確認ツールを作成・公開するとともに、免許状所持者に対する周知への協力について、都道府県教育委員会等に通知する。 【措置済み(令和元年9月27日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)】</p>	<p>教員免許状所持者が自らの更新講習修了確認期限等を確認できるツールを公開し、その周知への協力について通知した。</p>	<p>【文部科学省】教員免許状の有効期間確認ツールの公開について(令和元年9月27日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_150</p>	<p>文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員企画室</p>
<p>【国土交通省】 (8)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) 災害復旧事業の設計変更については、迅速な変更協議を可能とするよう、2019年中に事務手続の簡素化や研修等の充実の措置を講ずる。</p>		<p>設計変更協議について、変更内容に応じて郵送やメールによる協議を可能とする等手続を簡素化し、その旨を周知した。</p>	<p>【国土交通省】災害復旧事業の設計変更協議手続簡素化 【国土交通省】全国都市計画主管課長会議</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_153</p>	<p>国土交通省水管理・国土保全局水政課</p>
<p>【内閣府(16)】【農林水産省(12)】 地方創生整備推進交付金 林道に係る事業に対する地方創生整備推進交付金の交付については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、2018年度中に必要な措置を講ずる。</p>		<p>林道に係る地方創生整備推進交付金について、やむを得ない事情により必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、その旨を通知した。</p>	<p>【農林水産省】林道に係る地方創生整備推進交付金の実施について(平成31年3月28日付け30林整第1176号林野庁長官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_154</p>	<p>林野庁森林整備部整備課</p>
<p>【内閣府(7)】【金融庁(2)】【財務省(4)】 所得税法(昭40法33)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出(所得税法225条)については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を事前に収集する方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>【内閣府(7)】 (ii)申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令9> 【内閣府(9)】【金融庁(1)】【財務省(3)】 所得税法(昭40法33)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 生命保険会社が税務署長に提出する支払調書(所得税法225条1項4号)に記載する保険契約者の個人番号については、支払調書に記載が必要となるため、契約時など保険契約者の生存中速やかに、その旨を保険契約者に対し周知するとともに、これを収集し適切に管理する態勢を整えることなど、事前に収集するために必要な対応をすべきこと、生命保険会社に要請する。 【措置済み(令和元年9月20日金融庁と生命保険協会の意見交換会)】</p> <p><令2> 【内閣府】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、本人からの個人番号の提供は本人の生存中にやむを得ない必要があることを踏まえ、個人番号利用事務等実施者(12条)が死亡者本人の個人番号を収集するために考えられる具体的な方法について整理し、都道府県に通知する。</p>	<p>生命保険会社に対し、保険契約者の個人番号を事前に収集するために必要な対応をすべきことを要請した。 また、申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについて、個人番号利用事務等実施者が死亡者本人の個人番号を収集するために考えられる具体的な方法について整理し、都道府県に通知した。</p>	<p>【金融庁】業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点(生命保険協会(令和元年9月20日)) 【内閣府】申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の取扱い等について(令和2年3月12日付け内閣府大臣官房番号制度担当室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_156</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 金融庁監督局保険課 国税庁課税部税総括課</p>
<p>【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (ii)保護の実施機関による日本年金機構に対する年金関連情報の照会(29条1項)については、日本年金機構における人身体制等を工夫し、回答処理期間を概ね10日以内とするよう努める。 また、緊急に回答が必要な場合については、各年金事務所に対して照会が可能である旨を、2018年度中に日本年金機構及び地方公共団体に通知する。</p>		<p>年金機構から自治体への照会について、回答処理期間を概ね10日以内とするよう努めるとした。 緊急に回答が必要な場合には、年金機構から各年金事務所への照会が可能である旨を通知した。</p>	<p>【厚生労働省】生活保護法に基づく日本年金機構への照会について(平成31年3月29日付け厚生労働省年金局事業企画課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_157</p>	<p>厚生労働省年金局事業企画課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (概要年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【国土交通省】 (13) 道路法(第27法180) (イ) 不利用物件の管理期間(92条1項及び施行令38条)については、地方公共団体における道路管理の実態等について把握した上で、その在り方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 【国土交通省】 (13) 道路法(第27法180) 不利用物件の管理期間(92条1項及び施行令38条)については、路線廃止後の円滑な土地利用に資するよう、管理期間の運用に係る解釈を明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。</p>	<p>道路の路線の廃止に伴う不利用物件の管理期間の取扱いについて(令和2年3月31日付け国土交通省道路局路政課企画専門官事務連絡)により、供用されている地方公共団体の管理する都道府県道又は市町村道のうち既に機能・形態を失ったものについて、路線の廃止又は変更を行う場合、一定の条件を満たせば路線の廃止又は変更に先立って道路の供用を廃止し、不利用物件の管理期間を経過することとしても差し支えないことを明確化した。</p>	<p>【国土交通省】道路の路線の廃止に伴う不利用物件の管理期間の取扱いについて(令和2年3月31日付け国土交通省道路局路政課企画専門官事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_159</p>	<p>国土交通省道路局路政課</p>
<p>6【総務省】 (6) 地方公務員法(昭25法281) (ロ) 人事委員会と任命権者間の連携については、必要に応じた権限の委任や運用面での調整等の取組状況について調査を行い、地方公共団体に2019年度中に情報提供を行う。 また、人事委員会及び公平委員会制度の在り方については、今後、同制度又は他の関連した制度を議論する場を設ける際に併せて検討を行う。</p>	<p>令和2年3月13日、地方公共団体の取組状況に関する調査で得られた事例等を取りまとめ、各地方公共団体に通知した。</p>	<p>【総務省】平成30年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査及び「任命権者」と人事委員会間の連携等に関する調査(勤務条件等に関する附帯調査)の結果等について(通知)(令和2年3月13日付け総務省自治行政局公務員部公務員課長通知)</p>	<p>【総務省】平成30年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査及び「任命権者」と人事委員会間の連携等に関する調査(勤務条件等に関する附帯調査)の結果等について(通知)(令和2年3月13日付け総務省自治行政局公務員部公務員課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_160</p>	<p>総務省自治行政局公務員部公務員課</p>
<p>6【環境省】 (8) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65) (イ) 都道府県市が実施する、管内における未処理のPCB廃棄物等を網羅的に把握するための調査のうち、PCB使用安定器の調査については、「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版)」(平30環境省)に記載の各情報源の特性を参考にし、かつ、同調査において使用する各情報源にメリット・デメリットがあり、入手の容易性も都道府県市ごとに異なることを踏まえ、使用する情報を選択する必要があることを、関係者連絡会を通じて都道府県市に2018年中に周知する。 【措置済み(平成30年8月29日付け環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知)】 (ロ) 都道府県市において上記情報源の入手又は活用ができない場合があることを踏まえ、調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に2019年1月までに提供する。</p>	<p>(1) 都道府県市が実施するPCB使用安定器の調査について、「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版)」に記載のある情報源にメリット・デメリットがあるため、使用する情報を選択する必要があることを、都道府県市に周知した。 (ロ) 上記PCB使用安定器の調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に提供した。</p>	<p>【環境省】【環境省】PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版)等について(通知)(平成30年8月29日付け環境省第1808291号) 【環境省】【環境省】PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版) 【環境省】PCB使用安定器の掘り起こし調査に活用できる事業者リストの提供について(平成31年1月18日環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室事務連絡) 【環境省】PCB使用安定器の掘り起こし調査に活用できる事業者リストの提供について(平成31年1月30日環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室事務連絡)</p>	<p>【環境省】【環境省】PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版)等について(通知)(平成30年8月29日付け環境省第1808291号) 【環境省】【環境省】PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版) 【環境省】PCB使用安定器の掘り起こし調査に活用できる事業者リストの提供について(平成31年1月18日環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室事務連絡) 【環境省】PCB使用安定器の掘り起こし調査に活用できる事業者リストの提供について(平成31年1月30日環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_162</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室</p>
<p>6【警察庁】 (3) 道路交通法(昭35法105) 搭乗型移動支援ロボット(セグウェイ等)の公道実証実験については、国際運転免許証又は外国運転免許証(107条の2)で運転することができる場合を明確化し、都道府県警察を通じて同実験の実施主体に2018年度中に周知する。</p>	<p>搭乗型移動支援ロボット(セグウェイ等)の公道実証実験について、国際運転免許証等で運転することができる場合を明確化した。</p>	<p>【警察庁】小型特殊自動車又は原動機付自転車を運転することができる国際運転免許証等について(通達)(平成31年2月21日付け警察庁丁連発第34号、丁交発第32号、丁交指発第18号)</p>	<p>【警察庁】小型特殊自動車又は原動機付自転車を運転することができる国際運転免許証等について(通達)(平成31年2月21日付け警察庁丁連発第34号、丁交発第32号、丁交指発第18号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_163</p>	<p>警察庁交通局運転免許課、交通企画課、交通指導課</p>
<p>6【環境省】 (4) 自然公園法(昭32法161) 国立公園事業取扱要領(平23環境省自然環境局)第10の1(7)に定める国立公園事業の執行の協議(10条2項)又は認可(同条3項)の審査基準については、企業保養所等が国立公園事業のうち、宿泊事業として認められる具体的な要件の明確化を求めるニーズを踏まえ、国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査等を行う。その結果に基づき当該要件を明確化し、都道府県に2019年9月までに通知する。</p>	<p>企業保養所等が国立公園事業のうち、宿泊事業として認められる具体的な要件を明確化し、都道府県に通知した。</p>	<p>【環境省】自然公園法施行規則の一部を改正する省令(令和元年9月30日環境省令第7号) 【環境省】国立公園事業取扱要領(令和元年9月30日付け環自発第1909302号) 【環境省】宿泊に関する国立公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて(令和元年9月30日付け環自発第1909303号)</p>	<p>【環境省】自然公園法施行規則の一部を改正する省令(令和元年9月30日環境省令第7号) 【環境省】国立公園事業取扱要領(令和元年9月30日付け環自発第1909302号) 【環境省】宿泊に関する国立公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて(令和元年9月30日付け環自発第1909303号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_166</p>	<p>環境省自然環境局国立公園課</p>
<p>6【厚生労働省】 (11) 旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づき営業許可の要否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年度中に周知する。</p>	<p>移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づき営業許可の要否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年度中に周知する。</p>	<p>【厚生労働省】移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について(平28厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長)</p>	<p>【厚生労働省】移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について(平28厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長)</p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (編纂年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (44)住所地利権(13条)については、住所地利権対象施設を有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)と当該住所地利権対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地利権対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地利権の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地利権の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【厚生労働省】平成30年地方分権改革に関する地方からの提案への対応について(介護保険における施設移転に際しての住所地利権の継続について)(周知)(平成30年12月5日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_169</p>	
<p>6【財務省(3)】【厚生労働省(18)】 社会福祉法(昭26法45)及び国有財産特別措置法(昭27法219) 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。 対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。 対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>		<p>介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付について、対象施設の追加等を通じた。</p>	<p>【厚生労働省】「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」及び「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」の一部改正について(平成31年3月29日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 【財務省】介護施設整備に係る国有地の有効活用について(平成27年12月21日付け財理第4997号、平成31年3月29日付け財理第1190号改正) 【財務省】国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて(昭和48年12月26日付け蔵理第5722号、平成31年3月29日付け財理第1190号改正)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_170</p>	<p>財務省理財局国有財産企画課 厚生労働省老健局老人保健課</p>
<p>6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令文> 5【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (1)地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令24条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和する。 〔措置済み(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第15号))〕</p>	<p>選挙期日における投票管理者及び同職務代理人の選任要件について、当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和した。</p>	<p>【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(通知)(令和元年5月15日付け総行選第3号、総行管第1号) 【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(新田対照条文) 【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)(令和元年5月31日総行選第19号) 【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令_新田対照表(抜粋)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_178</p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請期間	分野	提案主体の属性	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(申請項目)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な趣旨(概要)	
H30	179	12.その他	都道府県	兵庫県、京都府、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県明石市	都道府県	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第38条第1項	投票立会人選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	投票立会人の選任要件である各投票区における選挙人名簿に登録された者について、投票地域の向上を進め、期日前投票所や地投票所と同様に投票区に立会人を有する者として緩和すること。	投票立会人は、公職選挙法第38条第1項に基づき、各選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て選任することとされており、各市町選挙管理委員会においては、広く公募を行ったり、自治会に推薦を依頼するなど工夫を凝らして、内情に選任できるように努めている。ところが、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」は限定されていることから、一部の投票区に応募が集中した場合に、必要な投票立会人の総数に達していないとしても、定数を超過した投票区では選任できない者が発生する一方で、定数に満たない投票区では不足した人員を自治会に推薦依頼する必要がある。例えば、平成28年参議院議員通常選挙では、選挙区全体で最低26名の投票立会人が必要となる。公募には25名が応募したが、一部の投票区に応募が集中したために抽選によりこのうち8名を落選させ、一方で9名の推薦を自治会に対して依頼する事態となった。投票立会人の職務内容は、選挙の現場に立会い、適切に執行しているかどうかを監視することであり、必ずしも「各投票区における選挙人名簿に登録された者」である理由は乏しく、現期日前投票所や共通投票所では「選挙権を有する者」とされている。特に、衆議院議員総選挙など急を要する場合には、投票立会人の確保が困難となり、投票所設置の支障にもつながっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2018/teianhosyu_jekka.html
H30	180	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合	A 権限移譲	療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)	児童相談所設置市(中核市)において療育手帳を交付することができることを明確化する通知の見直し	児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定を児童相談所と連携して実施できる。療育手帳制度に係る厚生事務次官通知を見直しこと。	療育手帳制度は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が療育手帳制度を定めて運用している。厚生事務次官通知で、療育手帳の判定は、児童相談所又は知的障害者更生相談所が実施し、交付は都道府県又は指定都市で行うと定められている。中核市が児童相談所を設置しても、前述の通知に基づく、療育手帳の判定を付与だけで交付ができない。そのため、療育手帳の交付にあたっては、児童相談所(市)が行った判定の結果を県に送付して、県が交付決定後に児童相談所(市)に手帳を送付することになるため、交付に時間を要し、市民サービスの低下につながる。また、療育手帳の交付に係る行政不服審査法に基づく不服申立てがあれば、判定事務を実施していない県が受けることになる。兵庫県では、平成31年4月に、明石市(平成30年4月に中核市移行)が児童相談所を設置する計画があるが、児童相談所を設置しても、療育手帳の判定と交付を合わせて行えず、一貫した障害児支援が実施できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2018/teianhosyu_jekka.html	
H30	181	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第22条・農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第17条	農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止	農地中間管理機構は農地中間管理事業に係る業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないとされているが、(i)農地管理(草刈り、突発的な水路の補修、樋り、田植え等)、(ii)普及啓発(チラシ・図面作成、シンポジウム開催等)の単純な業務に限り知事承認を不要とする。なお、農用地等の貸付・借受申込の受付や申請書類の内容確認等、「単純な業務」と認められないものや恣意性の排除が必要な業務については従前のとおり知事承認を要することとする。	【制度概要】 農地中間管理機構は、法令に定める下記業務について他の者に委託してはならない。また、これらを除く業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受ける必要がある。(注第2条第2号) (委託が禁止される業務) 1 農用地利用配分計画の決定 2 農地中間管理機構の取得の決定 3 農用地等について借受を希望する者の募集及びその結果の公表 4 農地中間管理機構を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務 5 事業計画、収支予算、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成 【支障事例】 (1) 突発的な水害への対応の遅れ 業務委託に係る知事承認手続きには最大2週間程度要することから、風水害等に伴う突発的な水路の補修など、迅速に対応すべき業務への着手が遅れることで被害が拡大する恐れがある。 (2) 事務負担の増大 国・県の一体的な農地中間管理事業の推進により、今後、機構の借受農地面積の拡大が見込まれる中で、申請・承認に係る事務(書類作成・審査など)が増加することが予想される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2018/teianhosyu_jekka.html	
H30	182	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	農地法第5条第2項第3号・農地法施行規則第54条第5号	土地開発公社が地方自治体から委託を受け農地を取得する場合の農地法第5条の適用除外	地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とする。	転用目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要とされているが、国又は都道府県等が道路や農業振興上必要の高い施設の用に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。また、都道府県等を除く地方自治体、道路、河川等土地取得の対象に据える事業の敷地に供するため農地等も適用除外とされている。しかし、土地開発公社が、都道府県等の委託を受けて道路、河川等の用地として農地を取得する場合は許可対象にならず、土地開発公社が都道府県等の委託を受けて農地を取得し、造成する場合のみ、都道府県知事等の許可の対象となっている。 【支障事例】 土地開発公社は公法に基づき地方自治体が設立した団体であり、同公社の職員の専門性等を生かして機動的かつ柔軟に用地の先行取得が可能のため、本県では、公共事業のための農地取得を同公社に委託したいと考えている。しかし、同公社が都道府県から委託を受け農地を取得し、造成する場合は、許可を必要とするため農業委員会への申請から都道府県知事等の許可まで相当の期間を要する。また、その際には、単に農地の取得だけでなく造成工事を行わなければならないため、委託先の都道府県等が用地の造成や道路、河川等の建設工事を行ったり、非効率になり工費も高額となってしまふ。そのため、公社への委託ができない状況である。		
H30	183	12.その他	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、稲美町、和歌山県、鳥取県、関西広域連合、兵庫県明石市	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第260条の38、第260条の39	認可地縁団体が所有する不動産に関する登記申請の特例について、当該特例制度が導入される以前は、認可地縁団体と所在が不明である構成員との共有名義として登記された不動産においても、認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例が使える。登記名義人が自然発生であるという制限を緩和し、市町長が特例の申請を受理し、手続きの上、証明書を交付できるようにすること。	認可地縁団体が所有する不動産に関する登記申請の特例について、当該特例制度が導入される以前は、認可地縁団体と所在が不明である構成員との共有名義として登記された不動産においても、認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例が使える。登記名義人が自然発生であるという制限を緩和し、市町長が特例の申請を受理し、手続きの上、証明書を交付できるようにすること。	地方自治法第260条の38に規定される認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記の特例は、その適用される不動産として認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(中核)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるものとされている。当該制度の導入以前に、町内の認可地縁団体が構成員から認可団体へ所有権移転登記をしようとしたところ、一部構成員の所在が不明であったことから、やむを得ず所在が判明している構成員分の持ち分のみを認可団体に移転し、不明者の共有名義で登記した土地があつた。制度導入後、認可不動産について改めて団体から特例の申請が有り、実態としては当該認可地縁団体が占有している土地ではあつたが、「所有権の登記名義人の全てが構成員又はかつて構成員であつたものであるもの」という要件を満たせなかったと判明したため、総務省に問い合わせたところ、「法人と自然人の共有名義となっている不動産に特例を適用することはできない」との回答があり、承認ができなかった。しかし、制度導入以前に認可地縁団体となつていたという理由のみを本特例で適用できないことは、認可地縁団体制度を活用を促すという特例制の趣旨に沿つたものではなく、また、多大な手続を要する所有者不明土地問題の解消にもつながるものがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2018/teianhosyu_jekka.html	
H30	184	12.その他	都道府県	岐阜県	法務省	B 地方に対する規制緩和	人権啓発活動地方委託事業に係る謝金や資料作成の件付付の見直し	人権啓発活動地方委託事業に係る謝金や資料作成の件付付の見直し	人権啓発活動地方委託事業は、全国的に一定水準の啓発活動を確保しつつも、各地域における実情を反映させ、より国民の共感を得られる効果的な啓発活動を行うための仕組みであるが、現行制度における件付付が地方自治体による「地域の実情を反映した独自性を活かした啓発活動」の支障となっているため、見直しを求めている。 法務省は人権啓発活動地方委託事業について、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)」において「今後も引き続き、(略)地方公共団体の要望を聴取していきたくと考えている」と等について、見解を示した。これを受けて全国知事会は、平成26年3月14日付けで、「現状では、(略)謝金や資料作成の基準が示されており、弾力的な運用ができず、支障となっている」ことを再意見しているが、今日まで見直しはなされていない。 【制度改正の必要性】 地方自治体が、弾力的な事業実施を図ることを可能とすること。 例えば謝金等謝金については、他府省において委託団体が定めている規定を根拠に支給する場合の手続きを簡化する事業例もあるため、これに準じて改正することは可能と思われる。 【具体的な支援事例】 講演会や講演料の基準が一般的な基準額を大幅に下回って下回って、低額な講師が限定されているほか、講師の若い世代が認められなくなり、経費の横断等に細かな制限が設定されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2018/teianhosyu_jekka.html	
H30	185	10.運輸・交通	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条・第5条・第8条・第9条・第10条	地域間幹線系統確保維持費費国庫補助金の申請の見直し	生活交通確保維持改善計画の認定の手続きを計画期間開始前に行う等、事務手続の適正化を図る。	【現状】 地域間幹線系統確保維持費費国庫補助金の交付は、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会において、地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供などの取組等を内容とする「生活交通確保維持改善計画」策定を必要としている。国は、計画認定の申請を受け、補助対象期間(10月1日～9月30日)前に計画を認定し、補助対象期間経過後、交通事業者から計画記載額を上限とした補助金交付申請を受け、交付決定を行うものとされている。 【支障事例】 計画の認定は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条1項において、補助対象期間の開始前に認定を行い、都道府県協議会等に通知するものと定められている。しかし、平成28年度分(H27.10.1～H28.9.30)は平成28年3月下旬、平成29年度分(H28.10.1～H29.9.30)は平成29年6月下旬、平成30年度分(H29.10.1～H30.9.30)は5月23日時点で認定前、補助対象期間前の計画認定がなされていない。 また、県が構成員であり、事務局となっている協議会としては、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事案が発生することが多く、認定されることを前提とした協議会運営を余儀なくされるとともに、国からは書類の一部を空欄での提出が指示されているが、適正な手続きができない状況にある。 【現状】 地域間幹線系統確保維持費費国庫補助金の交付は、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会において、地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供などの取組等を内容とする「生活交通確保維持改善計画」策定を必要としている。国は、計画認定の申請を受け、補助対象期間(10月1日～9月30日)前に計画を認定し、補助対象期間経過後、交通事業者から計画記載額を上限とした補助金交付申請を受け、交付決定を行うものとされている。 【支障事例】 計画の認定は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条1項において、補助対象期間の開始前に認定を行い、都道府県協議会等に通知するものと定められている。しかし、平成28年度分(H27.10.1～H28.9.30)は平成28年3月下旬、平成29年度分(H28.10.1～H29.9.30)は平成29年6月下旬、平成30年度分(H29.10.1～H30.9.30)は5月23日時点で認定前、補助対象期間前の計画認定がなされていない。 また、県が構成員であり、事務局となっている協議会としては、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事案が発生することが多く、認定されることを前提とした協議会運営を余儀なくされるとともに、国からは書類の一部を空欄での提出が指示されているが、適正な手続きができない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2018/teianhosyu_jekka.html
H30	186	10.運輸・交通	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条・第5条・第8条・第9条・第10条	地域間幹線系統確保維持費費国庫補助金の申請の見直し	生活交通確保維持改善計画の認定手続きを要しない制度へ改正すること。	【現状】 地域間幹線系統確保維持費費国庫補助金の交付は、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会において、地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供などの取組等を内容とする「生活交通確保維持改善計画」策定を必要としている。国は、計画認定の申請を受け、補助対象期間(10月1日～9月30日)前に計画を認定し、補助対象期間経過後、交通事業者から計画記載額を上限とした補助金交付申請を受け、交付決定を行うものとされている。 【支障事例】 計画の認定は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条1項において、補助対象期間の開始前に認定を行い、都道府県協議会等に通知するものと定められている。しかし、平成28年度分(H27.10.1～H28.9.30)は平成28年3月下旬、平成29年度分(H28.10.1～H29.9.30)は平成29年6月下旬、平成30年度分(H29.10.1～H30.9.30)は5月23日時点で認定前、補助対象期間前の計画認定がなされていない。 また、県が構成員であり、事務局となっている協議会としては、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事案が発生することが多く、認定されることを前提とした協議会運営を余儀なくされるとともに、国からは書類の一部を空欄での提出が指示されているが、適正な手続きができない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2018/teianhosyu_jekka.html
H30	187	12.その他	都道府県	岐阜県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付要綱	地方創生推進交付金の交付の見直し	地方創生推進交付金について、国の補助金(交付金)を受けて、間接補助を行う場合について年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める。	間接補助事業については、年度内に精算額の確定だけでなく、支払いを完了する必要があるため、年度末まで実質的な事業期間(間接補助事業を行う期間)を確保できず、事実上、国が創設した補助金(交付金)事業の効果を損なう事態が生じている。府庁によって間接補助金の交付完了日の取扱いが異なる例がある。具体的に、農水省の補助金では、精算日の場合、実績報告書の提出期限の4月10日までに間接補助事業者の支出を完了すればよいとされている(平成24年12月27日付農水省大臣官房経理課企画指導第2号)。一方、地方創生推進交付金においては、精算日では、上記の提出期限の4月10日までに間接補助金の交付完了とは異なり、年度末までに交付を完了しなければならないとされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2018/teianhosyu_jekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (最末年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部署
<p>【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (ii)地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票立会人(38条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの各投票区における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和する。 [措置済み(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号))]</p>	<p>選挙期日における投立会人の選任要件について、各投票所における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和した。</p>	<p>【総務省】新旧対照表抜粋_国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律および公職選挙法の一部を改正する法律について 【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(通知)(令和元年5月15日付け総行選第3号、総行管第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_179</p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>
<p>【厚生労働省】 (3)療育手帳制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 【厚生労働省】 (37)療育手帳制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付等が可能であることを明確化するため、「療育手帳制度について」(昭48厚生事務次官)を改正し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(平成31年3月29日付け厚生労働事務次官通知)]</p>	<p>児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付等が可能であることを明確化した。</p>	<p>【厚生労働省】「療育手帳制度要綱」(「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発見第156号厚生事務次官通知)別紙)－新旧対照表－ 【厚生労働省】療育手帳制度について(平成31年3月29日付け厚生労働省発障0329第15号) 【厚生労働省】「療育手帳制度について」の一部改正について(通知)(平成31年3月29日付け厚生労働省発障0329第15号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_180</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課</p>
<p>【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (iii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 【農林水産省】 (8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認を不要とする。 [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]</p>	<p>農地中間管理機構が行う業務のうち、農用地の管理等の単純な業務について、知事があらかじめ指定する者に対して委託する場合には、知事承認を不要とした。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>農林水産省経営局農地政策課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (ii)認可地縁団体の不動産登記の特例(260条の38)については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>【総務省】認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例の適用について(通知)(平成30年11月27日付け総行住第198号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_183</p>	<p>—</p>
<p>【法務省】 (2)人権啓発活動地方委託事業 人権啓発活動地方委託事業については、2019年度事業から、講演会等の会場規模や企画内容に照らして広い地域からの来場者が見込めるとともに費用の大幅な超過を生じない場合には、上限数を超える開催通知資料の作成を認めることとし、その旨を都道府県及び市町村に2018年度中に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>人権啓発活動地方委託事業の実施計画に関する法務局によるヒアリング等を通じて、都道府県及び市町村に対し、平成31年度事業から、講演会等の会場規模や企画内容に照らして、地域からの来場者が見込めるとともに費用の大幅な超過を生じない場合には、講演会等開催通知資料の作成上限を緩和することとした旨を周知した。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>法務省人権擁護局人権啓発課</p>
<p>【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (iii)地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、早期の計画認定に資するよう、必要事項の記載等の照りを防止する観点から、自動計算が可能な様式の配布や提出先である運輸支局等との連携方法を見直すなど、必要な方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 【国土交通省】 (21)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (i)地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、記載照りの防止及び計画作成事務の負担軽減を図る観点から、自動計算が可能な様式を地方公共団体に提供する。 [措置済み(平成31年3月29日付け国土交通省自動車局旅客課通知)]</p>	<p>補助の申請時に策定する計画について、記載等照り防止のため自動計算可能な様式を提供した。</p>	<p>【国土交通省】地方分権改革に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係)(平成31年3月29日付け自動車局旅客課事務連絡) 【国土交通省】自動計算様式</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_185</p>	<p>国土交通省自動車局旅客課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請分野	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	地区区分	根拠法令等	提案事項(事由名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における取組の進捗状況(概要)
H30	188	10_運輸・交通	一般市	いずみ市	国土交通省	B_地方に対する規制緩和	道路運送法第78条第3号、第82条 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(平成29年8月7日 国土安第97号 国土自第128号 国土自第64号 自動車局長通知)	過疎地域以外における貨客混載運送の規制緩和	平成29年9月1日より申請受付を開始した過疎地域における乗用タクシーやトラック等での貨客混載の運送について、当該運送が行える区域を過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であり、かつ人口が3万人に満たないものと限定されていることから、各地域毎の現況を踏まえ、対象区域の拡大を求める。	【支援事例】 少子高齢化や人口減少に伴う輸送需要の減少が深刻な課題となっている過疎地域等では、旅客や貨物の輸送量が限られ、事業の経営が成り立ちにくく、人流・物流サービスを確保することが困難となっている。そのため、当該運送が行える区域を過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとされている。本市のように過疎地域に認定されていく、なおかつ人口が3万人以上のため、当該運送の対象地域とならない市は全国でも多くある。3万人以上の市において、住民の移動手段、配送手段のサービスの低下は深刻で、3万人という人口数で乗りこなすのは難しくないと考え、人口が3万人を超えてい、地域公共交通会議において協議し、承認された際には貨客混載が認められるようにされた。	—
H30	189	10_運輸・交通	都道府県	福井県、大野市	国土交通省	B_地方に対する規制緩和	道路運送法第78条第3号、第82条 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(平成29年8月7日 国土安第97号 国土自第128号 国土自第64号 自動車局長通知)	人口3万人以上の過疎地域における貨客混載を可能とするための規制緩和	過疎地域における乗用タクシーやトラック等での貨客混載の運送について、平成29年8月7日付で各地方運輸局長あてに出発した通知に、運送が行える区域を過疎地域自立促進特別措置法2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であり、人口が3万人に満たないものと限定されているため、「人口が3万人に満たないもの」という許可条件の撤廃を求める。	大野の大野市は、市営バス和泉線(大野駅-九頭竜駅)等の運行を、地域で唯一のタクシー業者であるいずみタクシー合名会社に委託している。昨年、佐川急便大野営業所から大野市および、みずタクシーに、「市営バス和泉線(大野駅-九頭竜駅)による宅配荷物の運送」および「九頭竜駅を発地とするタクシー車両による和泉地区内での宅配」を委託されたを受けて、大野市から中部運輸局に上記に関する貨客混載の可否を照会したところ、「市営バス和泉線による荷物運送」は可能だが、「タクシー車両による宅配」については、3万人未満という人口要件(3万3109人(平成27年国勢調査))を満たさないのと不可との回答があった。	—
H30	190	01_土地利 用(農地除 く)	都道府県	福井県	国土交通省	B_地方に対する規制緩和	都市計画法第21条2項特例書き、都市計画法施行令14条	都市計画に係る都道府県知事の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	都市計画で引用している法令が改正されたことによる項すれ等による形式上の都市計画の変更について軽易な変更として都道府県知事の同意・協議を不要とすることで都市計画の負担を軽減する。	地区計画などの市町村が定める都市計画において建築基準法等の法令の条項を引用しているが、法令改正によって条項すれが生じた際、その都府県が都市計画を変更しない限り、当該変更にあたっては都道府県知事との協議を得ず、都道府県と市町村で協議手続の負担が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2018/teianhosyu_jokka.html
H30	191	12_その他	中核市	八王子市	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	B_地方に対する規制緩和	行政事務における特定の個人情報に関する番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号	独自利用事務における個人情報開示の簡略化	独自利用事務の地方機関情報開示を情報照会とする場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則」(以下「規則」といふ。)第2条第4項第1号に基づき、本人同意が必要である。このことについて、独自利用事務と趣旨は目的が同一かつ事務内容に類似性がある法定事務(以下「準ずる法定事務」といふ。)が本人同意を不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則の改正を行う。同様に、庁内の情報照会とする場合に、準ずる法定	【支援事例】 本市の独自利用事務である、子どもの医療費助成に関する事務(以下「助成事務」といふ。)を例とする。 (前掲) 助成事務の準ずる法定事務は「児童手当に関する事務」であり、児童手当に関する事務は地方機関情報開示の照会において本人同意は不要である。また、助成事務と児童手当に関する事務については申請手続を同時に行っている。 (具体的内容) 児童手当に関する事務は本人同意が不要であるにも関わらず、助成事務は本人同意が必要となり、同意に係る書類記入の手間が生じる。また、配偶者等の申請者以外の方(以下「配偶者等」といふ。)の地方職から、電子申請においても、配偶者等の本人同意を得ることができないため、同様に郵送又は窓口へ本人同意書を提出することになる。 【懸念事項】 地方公共団体によって、準ずる法定事務の判断基準が異なる可能性がある。 【懸念事項の解消策】 本人同意を不要とする独自利用事務は、独自利用事務及び準ずる法定事務の内容を国が確認し、承認したものに限定することとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2018/teianhosyu_jokka.html
H30	192	12_その他	中核市	八王子市	内閣府	B_地方に対する規制緩和	「子育てでストップサービス」における児童手当の事務について(平成28年12月21日付府子2906号通知)	マイナンバータールにおけるお知らせ通知の範囲拡大	お知らせ通知については、国において子育てに関する14の事務で実施することを可能としている。 それ以外の事務については、お知らせ通知を行うことで市民サービスの向上、行政事務の効率化が図られるものについて、お知らせ通知を行えるようにする。	【支援事例】 「児童手当の支給日に係る通知」、ひとり親家庭制度における「家庭教師派遣支援や体験学習・習字支援に係るお知らせ」、国が示すお知らせ通知を行える事務に含まれていないため、お知らせ通知を行うことができない。 【懸念事項】 社会保険・税・防災に該当しない事務については、マイナンバーを取り扱えないため、お知らせ通知を実施できない。 【懸念事項の解消策】 現行のマイナンバー(符号含む。)を利用したお知らせ通知とは別に、マイナンバー(符号含む。)を利用しないお知らせ通知の仕組みを新たに構築する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2018/teianhosyu_jokka.html
H30	193	12_その他	中核市	八王子市	内閣府、総務省	B_地方に対する規制緩和	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	電子申請に関する本人確認手続の統一	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「オンライン化法施行規則」といふ。)の本人確認手続である電子署名に関する文言を統一する。 具体的には、「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関の指定する法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言を追加する。	本人確認手段が電子署名の場合、電子申請を行うにあたってはマイナンバーカード及びリーダーズを持っていることが必須条件となる。この条件は、電子申請サービスの利用を推進するにあたっての障害要因となっている。 【懸念事項】 マイナンバーカードを用いた電子署名の推進が図られない。 【懸念事項の解消策】 マイナンバーカードが普及するまでの経過的措置として位置付け、マイナンバーカードの普及促進を引き続き積極的に行っていく。	—
H30	194	03_医療・福祉	中核市	豊中市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有することを求めている(「保育教諭」が、平成23年3月11日までは幼稚園教諭許状と保育士資格のどちらか一方免許・資格を有していれば保育教諭等になることである。全国的な保育士不足を鑑み、特例措置の延長を求める。	特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、養成機関なども限られるうえ、認定こども園の利用希望者が多く、保育教諭不足の中で、雇用している職員を資格・免許取得のために現場から離れてしまふことにより、保育現場に支援をきしてしまふため、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。また、特例措置終了後は免許・資格取得に要する期間が増加することにより、人材確保が難しくなる。 豊中市には幼保連携型認定こども園が小学校就学前の学校教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることからその移行を推進しており、平成27年4月にすべての公立の保育所(19園)・幼稚園(7園)が幼保連携型認定こども園に移行。平成30年4月までに私立保育所(3園)私立幼稚園(8園)が幼保連携型認定こども園へ移行した。また、平成31年4月に向けに私立保育所(6園)と調整を行っているところである。とりわけ、私立幼稚園からの認定こども園化は、3歳児2号枠を設定することにより、2歳児までの保育施設からの進級先の確保とともに待機児童解消にも有効に働くことと期待されている。今後、現存私立保育所(50園)、私立幼稚園(17園)に働きかけを行う予定としている。 このうち現状で現存保育所は幼稚園である施設が認定こども園へ移行する場合、暫く期間が9年未満の場合、職員の確保が困難になることにより、認定こども園移行を諦めたことと、逆に現在認定こども園である施設が経過措置期間終了時に保育所又は幼稚園に戻ってしまふことが懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2018/teianhosyu_jokka_yosun.html
H30	195	08_消防・防災・安全	一般市	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町	内閣府	B_地方に対する規制緩和	・災害弔慰金の支給等に関する法律第13条第1項 ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第103条第1項 ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第14条第5項	災害支援資金貸付金の免除の要件の見直し	災害支援資金貸付金について、借入者が破産した場合には、市町村が不納欠損処分できる運用にめるとともに、照への償還について、免除の要件に市町村が不納欠損をした場合を追加する等、地方公共団体の適切な債権管理を前提とした見直しを行っていただきたい。	破産により免責を受けた者に係る災害支援資金貸付金の免除については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第103条第1項の規定により読み替えて適用される災害弔慰金の支給等に関する法律第13条第1項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第14条第5項の規定により、支払日から10年を経過した後にあって、なお無償又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができる見込みがない場合に免除できるとされ、その間、市町村においては債権回収に努めるという指導がなされている。 一方、破産により免責された債権や時効の援用により消滅した債権は任意に履行が可能な自然債務になるものと解釈され、仮に本人の任意性を害して回収したとすると破産法や民法に抵触することから、当市では、本人が任意に履行する意思がないなどにより履行の見込みがない場合は不納欠損処分をしなければならないと考え、対応に苦慮しているところである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2018/teianhosyu_jokka_yosun.html
H30	196	08_消防・防災・安全	中核市	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町	内閣府	B_地方に対する規制緩和	・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条	災害支援資金貸付金の保証人に関する規定の見直し	災害支援資金貸付金について、市町村による適切な債権管理が可能となるよう、災害支援資金の貸付金を受けようとする者に対して、所業の金利の上乗せ等を行うことにより、保証会社による保証を義務付ける災害支援資金の貸付制度の見直しを行い、保証人としての災害支援資金の貸付と市町村の円滑な債権回収を両立していただきたい。 これに伴って、市町村が災害支援資金を貸し付ける場合において、保証会社による保証が円滑に行われ、国において全国的な仕組みを整備していただきたい。	災害支援資金の貸付金を受けようとする者は、保証人(連帯保証人)を立なければならぬ(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条第1項)こととされているが、現実的には、連帯保証人制度が機能していないことにより、貸付金の償還期間における市町村の債権回収に支障を来している。そのため、例えば、民間の債務保証サービスの利用や返済能力にじた貸付けするなど、市町村が円滑に債権回収を確保できるような制度へと見直しを行っていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2018/teianhosyu_jokka.html
H30	197	06_環境・衛生	一般市	弘前市	環境省	B_地方に対する規制緩和	循環型社会形成推進交付金交付金取扱要領	循環型社会形成推進交付金の交付対象事業の見直し	循環型社会形成推進交付金の交付対象事業において、「改良・改造に係る事業」に掲げる廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に「最終処分場の浸出処理施設」を追加していただきたい。	—	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (イ)法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正については、その修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではないことを、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>		<p>都市計画の条項ずれに係る形式的な修正について、これを直ちに行わないという理由のみによって、都市計画の効力に影響を及ぼすものではないことを通知した。</p>	<p>【国土交通省】法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正について(技術的助言)(平成31年3月28日付け国土交通省都市局都市計画課長補佐事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_190</p>	<p>国土交通省都市局都市計画課</p>
<p>6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (3)マイナポータル(個人向け行政ポータル)における「お知らせ機能」については、「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」(平28内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長)に掲げる事務に限らず、地方公共団体が行う個人番号利用事務(9条1項及び2項)であれば利用可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>		<p>マイナポータルにおける「お知らせ機能」について、子育て分野に限らず、個人番号利用事務について利用可能であることを通知した。</p>	<p>【内閣府】マイナポータルにおける「お知らせ機能」の活用分野について(平成31年3月25日付け内閣府番号番号制度推進室、内閣府大臣官房番号制度担当室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_192</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室</p>
<p>6【内閣府(5)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(13)】 教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経通措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。</p>		<p>幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を5年間(令和6年度末まで)延長した。</p>	<p>【文部科学省】教育職員免許法(令和1年6月14日号外法律第37号) 【文部科学省】教育職員免許法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和1年6月7日号外法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律新旧対照表(令和1年6月7日号外法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_194</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【内閣府】 (9)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82) 災害援護資金の貸付け(10条)については、以下のとおりとする。 *被災者が無理なく貸付金を返済できるよう、市町村の判断で被災者の返済能力に応じて貸付額を決定することが可能であることを、地方公共団体へ2019年度中に周知する。 *災害援護資金の貸付けに係る保証人(施行令8条)については、政令を改正し、保証人を立てることを要しないこととするを、2019年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。</p>		<p>災害援護資金の貸付けについて、市町村の判断により、被災者の返済能力に応じた貸付額とすることが可能であることを通知した。また、市町村の判断により、保証人を立てることを要しないとすることを可能にした。</p>	<p>【内閣府】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行について(平成31年1月30日付け府政防第81号) 【内閣府】災害援護資金の貸付けに係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(令和2年6月5日付け府政防第1238号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_196</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(避難生活担当)</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請	分野	提案団体の属性	関係府省	提案区分	拠出法令等	提案事項名(趣旨)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における政策的な調整結果(概要)		
H30	198	03_医療・福祉	都道府県	静岡県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、富田市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法、特定教員採用法等、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平成二十九年三月二十一日内閣府告示第539号)、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日付府共第389号、26文科初第1463号、福元発0331第10号、内閣府子ども子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通函)	子ども子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善の配分方法の制約の撤廃	平成29年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技術・経験に応じた処遇の改善のための子ども子育て支援新制度の施設型給付費に係る処遇改善等加算Ⅱが創設されたが、その適用における加算額の配分方法に制約が課せられている。キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるような国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直し、施設の実情に応じて都府県知事が副任保育士等の経験を有するとして認めた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。	概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、1施設あたり職員全体の3分の1程度に対象人数が限定されている。また対象人数のうち半数に4万円を支給することが条件となっており、該当のベテラン保育士が多く配置されている施設は、施設内で適切に配分することもできないことから申請を躊躇している。なお、平成29年4月16日の通知(「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正について)でも一定の見直しが行われているが、上記の支障については、解決が難しいところである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyujokka.html	
H30	199	12_その他	中核市	倉敷市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第一六七条の二 別表第五	随意契約ができる金額の見直し	随意契約によることのできる予定価格について、契約の種類別(工事又は製造の請負)である場合の上限金額を引き上げる規制緩和	地方自治法施行令第一六七条の二第一項第一号別表第五において随意契約ができる予定価格が規定されている。特に「工事又は製造の請負」に関しては建設資材の高騰や東京五輪需要等に伴う人員不足により契約価格が上昇傾向にあるものの基準額が見直されていない。公共施設の老朽化で修繕業務が増加傾向にあることに加え、来年には消費税増税が予定されていることを考慮すると、従前どおりの基準額のままでは、競争入札による修繕工事が確実に増加する。発注者である地方公共団体として、随意契約は1〜2程度の事務で済むところ、競争入札となる設計期間から契約事務まで最短で約1月を要し、事務量が增加する。また、受注者側にとっても、競争入札による工事が増加すれば、競争入札に係る事務負担が生じ、受注意欲の低下につながる可能性がある。スムーズに手続きができる随意契約は受注者側にもメリットがある。随意契約の定められた理由が金額の少なからず契約についてまた競争入札で行うこと、事務量がたつたりに増え、能率的な行政運営を阻害するところから、この考えをすれば、消費税増税等のタイミング、準備が合われた見直しが必要と思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyujokka.html	
H30	200	12_その他	都道府県	茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常陸市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、龍崎市、那珂市、筑西市、坂東市、かずみがうら市、行方市、つくばみらい市、小笠原市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第231条の2	電子マネーを利用した徴入の納納を可能とする規制緩和	電子マネーは、少額の支払において小銭の取扱いが不要であり、利便性が高い決済手段である。地方公共団体においても、住民の利便性向上の観点から、公金の収納を電子マネーを利用していきたいが、地方自治法及び同法施行令に電子マネーを利用した納納について明文の規定がないため、慣習による納納によることとしている。いわゆる電子マネーを利用した公金の収納については、法令に明文の規定がないことから、当該方法による納納については法令で規定する。若しくは、現行制度上でも電子マネーによる納納が可能であることを明確化する。	電子マネーは、少額の支払において小銭の取扱いが不要であり、利便性が高い決済手段である。地方公共団体においても、住民の利便性向上の観点から、公金の収納を電子マネーを利用していきたいが、地方自治法及び同法施行令に電子マネーを利用した納納について明文の規定がないため、慣習による納納によることとしている。いわゆる電子マネーを利用した公金の収納については、法令に明文の規定がないことから、当該方法による納納については法令で規定する。若しくは、現行制度上でも電子マネーによる納納が可能であることを明確化する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyujokka.html	
H30	201	03_医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、新潟県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療の患者に対する医療等に関する法律第9条	指定難病の医療費助成については、更新申請の場合には基となる法律に基き「指定難病の医療費助成の更新申請を行う場合の臨床調査個人票(臨床票)の簡素化」	指定難病に係る医療費助成については、更新申請の場合には基となる法律に基き「指定難病の医療費助成の更新申請を行う場合の臨床調査個人票(臨床票)の簡素化」	指定難病に係る医療費助成については、更新申請の場合、原則1年の有効期間を定め給付権を証し発行し、受給者は病状に関わらず、毎年更新申請の必要がある。更新申請の際に新規申請と同様、疾患ごとに示された臨床調査個人票(臨床票)の提出が必要であるが、当該臨床票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、確認を行う行政側の負担も大きい。(本県では、年間申請件数約18,000件のうち、約15,000件が更新の申請となっている。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyujokka.html	
H30	202	08_消防・防災・安全	一般市	白河市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法施行令第1条第4号	被災者生活再建支援法の適用範囲の拡大	被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号(以下「政令」という。))第1条において、法の適用対象となる自然災害の要件を定めているが、同条第4号で定める「5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(人口10未満)」という要件をさらに細分化し、「人口5未満」にあっては2以上以上の級と規定を設ける。	被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号(以下「政令」という。))第1条において、法の適用対象となる自然災害の要件を定めているが、同条第4号で定める「5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(人口10未満)」という要件をさらに細分化し、「人口5未満」にあっては2以上以上の級と規定を設ける。	平成29年9月17日に本市に接近した台風18号により、市内各地で多大な被害が発生した。本市では全壊相当の住家が2棟であったが、被害を受けた市民の生活再建のため、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号(以下「法」という。))による支援を受けたいと考えていたが、適用対象とはならなかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyujokka_yosan.html
H30	203	09_土木・建築	一般市	掛川市、島田市、藤枝市、伊豆市、菊川市、牧之原市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第34条	公営住宅法第34条に規定されている収入調査手法の拡大	本市では、収入申告を行わない同居者に対しては、申告を行うよう丁寧に連絡・催告を行っているところであるが、中には再三連絡・催告を行ったにもかかわらず、収入状況申告を怠り、公営住宅法上の規定により、近所同郷家賃を以て家賃を決定せざるを得ない事例も発生している。また、その中にはほか以上家賃を滞納し、明徴請求を経て退去に至る事例もあり、そういった者には家賃を滞納した状態を速方へ転居させることも必要である。このようなケースにおいては、転居先を探している、第34条の規定による調査が行えないため、現在の収入状況が把握できない、滞納整理を進めるに当たり、速方への調査等に係る費用(経費や民事執行に係る手続)と滞納整理による回収の目的が立たないことから、費用対効果の見直しが必要で、滞納整理業務の効率的な遂行に支障を来している。	本市では、収入申告を行わない同居者に対しては、申告を行うよう丁寧に連絡・催告を行っているところであるが、中には再三連絡・催告を行ったにもかかわらず、収入状況申告を怠り、公営住宅法上の規定により、近所同郷家賃を以て家賃を決定せざるを得ない事例も発生している。また、その中にはほか以上家賃を滞納し、明徴請求を経て退去に至る事例もあり、そういった者には家賃を滞納した状態を速方へ転居させることも必要である。このようなケースにおいては、転居先を探している、第34条の規定による調査が行えないため、現在の収入状況が把握できない、滞納整理を進めるに当たり、速方への調査等に係る費用(経費や民事執行に係る手続)と滞納整理による回収の目的が立たないことから、費用対効果の見直しが必要で、滞納整理業務の効率的な遂行に支障を来している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyujokka.html	
H30	204	09_土木・建築	一般市	掛川市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第5条	限定特定行政庁に置くことのできる建築主事の資格要件の緩和	建築基準法第9条の2により限定特定行政庁に置くことのできる建築主事となる場合に限り、二級建築士試験に合格した者であって、建築基準適合判定資格者検査を受験することによって、限定特定行政庁に置くことのできる建築主事の資格要件を緩和するよう求める。	本市は、建築基準法第9条の2により建築主事を置き、限定特定行政庁として、長期優良住宅建築等計画と連動した長期優良住宅又は省エネ住宅等の良質な認定住宅の促進、並びに立地適正化計画と連動した居住水準に関するバリエーションの確かなる施策展開を実施しているとともに、住民に身近な近隣建築物の指導・建築相談を実施しており、都道府県が行う場合と比較して短期間で迅速な対応を行っており、住民にとって身近な建築行政を実施を図っている。しかし、本市には一級建築士資格を保持し、かつ建築基準適合判定資格者である者が4名しかおらず、いずれも中高年の職員で、かつ2名が外島の建築関係業務に従事しているため、建築主事として任命されているのは2名のみで、今後の存続が危ぶまれる状況にある。地方では一級建築士資格を要する物件も少ないため定期的な職員採用は困難であり、仮に二級建築士を採用できても一級建築士と建築主事試験合格までの育成には相応の時間を要する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyujokka.html	
H30	205	03_医療・福祉	一般市	別府市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	自立支援医療費(更生医療)支給認定実施要綱	自立支援医療(更生医療)支給認定に該当する治療の、有効期間延長を求める。	自立支援医療(更生医療)(以下「更生医療」という)における、重度かつ継続に該当する治療(人工透析療法、じん移植術に伴う抗免疫療法、抗HIV療法等)が必要な申請者について、それぞれの治療は、生涯にわたって継続して治療を受ける必要があるが、更生医療費が定められている限り、最長有効期間は1年間となっている。しかしながら、人工透析療法が必要な申請者は、週3回の血液透析を行わなければならない方がほとんどであり、透析後の体調不良により移動困難となることも多く、更新申請のため役所へ来庁することや申請書の郵送を行うことも、申請者の支障となっている。また、本市では、重度かつ継続に該当する治療を行う申請者について、有効期間が満了するに際し、更新手続きを促す案内をたし、案内送付後に申請書の提出がなければ、電話付きを行い、申請漏れによる申請者が利益を蒙らないよう対応することが日常業務の支障となっている。	自立支援医療(更生医療)(以下「更生医療」という)における、重度かつ継続に該当する治療(人工透析療法、じん移植術に伴う抗免疫療法、抗HIV療法等)が必要な申請者について、それぞれの治療は、生涯にわたって継続して治療を受ける必要があるが、更生医療費が定められている限り、最長有効期間は1年間となっている。しかしながら、人工透析療法が必要な申請者は、週3回の血液透析を行わなければならない方がほとんどであり、透析後の体調不良により移動困難となることも多く、更新申請のため役所へ来庁することや申請書の郵送を行うことも、申請者の支障となっている。また、本市では、重度かつ継続に該当する治療を行う申請者について、有効期間が満了するに際し、更新手続きを促す案内をたし、案内送付後に申請書の提出がなければ、電話付きを行い、申請漏れによる申請者が利益を蒙らないよう対応することが日常業務の支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyujokka.html	
H30	206	12_その他	中核市	松山市、西条市、西予市、久万高原町、砥部町、伊方町、松野町、新野町	総務省	A 権限移譲	統計法施行令第4条別表第一	統計法施行令第4条別表第一	統計法施行令第4条別表第一	調査員が辞退された場合や事故などにより急遽労働体が余儀なくされた場合など、代わりの調査員を確保し任命されるまでに3〜6程度かかる。調査員は70〜100程度程度の世帯を受け持っているが、配布などには期間が定められている。調査員が調査活動を行う際、その身分を証明するものが任命証であるため、任命されるまでは活動が行うことができません。活動期間が短く、支障が生じている。また、本案件は事務処理特例条例が定められているが、事務処理特例では統計法施行令の意見見直しによる権限移譲を定めるものである。	調査員が辞退された場合や事故などにより急遽労働体が余儀なくされた場合など、代わりの調査員を確保し任命されるまでに3〜6程度かかる。調査員は70〜100程度程度の世帯を受け持っているが、配布などには期間が定められている。調査員が調査活動を行う際、その身分を証明するものが任命証であるため、任命されるまでは活動が行うことができません。活動期間が短く、支障が生じている。また、本案件は事務処理特例条例が定められているが、事務処理特例では統計法施行令の意見見直しによる権限移譲を定めるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyujokka.html
H30	207	03_医療・福祉	一般市	各務原市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 介護保険法施行規則	介護保険事務における特定の個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。また、再交付申請件数は年間約2000件であるが、要介護状態の高齢者が発生することはほぼないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請書に個人番号が記載されていることはいないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないにもかかわらず、個人番号を職員が記入することで、処理時間は年間約2000分増加している。また、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。また、再交付申請件数は年間約2000件であるが、要介護状態の高齢者が発生することはほぼないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請書に個人番号が記載されていることはいないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないにもかかわらず、個人番号を職員が記入することで、処理時間は年間約2000分増加している。また、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyujokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (攝案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(11)】【文部科学省(12)】【厚生労働省(30)】 子ども子育て支援法(平24法85) (イ)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法等については、2018年度の間加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令2> 5【内閣府(9)(ロ)】【文部科学省(8)(ロ)】【厚生労働省(34)(ロ)】 (ロ)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法については、当該加算の適用を受ける施設が増加するよう、月額4万円の処遇改善を受ける職員数の要件を、公定価格上の月額4万円の処遇改善の対象者数の1/2(端数切捨て)以上から、1人以上に緩和する。 〔措置済み(令和2年7月30日付け内閣府子ども子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)〕</p>	<p>処遇改善等加算Ⅱにおける加算額の配分ルールを緩和した。</p>	<p>【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて(令和2年7月30日付け内閣府子ども子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_198</p>	<p>内閣府子ども子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (イ)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>		<p>地方公共団体による使用料等の徴収について、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【総務省】電子マネーを利用した公金の取納について(平成31年3月29日付け総務省行政執行局行政課行行第102号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_200</p>	<p>総務省自治行政局行政課 対策課</p>
<p>6【厚生労働省】 (35) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ロ) 指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令9> 5【厚生労働省】 (35) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ロ) 臨床調査個人票(6条1項)については、難病の調査及び研究に必要な調査事項の精査を行い、専門家の意見を踏まえつつ、令和5年度中に記載事項(施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長)の簡素化を図る。</p>	<p>指定難病データベースについて、指定医による臨床調査個人票(6条1項)のオンライン登録を可能とするシステム更改を令和5年度に実施し、令和6年4月1日より運用を開始した。 また、指定難病患者データベースの利用に関する医療機関向けの資料を各都道府県宛に送付し、当該システムの利用方法について周知を行った。 臨床調査個人票については、記載項目の見直し等を行い「指定難病に係る臨床調査個人票についての改正について(令和5年11月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)」を各都道府県、各指定都府宛てに通知した。</p>	<p>【厚生労働省】指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースに関する医療機関向け周知 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/naibyou/index_00003.html 【厚生労働省】「指定難病に係る臨床調査個人票についての改正について(令和5年11月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)」</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_201</p>	<p>厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課</p>
<p>6【国土交通省】 (11) 公営住宅法(昭26法19) 家賃の滞納が生じている者への対応については、適切な対応が講じられるよう、入居者の収入状況の報告の請求等(34条)の活用事例を含め、各地方公共団体における取組事例を調査し、地方公共団体に2019年中に周知する。</p>		<p>公営住宅における家賃滞納が生じている者に対する取組事例調査の結果をまとめ、地方公共団体へ通知した。</p>	<p>【国土交通省】公営住宅における家賃の滞納が生じている者への対応について(令和元年12月23日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡) 【国土交通省】(別添1)公営住宅における家賃滞納が生じている者に対する取組事例調査とりまとめ結果 【国土交通省】(別添2)退去済みの家賃滞納者に対する取組事例 【国土交通省】(別添2)別紙①～⑥</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_203</p>	<p>国土交通省住宅局住宅総合整備課</p>
<p>6【内閣府(13)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ロ) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に関し、個人番号の記載の有無を可能とする。 *介護保険法施行規則(平11厚生省令36)に規定する被保険者証(同令27条1項)等</p>		<p>被保険者証等の再交付申請について、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。</p>	<p>【厚生労働省】介護保険最新情報vol.741(令和元年9月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_207</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省老健局介護保険計画課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整結果(概要等)
H30	208	03_医療・福祉	一般市	各務原市	内閣府、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	医療保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け防止	紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性はないことから、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支援事例】 紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性はないことから、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	209	03_医療・福祉	一般市	各務原市	内閣府、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 障害者総合支援法施行規則	障がい福祉事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け防止	紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。個人番号記載の必要性はないことから、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支援事例】 紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	210	03_医療・福祉	指定都市	大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	雇用保険法第61条の4、雇用保険法施行規則第101条の11の2の3第1号、育児休業・介護休業法第5条第3号第2号、育児休業・介護休業法施行規則第6条第1項	育児休業等の期間延長にかかる要件緩和	育児休業等の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件である「保育が実施されない場合」の準証資料を、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。	現在、育児休業の取得及び育児休業給付金の支給の期間については、育児休業・介護休業法及び雇用保険法において、原則として児童が1歳になるまでとされ、法令の要件を満たす場合には最大2歳まで延長できる。延長の要件は、厚生労働省令において「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、(省略)当面その実施が行われない場合」とされ、実務上はこの要件の確認資料として、雇用主のホームページが保護者に市町村の発行する入所保留通知書の提出求めているが、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする例が多発している。 本市のように利用保留児童が生じている自治体の場合、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをすれば、保護者は容易に保留通知を入手できるため、厚生労働省令の要件定めにもかかわらず、事実上無条件で育児休業等の延長が認められているのが現状である。 また、保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないケースが生じ、公平な利権調整が困難になっている。 さらに、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっており、待機児童対策をはじめとした国と自治体の保育施策全体を重める恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	211	03_医療・福祉	指定都市	大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	・待機児童解消に向けて緊急の対応に関する施策についての対応方針について ・特設教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	共同保育の実施可能日目の適用拡大	保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育について、現状実施が認められている土曜日に加え、同様に利用児童の少ないお盆・年末年始(12月29日～1月3日)以外の12月28日、1月4日(等)等に適用範囲を拡大して欲しい。	現状、土曜目のみ、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することが認められているが、その他の場合、保育所等で提供される保育は、入所決定された施設内で提供されるものであり、入所決定された場所以外で保育を提供することは認められていない。 例えば3つの施設で共同保育を行う場合、本来は各施設最低2名×3施設＝6名の職員が必要であるが、共同保育をすることで最低2名で可能となり、このことで保育士の負担軽減・離職防止に一定の効果がある。しかし、土曜目と同じく保育ニーズが少ないお盆・年末年始等は、共同保育が認められていないため、上記の例では最低6名の職員が必要となり、保育士が不足のリスクが非常に高い。また、お盆・年末年始等も勤務日であることを敬慮する保育士も一定数いることから、保育人材確保の支援となっている。 また、保育所等は基本的には月曜日から土曜日まで開所する必要があるが、保育ニーズが少ないお盆・年末年始において、保護者の同意の上で保育協力日等を設定して保育士の休みを確保している例がある。保育が必要な場合は、当然保育所等は預かる必要があるが、保護者が保育所等に気を遣って休暇を取らざるを得ない例もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	212	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B_地方に対する規制緩和	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項	災害援護貸付金の月賦償還の採用	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護貸付金」の返済方法について、見直しを提案するもの。	災害援護貸付金の償還は、年賦償還又は半年賦償還が原則となっている。もともと所得の少ない世帯への貸付けが多い中、年賦・半年賦償還では、1回あたりの償還額が大きい(1回の償還額あたり10万円～60万円が想定)ため、貸付金の滞納のリスクが非常に高い。 なお、現在も分納の誓約・事務処理を経て月賦での償還を行うことは可能だが、債務者からは、分納の誓約を行わずに最初から月賦での支払いを選択したいとの意見が多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	213	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B_地方に対する規制緩和	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第2項	災害援護貸付金の据置期間及び償還期間の延長	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護貸付金」の償還期間について、見直しを提案するもの。	災害援護貸付金は、借りてから3年の「据置期間」の後、7年間で償還する必要がある。しかし、震災から2年経過した今でも仮設住宅に住み、元の生活を取り戻せない被災者が多く中で、低所得者を対象とした当初の据置期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、据置期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka_yosan.html
H30	214	06_環境・衛生	指定都市	熊本市	環境省	B_地方に対する規制緩和	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第15条の2の5第2項) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第12条の07の16)	廃棄物処理施設を産業廃棄物処理施設に処理する際の規制緩和	廃棄物処理法第15条の2の5(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特別)について、現行で許可対象とされている処理施設の内、特に石膏ボード(ガラスくず)の廃棄施設を特別の対象と出来るよう所要の改正を求め。	廃棄物処理法第15条の2の5に規定される特別は、同法第15条の許可対象施設に該当しない施設には適用されない。このため、平成28年の熊本地震の際に発生した多量多量の災害廃棄物の処理に時間を要した。特に、石膏ボード(ガラスくず)については限外の民間の中間処理施設で処理することを検討したものの、同規定を適用できず、再資源化が可能な状態であっても最終処分せざるを得なかった。加えて、同法第2条の3第2項では「非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、(中略)分別、再生利用等におけるその減量を図られるよう、適切な配慮がなされなければならない」とあるが、大規模地震災害の場合、多くの家庭が倒壊する蓋然性が高いため、石膏ボードや木くず等は特に多量に発生することが予想される。また、石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては硫化水素が発生することがある点からも、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。なお、本来的には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての産業廃棄物許可対象以外の処理施設が特別の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物について提案するものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	215	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B_地方に対する規制緩和	災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日付付令第99号)	災害救助法の事務処理に必要な書類の簡素化	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿書式」の種類が多く、記載内容が複雑な点について見直しを提案するもの。	現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっている。また、書式の内容も複雑なものも多く、例えば監査を受ける際の資料について、個人ごとや日ごとに作成しなければならず、作業量が膨大であった。特に生活必需品の「輸送記録簿」は、「いつ」「どこに」「誰の分を」「いくらで」届けたいかを記録しなければならず、災害救助を行うのが、個々の記録作業に追われることで、迅速な救助対応に支障を来している。 【例】 ・運搬設置費用を例にあげると、様式6で購入した物の品名・金額を記載し、様式7では避難所ごとの支出額を記載する必要があるが、避難所ごとの支出額が膨大であれば、様式7は省略できるのではないかと、混雑期において、現場(避難所等)で物品の受け取り等を行うことは現実的に困難であり、特に申請が小回しつづか多くなる内容の救助項目(様式6.9.11.18等)については、総括的な内容を記載すれば足りるよう簡略化していただきたい。 ・様式22(輸送記録簿)においては、「生活必需品」を支給した世帯(12,000世帯)について、輸送日、輸送先、輸送等を全て記載する必要がある。輸送自体は配達業者が行っていたため、データの持ち合わせ等を含めて作成に5か月程度要した。配達業者が作成する請求書等をもって様式の作成の代わりにするなどの見直しも含めて検討していただきたい。 加えて、各様式に明確な記載例を明示いただくとともに、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (4年度にはおなじみ)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部署
<p>【6】内閣府(13)【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (イ)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限る。個人番号の記載の省略を可能とする。 ・国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)に規定する被保険者証(同令7条1項)等 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平19厚生労働省令129)に規定する被保険者証(同令19条)等</p>		<p>被保険者証等の再交付申請について、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を省略可とした。</p>	<p>【厚生労働省】国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(令和元年9月30日付け発第0930第1号、発令0930第9号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi-jiminh30_208</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課</p>
<p>【6】内閣府(13)【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (イ)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限る。個人番号の記載の省略を可能とする。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平18厚生労働省令19)に規定する障害福祉サービス受給者証(同令23条1項)、地域相談支援受給者証(同令34条の50第1項)及び自立支援医療受給者証(同令48条1項)並びに療養介護医療受給者証・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭25厚生省令31)に規定する精神障害者保健福祉手帳(同令30条) ・身体障害者福祉法施行規則(昭25厚生省令15)において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳(同令7条及び9条)の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令文> 【5】内閣府(6)【厚生労働省(13)】 精神障害者保健福祉手帳及び身体障害者手帳の再交付申請について、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を不要とした。</p>	<p>【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令について(通知)(令和元年6月28日付け障第0628第1号、障第0628第1号) 【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月28日付け厚生労働省令第21号) 【厚生労働省】身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【厚生労働省】身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令(令和2年3月27日付け厚生労働省令第48号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi-jiminh30_209</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、精神・障害保健課</p>	
<p>【6】厚生労働省 (4)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76) 育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。 ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体(2018年度中に通知する。 ・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p><令文> 【5】厚生労働省 (6)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76) 育児休業及び育児休業給付金(以下この事項において「育児休業等」という。)の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。 ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱う方法を地方公共団体に通知する。 [措置済み(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)] ・育児休業等の制度の趣旨に則った活用を促すため、外形的に制度の趣旨とは異なる可能性が高いと考えられる育児休業等の延長の申出があった場合には、やむを得ない場合を除き育児休業等の延長の要件を満たさないことを都道府県労働局に通知するとともに、ホームページ等で周知する。 [措置済み(平成31年3月29日付け厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長通知、平成31年3月29日付け厚生労働省職業安定所雇用保険課長補佐事務連絡)]</p>	<p>保育所等の利用調整に当たって「保育の必要性の高い者」を優先的に取り扱うための説明や調整方法の例を示すとともに、「第一次申込みで希望した園に内定した上で辞退した」旨の保留通知書への付記の例や当該付記がある場合の育児休業延長の取り扱いを示した。</p>	<p>【厚生労働省】育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 【厚生労働省】育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第6条第1号等において「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面の実施が行われない場合」について(平成31年3月29日付け厚第06第0329第4号) 【厚生労働省】育児休業給付金の期間延長に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応方針の対応について(平成31年3月29日付け厚生労働省職業安定所雇用保険課長補佐(業務担当)事務連絡) 【厚生労働省】「育児休業」の延長を予定されている労働者・事業主の皆さまへ</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi-jiminh30_210</p>	<p>厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課 厚生労働省職業安定所雇用保険課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>【6】内閣府(2)【厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童がいない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>					
<p>【6】内閣府 (9)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82) 災害弔慰金の交付(10条)については、以下のとおりとする。 ・災害弔慰金の償還方法(施行令7条3項)については、政令を改正し、条例により月額償還を定めることを2019年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。</p>		<p>災害弔慰金の償還方法について、年賦、半年賦償還に加えて、月額償還の方法によることを可能とした。</p>	<p>【内閣府】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行について(平成31年1月30日付け府政防第81号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi-jiminh30_212</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)</p>
<p>【6】環境省 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ネットワーク協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行う。 また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を2018年度中に行い、同調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題について、地方公共団体に対して2019年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供すると、必要な援を適切に行う。 あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った上で、特例規定に基づく条例制定の負担軽減も含め、必要な対応を検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令2> 【5】環境省 (3)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (1)非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、その手続において必要な事項を定めた条例の制定を地方公共団体に通知した。また、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を対象とすることとした。 [措置済み(令和2年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室事務連絡)] (2)産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を対象とする。 [措置済み(産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号))]</p>	<p>非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、その手続において必要な事項を定めた条例の制定を地方公共団体に通知した。また、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を対象とすることとした。</p>	<p>【環境省】「廃棄物処理法第9条の3の3に定める災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例」の策定について(令和2年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室事務連絡) 【環境省】条例制定事例集 【環境省】(通知)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和2年7月16日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知) 【環境省】(概要)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令について(令和2年7月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課) 【環境省】(条文)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi-jiminh30_214</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課</p>
<p>【6】内閣府 (1)災害救助法(昭22法118) (イ)救助事務の処理に必要な帳簿書式等については、災害時の地方公共団体の事務手続が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。</p>		<p>伏き出し供与状況について領収書の添付を可能とする等、救助事務の処理に必要な帳簿書式の記載内容を簡素化した。</p>	<p>【内閣府】災害救助法による救助の実施についての一部改正について(平成31年3月25日府政防第471号) 【内閣府】災害救助費負担金の国庫負担についての一部改正について(平成31年3月27日府政防第376号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi-jiminh30_215</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請年度	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	区分	根拠法令等	提案事項(申請書)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整法(留意点)	
H30	216	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B_地方に対する規制緩和	災害救助法第4条	災害救助法の民間賃貸住宅(借上)型仮設住宅(以下、「みなし仮設」といいます。)に居住するために支払う家賃の一部を負担する制度を導入するとともに、「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢を設け、「みなし仮設」での災害救助法による救助の充実強化を図るもの。	(1)「みなし仮設」家賃の一部を被災者負担制度の導入 「みなし仮設」は、入居する住宅を自ら選択できる利点はあるものの、震災直後は「災害救助法」による救助を必要とさせても、時間の経過に伴い、住宅を確保することが可能となつてから「みなし仮設」に入居を継続している可能性がある。 また、災害救助法の「現物給付の原則」により、被災者が入居するみなし仮設は、対象住戸が家賃上限以内のものに限定されるため、上限額を超える空き物件があるにも関わらず、みなし仮設として利用できず、以下のような支援事例が示された。 【例】 ・足が不自由な被災者が、エレベーターの無いアパートの2階に入居した。 ・公共交通機関のみが移動手段である高齢者が、移動可能範囲に公共交通機関が無い物件に入居した。 ・児童・生徒が転校を余儀なくされた。 被災者の「みなし仮設」の家賃の一部の負担が原則にあれば、家賃上限を若干上回る空き物件であれば「みなし仮設」として利用できるようになる。 そのため、「みなし仮設」の入居期間が住宅再建に通常必要期間を逸脱しないよう、被災者の所得や資産等の資力に応じ、被災者が現行の光熱水料に加え、生活再建に支障のない範囲内で「みなし仮設」の家賃の一部を原則負担するとし、時間の経過に応じて負担額が増加する仕組みの導入が必要であると考えられる。 (2)「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢の創設 「みなし仮設」の賃貸借契約は貸主・都道府県(仮設住宅の提供業務を受託している市町村を含む)・被災者の三者により締結し、都道府県は借り上げた物件を被災者に応急仮設住宅として供与する仕組みになっており、被災者がみなし仮設の供与期間終了後も退去しない場合、賃貸借契約を事実締結している自治体が更新される可能性があり、多くの労力と時間を要すると見込まれる。 このため、現行の都道府県は借り上げた物件を被災者に応急仮設住宅として供与する仕組みに加え、都道府県が「現物給付」の実態を確実に把握することを前提として、貸主が被災者に「みなし仮設」を「現物給付し」、都道府県が貸主に「金銭支給」する仕組みを導入し、地域の実情に応じ、選択できるようにする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html		
H30	217	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B_地方に対する規制緩和	内閣府告示第228号第4条	災害救助法における生活必需品の支給基準の見直し	被災者へ支給する生活必需品の支給基準を、現行の「罹災区分」に依らない別のものとする様に見直しを提案するもの。	災害救助法による生活必需品の支給は、「内閣府告示第228号第4条」及び「災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日付け社第99号)」の様式に記載があることにより、その内容が第7条で定める貸主と借主(都道府県教育委員会)に届けなければならないこととなっている。 実際の救助事務においては、罹災証明書以外に「罹災区分」を証明する手段が無いため、罹災証明書を発行して対応しているのが現状である。 しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から10日以内に、被災者全員に罹災証明書を発行し、生活必需品を支給することは困難であることから、生活必需品の「支給基準」に「罹災区分」を用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という制度の趣旨に反している。 教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、特別非常勤講師(専門的な知識経験を有する者を非常勤職員として雇用するもの)を任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その内容が第7条で定める貸主と借主(都道府県教育委員会)に届けなければならないこととなっている。 各市町村で雇用しているにも関わらず、雇した旨を都道府県教育委員会に届出が同法に規定されているため、必要書類の作成等の事務の負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka_yosun.html	
H30	218	05_教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B_地方に対する規制緩和	教育職員免許法第3条の2、第5条第7項	特別非常勤講師の任用に係る貸主と借主への届出義務の見直し	教育職員免許法第3条の2第2項に規定している「特別非常勤講師の任用に係る貸主と借主への届出義務」の見直しを提案するもの。	教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、特別非常勤講師(専門的な知識経験を有する者を非常勤職員として雇用するもの)を任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その内容が第7条で定める貸主と借主(都道府県教育委員会)に届けなければならないこととなっている。 各市町村で雇用しているにも関わらず、雇した旨を都道府県教育委員会に届出が同法に規定されているため、必要書類の作成等の事務の負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	219	02_農業・農地	指定都市	熊本市	農林水産省	B_地方に対する規制緩和	○農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条 ○(同法附)施行規則第7条 ○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の(告示)改正 平成12年3月30日農林水産省告示第448号)の15、災害復旧事業補助計画書	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため ①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること 例えば、同資料を作成する上で、復旧事業に必要な工事費(補助対象事業費)の他に、工事費に応じて算出する工事雑費(補助対象外経費)の他、工事費については、応急工事における工事費と工事雑費、本工事における工事費をすべて合算し工事費として記載しなければならず、工事費(補助対象事業費)に応じて補助がある中で、一部工事雑費(補助対象外経費)が含まれることとなり、本来の補助対象事業費の算定に苦慮している。 また、年度を跨いで補助金事務を行うものについては、事業費を年度毎に算出して、その総計を総事業費として算出しなければならないため、総額として算出した額と差が生じるなど、チェックや算定に手間が生じている。 実際に各市町村で内容の誤りが頻発しており、本市でもミスが無いようにするため、資料の作成や内容の確認に相当な時間を要している。	被災農地等の災害復旧事業では、各自自治体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑である上に、数値を記載するための記入が難しく、資料の作成に苦慮している。 例えば、同資料を作成する上で、復旧事業に必要な工事費(補助対象事業費)の他に、工事費に応じて算出する工事雑費(補助対象外経費)の他、工事費については、応急工事における工事費と工事雑費、本工事における工事費をすべて合算し工事費として記載しなければならず、工事費(補助対象事業費)に応じて補助がある中で、一部工事雑費(補助対象外経費)が含まれることとなり、本来の補助対象事業費の算定に苦慮している。 また、年度を跨いで補助金事務を行うものについては、事業費を年度毎に算出して、その総計を総事業費として算出しなければならないため、総額として算出した額と差が生じるなど、チェックや算定に手間が生じている。 実際に各市町村で内容の誤りが頻発しており、本市でもミスが無いようにするため、資料の作成や内容の確認に相当な時間を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html		
H30	220	06_環境・衛生	指定都市	熊本市	経済産業省、環境省	B_地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支援事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。 また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようになる必要があると考えられる。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支援事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。 また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようになる必要があると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	221	03_医療・福祉	都道府県	宮城県、三重県、広島県、日本創生会議の将来世代応援知事同盟	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	児童福祉施設法第38条	児童福祉施設の実地検査	児童福祉施設の実地検査について、対象施設が増加している中、限られた職員数で検査を効率的・効率的に実施し、児童福祉施設の質の向上を図っていくためには、地域の実情に応じた実地検査の実施が必要であると考えられる。そのため、例えば、過去の監査において指摘がない(少ない)施設や、実施状況を勘案し、施設の運営に大きな問題がない「優良施設」と認められる場合には、都道府県の判断で弾力的に検査を実施できる上、実施頻度に関する規定を見直す等運用の改善を図られたい。 ※認可外保育施設については、通知により弾力的運用が認められている	「実地検査」を行うべき保育所数も増大する一方、職員の増員等の体制整備は容易ではなく、1施設あたりの監査に充てることができる時間・労力を削減せざるを得ない状況となつてくる。そのため、安全対策、処遇、会計処理の状況等を適切に検査することが難しくなる恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	222	06_環境・衛生	都道府県	宮城県、三重県	環境省	B_地方に対する規制緩和	自然公園法施行規則第13条	国立公園特別保護地区内の外来生物の駆除に係る許可を要しない行為として頂きたい	国立公園特別保護地区内において、自然景観や在来植物等の生態系に大きな影響を及ぼす外来生物である植物の駆除に係る許可を要しない行為として頂きたい	近年、国立公園内で、フランスギク・セイウタンゴボウなどの外来植物が増加しており、自然景観や在来植物等の生態系に大きな影響を与えている。 国立公園特別保護地区内において、外来生物以外の外来生物である植物を駆除しようとする者は、都道府県知事に許可を得る必要がある。許可申請の際には、駆除する場所(範囲)や本数等を明示しなければならず、許可された場所(範囲)や本数を超過して駆除ができない。 そのため、例えば、実際の現場においては、許可された範囲以外に外来植物が発生していた場合でもその場で駆除ができないなど、柔軟な対応が難しくなっている。 なお、外来植物の駆除については、公園事業に位置づけられることも検討したいが、特定の場所での、特定の行為を行うことを定める必要があるため、範囲を限定されるうえ、公園計画を変更する必要があり、それを要するまでに時間を要する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	223	05_教育・文化	都道府県	高知県、愛媛県	文部科学省	B_地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則第86条	高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施に係る規制緩和	高等学校の遠隔教育において、不登校や療養・障害者に対するオンデマンド型授業の実施に係る規制緩和	高等学校における遠隔教育は、不登校や療養・障害者に対するオンデマンド型授業を「特別的教育課程」とみなして単位認定を認めている。 一方、物理や化学など大学受験に必要な教育課程が編成されていない中山間地域の小規模校の生徒が、当該科目をオンデマンド型授業で学ぶ場合は、単位認定が認められていないことから授業時間内での対応ができます。その他の教科の加力補習を行う放課後や休日に、さらに時間を削って学習することとなり、生徒の負担が大きい。 また、中山間地域の小規模校に大学受験に必要な教育課程が編成されていないことにより、その地域に住む大学進学希望の生徒は地域外の進学校に通学(場合によっては転居)する実情があり、中山間地域の高校の小規模化・地域の過疎化が進行している。	高等学校の遠隔教育は、不登校や療養・障害者に対するオンデマンド型授業を「特別的教育課程」とみなして単位認定を認めている。 一方、物理や化学など大学受験に必要な教育課程が編成されていない中山間地域の小規模校の生徒が、当該科目をオンデマンド型授業で学ぶ場合は、単位認定が認められていないことから授業時間内での対応ができます。その他の教科の加力補習を行う放課後や休日に、さらに時間を削って学習することとなり、生徒の負担が大きい。 また、中山間地域の小規模校に大学受験に必要な教育課程が編成されていないことにより、その地域に住む大学進学希望の生徒は地域外の進学校に通学(場合によっては転居)する実情があり、中山間地域の高校の小規模化・地域の過疎化が進行している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	224	06_環境・衛生	町	穂野町、三重県	環境省	B_地方に対する規制緩和	自然公園法第20条第3項 自然公園法施行規則第11条第6項	国立公園の指定日前から存在する建築物について、改築・建替等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行う場合であっても、長期間経過後、同じ場所に建築物を設置する際、元々同じ場所に存在していた状態で既存建築物の取り壊しを行い、数年後に建築物を新築しようとする場合は、更地に建築物を新築するものとなし、自然公園法に基づく第二種特別地域の許可基準(容積・高さ・率)等を適用させるべきでない建築物が建てられるよう許可基準の緩和を求める。	国立公園の指定日より前から存在する建築物について、改築・建替等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行う場合であっても、長期間経過後、同じ場所に建築物を設置する際、元々同じ場所に存在していた状態で既存建築物の取り壊しを行い、数年後に建築物を新築しようとする場合は、更地に建築物を新築するものとなし、自然公園法に基づく第二種特別地域の許可基準(容積・高さ・率)等を適用させるべきでない建築物が建てられるよう許可基準の緩和を求める。	穂野町の隣の山頂温泉街は、国立公園に指定される前から温泉街が形成されており、当時存在していた建築物は自然公園法による制限から外れ、改築・建替等の基準は、既存の建築物の規模を超えないものとしていた。 当該温泉街の建築物は、庶屋となっているものが多いため、温泉街景観保全以外に、衛生・防災・防火上の様々な支障をきたしており、当初においての撤去が課題となっている。 町としては、所有者等に撤去を積極的に進めてもらいたいところではあるが、例えば、既存建築物の取り壊し直後に建替える場合は、県において許可できる場合がある一方、建築物の改築、建替等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行い、数年後に建築物を新築しようとする場合は、更地に建築物を新築するものとなし、自然公園法に基づく第二種特別地域の許可基準(容積・高さ・率)等を適用させるべきでない建築物が建てられるよう許可基準の緩和を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (毎案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府】 〔1〕災害救助法(昭22法118) (イ)惟上型仮設住宅の限(4条1項1号)については、以下のとおりとする。 被災地域の実情に応じた集住相場等を平常時から十分に精査した上で、適切な家賃上限額が設定されるよう、全国会議等を通じ、改めて地方公共団体に2019年度中に周知する。 惟上型仮設住宅に関する国と都道府県との個別協議が円滑に行われるよう、過去の事例や個別協議の要点等を、全国会議等を通じ、地方公共団体に2019年度中に周知する。</p>	---	被災地域の実情に応じた家賃相場等について、適切な家賃上限額が設定されるよう、地方公共団体に周知した。 また、惟上型仮設住宅に関する国と都道府県との個別協議が円滑に行われるよう、過去の事例や個別協議の要点等を、地方公共団体に周知した。	【内閣府】令和元年度災害救助法等担当者全国会議資料 【内閣府】賃貸型応急住宅の供与に係る事前準備及び訓練実施のための手引き(令和2年5月内閣府政策統括官(防災担当))	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_216	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者生活再建担当)
---	---	---	---	---	---
<p>6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (イ)特別非常勤講師の任用に係る届出(3条の2第2項)については、学校等の事務負担軽減の観点から、届出に係る届出書類の簡素化が可能であることを、都道府県教育委員会に2018年中に周知する。 【措置済み(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)】</p>	---	---	【文部科学省】特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_218	---
<p>6【農林水産省】 (4)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (イ)農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書(施行規則7条)の様式については、補助対象外経費の記載を要しないこととし、2018年度中に告示を改正する。</p>	告示を改正し、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書等の様式を、補助対象外経費の記載を要さない様式へ改正した。	---	【農林水産省】農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件の一部を改正する件(農林水産省告示第559号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_219	農林水産省農村振興局整備部防災課
<p>6【経済産業省(5)】【環境省(7)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村がリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目途として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【経済産業省(3)】【環境省(7)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村が行うプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化に向けた選別作業については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3法60、以下この事項において「法」という。))において、再商品化計画の認定を受けた市町村は、当該選別作業を実施することなく、再商品化実施者に選別作業を委託できる(法35条)とこと、法は公布(令和3年6月11日)後1年以内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。</p>	<p>【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令(令和4年1月19日付け政令第25号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則(令和4年1月19日付け経済産業省環境省令第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_220</p>	<p>経済産業省産業技術環境局資源循環経済課容器包装リサイクル担当 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室</p>	---
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (3)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づき実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令2> 5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (イ)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、監査事務の効率化に関する優良な取組事例を地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和2年7月3日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)】</p>	指導監査を効率的に実施している自治体の取組や、指導監査の効率化の取組を検討するに当たっての留意点等を自治体に周知した。	【厚生労働省】「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書」について(周知等)(令和2年7月3日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_221	厚生労働省子ども家庭局保育課
---	---	---	---	---	---
<p>6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 高等学校の授業におけるデジタル教材の使用については、生徒がいる教室に当該教科の免許状を保有する教員がいる場合、オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を行うことが可能であることを明確化するため、都道府県教育委員会等に2018年中に通知する。 【措置済み(平成30年9月20日付け文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知)】</p>	---	---	【文部科学省】「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の策定について(通知)(平成30年9月20日付け文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_223	---
---	---	---	---	---	---

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請期間	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(申請名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整法見(留意点)
H30	225	06_土木・建築	都道府県	栃木県、福島県、群馬県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	統計法第16条 統計法施行令第4条	法人土地・建物基本調査の都道府県事務の見直し	国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮し、各都道府県に調査を再度委託している事務を国が一括して外部委託する部に再委託している事務を国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	本調査については、都道府県への法定受託事務として、経費及び事務手続の面で非効率である。 【具体例】 ・都道府県は、国の説明会に出席し、都道府県が行う事務の説明を国から受け、その内容を業者に再委託することになる。 ・調査方法の疑問等、県提案業者から受けた質問について、県は国に対応の確認しており、国の指示がないと調査が進行しない。 ・都道府県、国においてそれぞれが、外部委託を行っているが、国が一括して外部委託を行えば、これらの事務が省略でき効率的である。 ・調査要未提出法人に対する督促について、1回目国交省が、2回目以降は都道府県が実施することとなっているが、調査を受ける法人にとって、調査の実施主体がわかりにくい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	226	05_教育・文化	都道府県	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	宗教法人法第49条の3	宗教法人の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し	宗教法人法第49条の3第1項に定める清算手続における公告について少なくとも三回の公告を削除し、1回の公告で可とする。	法定受託事務として、都道府県知事は宗教法人法の規定に基づく宗教法人の認証事務を行っている。近年は、高齢化や後継者不足等により不活動状態にある宗教法人が増加しており、不活動状態の解消や法人格の整理が課題となっている。法人格の整理の方法として、宗教法人法では法人の申請による任意解散や、所轄する都道府県知事による裁判所への解散命令請求の方法があり、これらの解散手続における清算において、官報による3回の公告が必須となっている。しかし、前述のような不活動状態にある法人は実力が無い場合が大半であるため、1回あたり約3万円を要する官報公告を3回行うのは金銭的にも事務処理上でも大きな負担であり、解散手続を簡略化する法人があるなど、法人格の整理遂行の支障となっている。なお、特定非営利活動促進法では、平成23年の法改正により少なくとも三回の規定が削除され、1回の公告が必要となっている。	—
H30	227	02_農業・農地	都道府県	栃木県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、第19条	農地中間管理事業における各種事務簡素化	(1) 農用地利用配分計画の縦覧廃止 都道府県知事は、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可申請があった時は、その旨を公告し、同計画を2週間公開の縦覧に供しなければならぬ旨、当該縦覧を要する。 (2) 農用地利用配分計画の知事認可廃止 (1)記載のとおり、機構は配分計画について都道府県知事の認可を受けなければならないが、基幹強化と同様、市町村公告で認められることとし、当該認可を廃止する。	(1) 農用地利用配分計画の縦覧廃止 【現行制度】 農地中間管理機構は農地中間管理機構を有する農用地等について賃借権等の設定又は転移を行うときは、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。 都道府県知事は、上記認可の申請があったときはその旨を公告し、配分計画を当該公告の時から2週間公開の縦覧に供しなければならない。(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、第3項) 【支援事例】 ・事務手続きに長期間を要する。 ・(機構による借入れから借り手への貸付けまで約4か月要している) ・都道府県・市町村に通知業務が増える。 ・手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	228	03_医療・福祉	一般市	沖縄市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、子ども・子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について	○事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育(利用定員が20人以上)の上のような規模の大きい施設においては、通常の認可保育所と同様に3歳児以降の子どもにおいても集団による教育・保育の提供が可能。 ○現在特区において、特区小規模保育事業(※1)を実施しているが、保育所型事業所内保育事業においても同様に、3～5歳児の受け入れを可能とする。 ※1 国家戦略特区法の改正(29年9月施行)により特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもを受け入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。 ○上記により認可保育所などと同様に卒園後の受け皿も担保されるため、保育所型事業所内保育事業においても、連携施設の確保を不要とする。	事業所の保育施設については、企業主導型保育事業(認可外保育)での整備が増えているが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所としては、現行制度では3～5歳児は受け入れられない。本市では、地域型保育事業の連携施設については私立保育園による対応が困難なため、基本的に公立保育所が揃っているが、施設数に限りがあることから確保に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	229	03_医療・福祉	都道府県	三重県、宮城県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園施設整備に係る交付金交付制度の一元化	幼保連携型認定こども園に、学校及び児童福祉施設としての法的地位を付与し一括して施設、指導、監督や財政措置の一本化を図られたところである。一方、その施設整備に係る補助制度は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と分かれている。一つの法律に基づき単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管及び予算を一本化する。	施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方で作成しなければならず、また、単一施設であるにもかかわらず共用部分は按分して積算する必要があり、非効率な事務作業が生じている。また、それ以外の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は仕組みかめることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減)ことが多く、その場合、補助対象数として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならなくなり、施設整備の推進に支障をきたしている。	—
H30	230	03_医療・福祉	一般市	館山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園の職員配置基準に係る特例措置の期間延長	現在、幼保連携型認定こども園において勤務する保育教諭は、保育士かつ幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成21年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができる。当市でも、経過措置期間中に、施設に限り保育教諭にならなければならない必要となし保育士と幼稚園教諭の資格を取得しよう働きかけているところだが、施設の利用希望者が増加し、職員配置上、保育現場に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成21年度までの特例措置の期限まで市内の保育教諭が必要な資格を取得することは困難な状況となっている。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育等が実施できなくなり、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	231	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。しかしながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定時に当たって関西広域連合に意見を申述する場を設けていただき、その趣旨を踏まえていただいた部分はあつたものの、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合に正式な提案権は付与されなかった。この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることが可能である。以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、一義的には国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲すべきであるが、これが困難である場合、近畿圏広域地方計画協議会への参画を認める、あるいは現在協議会のメンバーでない計画区域内の市町村に認めているのと同様の提案権を関西広域連合に付与すべきである。	—
H30	232	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土形成計画法第11条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に提案権の付与を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。しかしながら、現在の「近畿圏整備計画」については、策定時に当たって関西広域連合に意見を申述する場を設けていただき、その趣旨を踏まえていただいた部分はあつたものの、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、近畿圏広域地方計画は福井県、三重県も対象区域に含まれており、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能であるほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることが可能である。以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、近畿圏整備法に基づく整備計画の策定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近畿圏広域整備計画等についても、行政の効率化を図るために国同意を廃止するべきである。	—
H30	233	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めることとし、近畿圏整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。しかしながら、現在の「近畿圏整備計画」については、策定時に当たって関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、近畿圏広域地方計画は福井県、三重県も対象区域に含まれており、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能であるほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることが可能である。以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、近畿圏整備法に基づく整備計画の策定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近畿圏広域整備計画等についても、行政の効率化を図るために国同意を廃止するべきである。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人・土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性に留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【国土交通省(19)】 統計法(平19法53) 法人・土地・建物基本調査については、都道府県の負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・令和5年に実施する当該調査に先立ち、試行的に実施する令和3年の予備調査に係る事務については、国が処理する。 【措置済み(令和3年予備調査において実施)】 ・当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。</p>	<p>国土交通省において、「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」を実施。 「統計法施行令」の改正(令和5年3月8日公布、4月1日施行)及び「法人土地・建物基本調査規則」の改正(令和5年3月31日公布、4月1日施行)により、当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、国が処理することとした。</p>	<p>【国土交通省】「統計法施行令の一部を改正する政令」(令和5年政令第46号) 【国土交通省】「法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令」(令和5年国土交通省令第17号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taianbossy/2018/h30tu1sutchi.html#h30_225</p>	<p>国土交通省総合政策局情報政策課 基礎統計調査室</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>【国土交通省】「統計法施行令の一部を改正する政令」(令和5年政令第46号) 【国土交通省】「法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令」(令和5年国土交通省令第17号)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iv)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【農林水産省】 (8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i)農用地利用配分計画の案の縦覧については、廃止する。 【措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))】 (ii)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画に基づき、農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を可能とすることにより、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する。 【措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))】</p>	<p>農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止した。 また、農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画のみで賃借権の設定等を可能とした。</p>	<p>【国土交通省】「統計法施行令の一部を改正する政令」(令和5年政令第46号) 【国土交通省】「法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令」(令和5年国土交通省令第17号)</p>	<p>—</p>	<p>農林水産省経営局農地政策課</p>
<p>6【内閣府(3)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (i)事業所内保育事業(児童福祉法6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)については、地域の実情を踏まえ、満3歳以上の児童の受入れ等が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・保育所型事業所内保育事業(同令43条)について、満3歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とすることについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 4【内閣府(4)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 事業所内保育事業については、地域の実情に応じて満3歳以上の児童の受入れが可能であることを明確化した。 保育所型事業所内保育事業について、満3歳以上の児童を受け入れる場合には、連携施設の確保を不要とした。 (i)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項)については、以下のとおりとする。 ・保育所型事業所内保育事業(同令43条)について、満3歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とする。 【措置済み(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号))】</p>	<p>事業所内保育事業については、地域の実情に応じて満3歳以上の児童の受入れが可能であることを明確化した。 保育所型事業所内保育事業について、満3歳以上の児童を受け入れる場合には、連携施設の確保を不要とした。</p>	<p>【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日号厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】「平成30年度の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taianbossy/2018/h30tu1sutchi.html#h30_228</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>6【内閣府(5)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(13)】 教育職員免許法(昭44法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定子ども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>幼保連携型認定子ども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を5年間(令和6年度末まで)延長した。</p>	<p>【文部科学省】教育職員免許法(令和1年6月14日号外法律第37号) 【文部科学省】教育職員免許法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和1年6月7日号外法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律新旧対照表(令和1年6月7日号外法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taianbossy/2018/h30tu1sutchi.html#h30_230</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合政策局教育人材政策課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(申請種別)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整見込み(概要)	
H30	234	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	近畿圏整備法第9条、第10条	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。しかしながら、現在の「近畿圏整備計画」については、策定時に当たって関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、近畿圏広域地方計画は福井県、三重県、対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能であるほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成員のみならず市民の関心も高く、調整が図られやすいと見られる。以上ことから、地方創生の更なる推進を図るために、一義的には近畿圏整備法に基づく整備計画の決定・各区域の指定・限りを関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近畿圏整備計画等についても、行政の効率化を図るために国同意を廃止するべきであるが、これが困難である場合、現在、関係府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、関西広域連合にも付与すべきである。		
H30	235	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨がる都市計画区域の指定・限りの移譲	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。しかしながら、現在の「近畿圏整備計画」については、策定時に当たって関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、近畿圏広域地方計画は福井県、三重県、対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能であるほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成員のみならず市民の関心も高く、調整が図られやすいと見られる。以上ことから、地方創生の更なる推進を図るために、一義的には近畿圏整備法に基づく整備計画の決定・各区域の指定・限りを関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近畿圏整備計画等についても、行政の効率化を図るために国同意を廃止するべきであるが、これが困難である場合、現在、関係府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、関西広域連合にも付与すべきである。		
H30	236	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	農林水産省	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限については、大臣(林野庁)が申請書を受付けてから予定通期の施行まで3箇月より標準処理期間が定められているものの、実際はこれを大幅に上回る期間を要している。また、申請についても、標準処理期間の定めはないものの、進捗より予定通期までに1年6箇月を要している事例もあり、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースが多発受けられる。加えて、現地を知らない林野庁が経度で確認をされた場合、現地状況と説明するなどの詳細な資料作成が必要となっており、事務負担が増大しているのみならず申請処理期間の増加を助長している。この点について、設立から7年が経過し、農林水産振興を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。したがって、複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限を関西広域連合に移譲すべきである。なお、過去の提案において懸念されている権限の移譲による生じる国の国土の保全や国民の生命・財産の保護に支障を来す事態については、同意を要する国との協議とする等により解決されると考える。		
H30	237	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(連合体内の山除自然公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を委託している地方環境事務所長権限要件の場合、景観回廊のための樹木の伐採といった経歴的な案件にも関わらず、処理期間が1～2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間的要素を要している。この点について、設立から7年が経過し、広域環境保全を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。したがって、国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限を関西広域連合に移譲すべきである。	
H30	238	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブなしには充実した管理運営は望めない状況にある。しかしながら、現行の制度は、地方公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することになっており、地方自治体の自主性・主体性が発揮しにくいものとなっている。また、例えば平成18年に兵庫県が久米川後山部山指定公園について「遊歩・草部が失われている地域の自然再施設追加等を行う積極的計画変更を行う」としたところ、事前協議から環境大臣への申出(平成17年11月)から法定(平成18年8月)まで約2年8か月を要したほか、現地状況の説明のために詳細な資料作成、調査等が必要とされたように、軽微な公園計画の見直しを躊躇せざるを得ない状況にあり、機動的な対応ができていない。この点について、設立から7年が経過し、広域環境保全を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。なお、自然公園を指定する主体が公園計画を決定する必要はなく、公園計画を作るものが管理することで、より主体的で責任ある管理が可能となる。また、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定時に変わりはなく、一定の国の関与を確保する必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。		
H30	239	07_産業振興	その他	関西広域連合	農林水産省、経済産業省、国土交通省	A 権限移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。		
H30	240	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1・3項	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。		
H30	241	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	中小企業等経営強化法第8条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項	中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。		
H30	242	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(販売事業)	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。		
H30	243	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(保安業務等)	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。		
H30	244	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	電気工事業務の適正化に関する法律第3条第8条、第9条第3項、第10条～12条、第14条～第16条、第17条第2項、第17条の2、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第33条	電気工事業務の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。		
H30	245	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書、第22条第1項第1号、第58条の22・23第1・3項、第58条の24・27・29・30、第61条第2項、第62条第2項等	高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。		
H30	246	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	火薬類取締法第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号、第45条の28、第45条の29第1・3項、第45条の30・31・33・34・36、第45条の37第1項、第53条第1項第1号・7・8号	火薬類取締法に係る事務・権限の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。		
H30	247	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	建設業法第3条第1項、第3条第2項第1号、第5条、第7条、第11条第1～5項、第12条、第13条、第15条等	建設業法に係る事務・権限の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。		

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】 (4) 通訳案内士法(昭24法210) 通訳案内士の登録申請時の添付書類(施行規則16条2項)については、申請者の負担及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 【国土交通省】 (5) 通訳案内士法(昭24法210) 通訳案内士の登録申請時の添付書類(施行規則16条2項)については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直す。 [措置済み(通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令(平成31年国土交通省令第33号))]</p>	<p>通訳案内士の登録申請時の添付書類について、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直した。</p>	<p>【国土交通省】通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令(国土交通省令第33号) 【国土交通省】「全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について」の一部改正について(平成31年4月10日付け観参第826号) 【国土交通省】通訳案内士法第4条各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書について(平成31年4月10日付け観光庁参事官(観光人材政策担当)事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30tu_tsuchi.html#h30_257</p>	<p>観光庁観光産業政策課観光人材政策室</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請分野	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整結果(概要等)
H30	261	12.その他	その他	関西広域連合	総務省	B.地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の2、第291条の3、第291条の4	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの弾力化	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務/項目の行政機関の長の権限に属する場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。	広域連合の規約の変更を許可制から届出制に改めることに関しては、総務省から過去に以下の指摘がなされたところである。 ①広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する蓋然性が高いと考えられるものであり、関係行政機関の長への協議を経ずに、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属さない判断とすることはできない(H28) ②許可に当たっては、総務大臣は、規約の内容の適法性だけではなくその妥当性をも判断しているところであり、届出制では総務大臣がその適法性・妥当性を判断することができず(H29) しかし、①について、広域連合では、構成府県市の事務を持ち寄ることができるとされており、本件に関しては、事務権限はすでに地方にあるため適さない。 ②についても、広域連合の規約変更に当たっては、その可否について広域連合及び構成団体並びに関係機関等とも協議を重ね、更に構成団体等の議会において、住民の福祉の増進や事務処理の効率性等の観点から審議、議論を得ていることから、その妥当性は地方において十分に判断されている。これを考えれば、総務大臣に属する適法性・妥当性を判断いただく必要があるが、届出制である。以上、本件は、規約変更に係る許可制を届出制に改めることと関係はないと考えた。また、地方分権の観点から、又は、広域連合制の趣旨を考慮すれば、速やかに規制緩和に対応できるように制度を整備していくことがより地方分権に資すると考える。なお、地方自治法第291条の3では総務大臣許可が不要な場合が限定的に規定されていることから、当該項目に追加されることを望む。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu/kekka.html
H30	262	08.消防・防災・安全	その他	関西広域連合	内閣府	B.地方に対する規制緩和	災害救助法施行令第3条	災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に関する内閣総理大臣への協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確保を行うこと。	災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意を廃止することにより、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)とされているが、気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。災害時には被災者一斉に不可欠の速めに対応すべきであり、都道府県内総理大臣への協議を必要とする現行制度は、現場の実情を踏まえたものとは言えない。実際、協議に時間を要しているとの意見や、過去の災害で定められた事例(例えば特別協議を要するなど)、被災地の実情に即した対応が困難であったとの意見もあつた。したがって、災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確保し行うことを求める。	—
H30	263	12.その他	村	筑北村	内閣府	B.地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付要綱	地方創生推進交付金の交付	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならぬこと、年度末まで間接補助事業者が事業を行って来ない場合、現地の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	地方創生交付金は複数年にわたって交付がなされるものであり、また一定の要件を満たせば人員費や事務所賃料、光熱水費等に充てることも可能であるが、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならず、年度末の3月分の経費に充てることが事実上できなくなり、事業実施(目的の達成)に支障が生じている。また、地方創生推進交付金交付要綱第15条第2項において概算金(現在の運用)では財務省主計局の指導があることを考慮し原則交付決定額の90%を上限)があり、仮に交付決定額的全額概算金がいり可能となっても、間接補助金の交付完了日の考え方が見直しをすれば、切れ目のない支援ができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu/kekka.html
H30	264	12.その他	中核市	金沢市	総務省	B.地方に対する規制緩和	国勢調査令	国勢調査の調査員事務を委託可能とする規制緩和	平成27年の国勢調査市町村事務要領で、共同住宅や社会福祉施設への委託を可能とする記述が追加された。特に、中山間地等において、調査の対象範囲・区割・契約期間について、市町村と委託業者双方の協議をもって定めることとする規定を盛り込むことを求める。委託先の例としては、毎日郵便配達等を行っている日本郵便株式会社を想定している。加えて、対象地域への事前周知については、市町村が行うこととされた。(なお、中山間地等において試験的に実施し、委託先や状況を検証の上、対象地域を域に拡大)	本市では、調査員確保のための募集活動は行っているものの、景気の上向きや調査困難層の増加などに伴い、国勢調査調査員の登録者数は減少しており、(H27.5.27名→H28.4.79名)調査員の確保に苦勞している。特に、中山間地域では、住民の高齢化等の要因も加わり、調査員の確保はさらに厳しい状況である。小学校以下に人も調査員がいない地域もあり、調査に支障が生じている。また、平成29年度実施の国勢調査から断続による回答が、平成27年度実施の国勢調査から、インターネットでの回答も可能となり、選択率が上がったものの、未回答率は上昇しており、対象世帯への定期的な接触がますます重要となっている。そこで例示する、日本郵便株式会社などに委託が可能となれば、郵便局の定期的な訪問と住民にとって身近な存在であることが、回答率の増加にも期待できると及び郵便物のネットワークを活用した業務の拡大や行政との連携が模索されている傾向を踏まえ提案をするものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu/kekka.html
H30	265	09.土木・建築	都道府県	岩手県、二戸市、岩手町	国土交通省	B.地方に対する規制緩和	宅地建物取引業法施行規則第14条の10、第14条の11	宅地建物取引士における旧姓使用について	宅地建物取引業法施行規則第14条の11に規定されている宅地建物取引士の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名について、旧姓の記載を可能とする。	本県としては、男女共同参画の推進と女性の活躍支援を行ってゆく立場であるが、都道府県が登録や交付等の事務を行っている宅地建物取引士においては、旧姓の使用が認められている状況で、宅地建物取引士においては、旧姓の使用が認められている状況を確認すると、宅地建物取引士においても旧姓使用を可能とすべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu/kekka.html
H30	266	12.その他	都道府県	岩手県、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、紫波町、岩手町、赤波町、矢野町、平泉町、住田町、大船渡市、一戸町	総務省	B.地方に対する規制緩和	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・個人番号カード交付事業補助金交付要綱 第5条、第6条、第12条、第14条 ・個人番号カード交付事務費補助金交付要綱 第5条、第6条、第12条、第14条	個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金について、以下の改善を補助金に係る運用改善として、速くとも2月には交付決定する。(1)早期の交付決定(4月～9月までの上半期実績を全くと、遅くとも2月には交付決定する。)(2)補助事業実施報告書の提出期限(市町村からの実績報告をとりまとめ、県一団への報告。※土日を挟むため、実質1日程度の事務処理日程)。(3)交付に係る申請書・報告書等に記載すべき総務省からの指合(決定)文書が複数ある中、それを避けば良いものが分かりにくく各都道府県担当者によっても記載の仕方がそれぞれ異なっているようである。(4)年末未交付町村の所要と協議を実施し、その後交付手続を経て総務省へ交付決定される。その後年度末から翌年度当初にかけて再度市町村が所要額調を行ったうえで実績報告を行う事務処理となっているが、これら手続が非常に煩雑で、かつ期間が短いため、市町村から多くの苦情が寄せられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu/kekka.html		
H30	267	03.医療・福祉	中核市	青森市	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	生活困窮者自立支援法第5条、生活困窮者自立支援法施行規則第16条、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアル」、「生活困窮者自立支援制度の取組等(関7-5)」	生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援給付金の再支給要件の緩和	生活困窮者自立支援法に基づき生活困窮者自立支援給付金について、傷病等により就職活動ができないまま当初支給期間が終了した者が、その後就職活動を開始し、支給要件を満たした場合に再支給できるようにすることを求める。	①生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援給付金の再支給については、生活困窮者自立支援法施行規則第16条により、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合に限り認められている。 ②生活困窮者自立支援給付金の受給開始後、疾患により就職活動ができないまま当初支給期間(3ヵ月)が終了した者について、その後疾患の治癒により就職活動を行うことが可能となり、かつ、就職を容易にするため住居を確保するため必要があると認められる場合であっても、再支給することができない。 ③当市(当県)における有効求人倍率は全国平均を下回っており、また、保護率も全国平均を大きく上回っている。生活保護の受給開始後に経済的に自立する事例は多くなく、生活保護の受給前に生活困窮者に対して自立を促進していくことが重要である。 ④生活困窮者自立支援給付金は高い雇用就労率があり、生活困窮者の自立支援策として有効である。 【参考】 ①平成29年時点の人口1千人あたりの生活保護受給者の割合(%) 全国平均16.8%、青森県23.38%、青森市30.55%	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu/kekka.html
H30	268	03.医療・福祉	一般市	松原市	総務省、厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法第229条	利用者負担額に係る審査請求手続の統一	利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問するよう措置されることを求める。その理由としては、右欄の「その他(特記事項)」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあつては、公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公の施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。その一方で、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならない。また、同条第4項の規定により、不服申立前置の対象とならなくなります。一方で、私立保育所(幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることがあり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらい、また、合理的な説明が困難と考えっております。	—
H30	269	01.土地利用(農地除く)	一般市	松原市	国土交通省	A.権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「(表)に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針については、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大取府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	—
H30	270	06.環境・衛生	都道府県	山形県	経済産業省	B.地方に対する規制緩和	採石法第33条の4	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(第33条の4「若石採取計画」認可基準の改正)	採石法において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする地域の多様な環境を将来の世代へ引き継ぐことが出来よ、若石採取計画認可において、水資源・景観・環境の保護等、環境配慮した項目を認可基準に加えるよう採石法第33条の4を改正すること。(もしは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設ける権限を付与(都道府県知事)が条例等により認可基準を定め、当該基準に従って処分を行うこと等)するよう採石法を改正すること。	山形県遊佐町では、採石業の実施を巡り、業者と水資源の保全を訴える町民が対立している。遊佐町は「遊佐町の健全な水資源を保全するための条例」において、上記業者の採石業を「規制対象事業」に認定したが、業者は認定取消及び条約の無効を訴え係争中。また、山形県は、業者が「若石採取計画認可申請(H28.11)」に対し、申請要件不備(何条例に基づく規制対象事業に該当しない旨の通知がない)を理由に拒否処分(H28.12)としたが、業者は処分取消を求め、環境保全等に関する条例によって採石業を規制する場合でも、司法が「無効な条例」と判断した場合には出来ず、事業に着手してしまふ。一度損傷した水資源等を修復することは極めて困難であり、貴重な自然環境を保全するためには、若石採取計画を審査する処分が、地域の自然環境を考慮した判断を行える仕組みが必要であり、根本となる採石法の改正が求められる。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】 (12)統計法(平19法53) (30)国勢調査(5条2項)調査員事務の外部委託については、国民の統計調査への信頼及び調査の精度維持に留意した上で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【総務省】 (22)統計法(平19法53) (1)国勢調査(5条2項)については、調査員の負担軽減及び担い手の確保並びに情報漏えいリスクの軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・令和7年に実施予定の次回調査に向けて、日本郵便株式会社に対し、郵便局員の調査員への登用について協力要請を行うとともに、民間委託を含め、関係者の協力が得られるような環境を整備する。また、郵送配布方式を主体的に導入するとともに、オンライン回答率の向上を図るため、オンライン調査システムの機能改善を行う。</p>	<p>日本郵政株式会社に対して、令和7年国勢調査にかかる国勢調査員の募集に係る周知等について、協力を依頼した。 ※なお、対応方針のうち本件に係るものは、郵便局員の調査員への登用についての協力要請にかかる部分のみ。</p>	<p>【総務省】令和7年国勢調査への御協力について(依頼)(令和6年12月10日付け総務省統計局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30tu_tsuchi.htm#h30_264</p>	<p>総務省統計局統計調査部国勢統計課</p>
<p>【国土交通省】 (12)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の記載事項(施行規則14条の11)のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用の可否については、都道府県及び不動産団体の意見を聴いた上で、旧姓使用を可能とする方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令文> 【国土交通省】 (12)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の記載事項(施行規則14条の11)のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用については、当該宅地建物取引士が希望する場合には、宅地建物取引士証に旧姓を併記することを可能とする旨を都道府県に対して周知する。 〔措置済み(令和元年11月12日宅地建物取引業法主管者協議会幹事会議)〕</p>	<p>宅地建物取引士証に旧姓を使用することが可能であること、その記載方法は旧姓の併記とする旨、都道府県を対象とした会議にて周知した。 宅地建物取引士証に旧姓を併記することが可能である旨を都道府県に対して通知した。</p>	<p>【国土交通省】令和元年11月12日宅地建物取引業法主管者協議会幹事会議(1) 【国土交通省】令和元年11月12日宅地建物取引業法主管者協議会幹事会議(2) 【国土交通省】宅地建物取引士証における旧姓使用の取扱いについて(令和2年3月18日付け国土動第133号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30tu_tsuchi.htm#h30_265</p>	<p>国土交通省土地・建設産業局不動産課</p>
<p>【総務省】 (17)個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金については、2018年度交付分から毎年度2月末までに交付決定を行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知し、可能な限り照会期間を確保するなど、運用の改善を図る。</p>		<p>個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金について、平成30年度交付分から毎年度2月末までに交付決定を行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知し、可能な限り照会期間を確保するなど、運用の改善を図った。</p>			<p>総務省自治行政局住民制度課</p>
<p>【厚生労働省】 (34)生活困窮者自立支援法(平25法105) (b)生活困窮者住居確保給付金(6条)の支給については、傷病により求職活動を行うことができなくなった者が、当該傷病の治療を終え求職活動を再開した場合の、当該給付金の支給の必要性や運用方法等について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令文> 【厚生労働省】 (35)生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活困窮者住居確保給付金(6条)の支給については、令和元年度中に省令を改正し、傷病により求職活動を行うことができなくなった場合に、当該給付金の支給を一時停止し、当該傷病の治療を終え、求職活動を再開した際に支給を再開することができることとする。</p>	<p>傷病により求職活動を行うことができなくなった場合に、当該給付金の支給を一時停止し、当該傷病の治療を終え、求職活動を再開した際に支給を再開することができることとするよう省令を改正した。</p>	<p>【厚生労働省】生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第22号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30tu_tsuchi.htm#h30_267</p>	<p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (毎年度におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】 (9)食品衛生法(昭22法233) 農林漁業体験民宿における食事の提供については、営業施設の許可要件は都道府県等において定め、当該許可要件に基づいて許可権者である都道府県等が許可することを明確化するため、改めて地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>		<p>農林漁業体験民宿における食事の提供について、都道府県等において営業施設の許可要件を定め、許可すること等を改めて周知した。</p>	<p>【厚生労働省】農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて(平成31年3月29日付け厚生労働省令第3号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_271</p>	<p>厚生労働省医業・生活衛生局食品監視安全課</p>
<p>6【内閣府(3)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ⅱ)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【内閣府(4)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項)については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、一定の要件を満たすものから確保できることとする。 [措置済み(家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号))]</p>	<p>連携項目のうち卒園後の受け皿については、企業主導型保育事業所や市町村が独自で認証している保育所等から確保することを可能とした。</p>	<p>【厚生労働省】家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日号外厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_274</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【内閣府(3)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ⅱ)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 連携施設に関する経過措置(同令附則9条)の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することし、所要の措置を講ずる。</p>		<p>連携施設を確保しないことのできる経過措置期間を5年間延長した。</p>	<p>【厚生労働省】家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日号外厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_275</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【内閣府(5)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(13)】 教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼児進型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則9条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することし、所要の措置を講ずる。</p>		<p>幼児進型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を5年間(令和6年度末まで)延長した。</p>	<p>【文部科学省】教育職員免許法(令和1年6月14日号外法律第37号) 【文部科学省】教育職員免許法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和1年6月7日号外法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律新旧対照表(令和1年6月7日号外法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_276</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合政策局教育人材政策課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (ⅰ)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_278</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>6【厚生労働省】 (36)外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続については、適正な事務実施や事務負担の軽減を図る観点から、当該手続に関する実態把握を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【厚生労働省】 (43)外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続については、地方公共団体が領事館等からの過去の回答の有無等を踏まえ、確認の頻度等について適切に判断することであることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(平成31年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)]</p>	<p>外国人への生活保護の措置に関する領事館等への確認の頻度等について、過去の回答の有無等を踏まえ、地方公共団体が適切に判断するものである旨を通知した。</p>	<p>【厚生労働省】生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続について(平成31年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_279</p>	<p>厚生労働省社会・援護局保護課</p>
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (ⅱ)保育士の欠格事由(18条の5第2号)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務について、当該者がいづれかの刑事施設に収容されていることが判明し、当該施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合には、都道府県知事が法務省矯正局に文書で照会を行うことにより、収容先の施設を把握することができることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>					

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請 番号	分野	提案主体 の属性	関係府省	区分	根拠法令等	提案事項 (申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 趣旨と見解(概要等)	
H30	284	02.農業・ 農地	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条	農地中間管理事業による農用地等の賃借権の設定については、農用地利用集積計画及び農用地利用分譲計画(以下総称計画)という2つの計画作成が必要となり、公告期間の期間もあるため、農業者などから手続きが煩雑であるとの声が寄せられている。農地中間管理事業の手続きの煩雑さを軽減するため、配分計画の知事認可における縦覧制度を廃止するよう求める。	農用地の権利移動に係る関係法令は、農地中間管理事業の推進に関する法律、農地法、農業経営基盤強化促進法である。農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による農用地等の賃借権の設定については、農業経営基盤強化促進法や農地法に比べて手続きが煩雑であり、農業者などから事務改善や営業に支障を来しているとの声が寄せられており、農地中間管理事業の推進を妨げる要因の一つとなっている。また、現行制度上でも、配分計画案については、市町農業委員会の意見等を確認しており、地域の農業者などの利害関係者とも調整を図ることができているため、縦覧制度を廃止しても特段の支障はないものと考ええる。なお、大分県では、農地中間管理事業が創設されて以降、縦覧期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html	
H30	285	02.農業・ 農地	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権の管理及び回収業務をサービサーへ依頼することに関する特別措置法	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権への都道府県からの貸付金を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加することにより、当該債権の管理及び回収業務をサービサーへ依頼することを可能とし、都道府県の債権回収の円滑化を図る。	都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権は、債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権に該当しないことから、サービサーへ当該債権の管理及び回収業務を依頼することができない。弁護士等へ管理及び回収業務を依頼することも選択としては考えられるが、サービサーの場合に比べて費用が大幅に嵩む傾向があり選択が躊躇われるため、結果として円滑な債権回収に支障を来している。ついでに、都道府県の債権回収の円滑化を図るため、当該債権を債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条第3号の例に準じて特定金銭債権へ追加することを求める。 【制度改正の必要性】 都道府県の債権回収の円滑化を図ること。 【具体的な支援事例】 都道府県の債権回収の円滑化を図ること。 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号)の施行に伴い廃止)に基づき青年農業者等育成センターが国及び都道府県からの貸付金を原資として貸付を行った就農支援資金については、多額の未収金が発生しているが、サービサーへ管理及び回収業務を依頼する選択を取れないことが大きな要因となり、円滑な債権回収に支障を来している。(多くの都道府県で同様の例により未収金が発生している) 【制度改正により懸念される点】 特長想定されない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html	
H30	286	06.環境・ 衛生	知事会	九州地方知事会	環境省	B 地方 に対する 規制緩和	自然公園法第10条第2項	国立公園内の施設整備の改修を含む国立公園整備対象を明示し、施設については、国が直轄事業として実施していただく。	国立公園については、原則として国が公園事業を実施することになっており、また、平成17年の三位一体改革により、国の直轄事業の対象が明確化されるとともに、直轄整備に必要な経費が拡充されたが、改革以前に都道府県が国庫補助事業として整備した施設の老朽化等に伴う維持管理や更新のあり方については、環境省から方針が示されておらず、現在も引き続き国が所管し、維持管理を行っているところである。しかし、これらの施設の中には補修や部分改修のレベルを超えた全面的な再整備が必要な施設があり、その対応に苦慮している。当県では国立公園内の施設の国に譲渡が可能となった事例はなく、また、施設の廃止についても、利用者の安全性や利便性の確保等を考え、相当の反発が予想されるため難しい。廃止したことをもって必要のない施設を撤廃し、国による再整備を望む可能性もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html	
H30	287	01.土地利用 (農地除く)	知事会	九州地方知事会	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	統計法第16条 統計法施行令第4条	法人土地、建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。 本調査については、統計法第16条及び統計法施行令第4条に基づき、以下の区分で事務を行うこととされている。 【都道府県】 ・活動が都道府県内にとどまる「会社以外の法人」の名簿整備、督促(2回目・3回目)、調査票の回収・受付(形式審査)、データ入力 【国土交通省】 ・活動が都道府県外に及ぶ「会社以外の法人」及び「会社法人」の名簿整備、その他都道府県が実施する業務以外の業務 【支援事例】 ・民間企業へ委託して実施する単純事務についても、国が事務を行うこととされている事務もあれば、都道府県が事務を行うこととされている事務もあり、国と都道府県でそれぞれ民間企業への委託を行う必要があり非効率となっている。 ・都道府県が断片的に事務を行うこととされているため、調査の各部分における主体が国・都道府県・分がかりにくく、混乱やトラブルを招きかねない。 【別紙のとおり】 【調査対象法人の混乱やトラブルを招く恐れのある具体例】 別紙のとおり	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html	
H30	288	05.教育・ 文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	宗教法人法第22条	宗教法人の役員から暴力団員等を排除するための宗教法人法の改正	法定委託事務として都道府県知事は宗教法人法の規定に基づき宗教法人の設立認証や規則変更認証等を行っている。設立認証を行う際、役員が宗教法人法第22条の欠格要件に該当しないことを確認しているが、暴力団員等については、欠格要件に含まれていないため排除することが出来ない。 【支援事例】 宗教法人は、宗教活動のほか同法第6条において公益事業を行うことができる。同事業に限り、税制優遇が認められている。役員に暴力団員等が含まれる宗教法人や暴力団員等がその事業活動を支配している宗教法人は、その税制優遇措置を利用することで、その税優遇の恩恵を受けるため、暴力団との資金との密接な関係がある。宗教法人の公益事業と同様の公益目的事業を行うことを目的とする法人として、「公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」により認定される公益財団法人及び公益財団法人があるが、同法においては、上述理由等により、役員に暴力団員等が含まれること及び暴力団員等がその事業活動を支配している法人を公益財団法人等の欠格事由と規定しており、暴力団等の関与を排除出来ることとなっているが、発覚においては、それが出来ない。	—	
H30	289	10.運輸・ 交通	知事会	全国知事会、全国市長会、全国町村会	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	・道路運送法第78条 ・道路運送法施行規則第3条の3 ・道路運送法施行規則第49条 ・地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成30年3月30日自動車局長通知) ・市町村運営自治体有償運送の登録に関する処理方針について(平成30年3月30日自動車局長通知) ・公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(平成27年3月30日自動車局長通知) ・自家用有償客運送者による過剰乗降等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(平成28年3月31日自動車局長通知)	地域の実情に応じてコミュニティ等の応じた公共交通として主要な地位を占めるようだったが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な地位付けのままとなっており、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築。	人口減少等の進展により、コミュニティ等は地域公共交通として主要な地位を占めるようになってきたが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な地位付けのままとなっており、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html	
H30	290	12.その他	一般市	大村市	内閣府、総務省	B 地方 に対する 規制緩和	住民が負担を感じるのではない、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方の検討	①交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付き身元を提示した場合は、カードを本人・親受取郵便にて発送することが可能となる。 ②新たな交付方法として、マイナンバーカード交付における一部の事務を、郵便局(郵便員)でも行うこととする。具体的には、市区町村の職員に代わり、カードの写真と申請者の同一性の確認を行うことが郵便局でも可能となる。③「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に当該事務を追加するなどの所要の法律改正を行う。	【制度改正の経緯】 マイナンバーカードの交付事務については法定受託事業となっており、全国の市区町村が実施している。マイナンバーカードは運転免許証と同様に公的な身分となるため、カードの交付に際し厳格な本人確認を要すが、本人が疾病や障害等により来庁できない場合に認められている代理人への交付手続が実情に合っていない。 【支障事例】 現在、入院等やむを得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡すことが出来ない。マイナンバー制度の普及・促進にはマイナンバーカードの交付が必須事項であることから、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方を検討する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html	
H30	291	03.医療・ 福祉	都道府県	香川県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条	自己負担上限額管理制度は、管理費を交付する都道府県はもとより、管理費を待参する患者、管理費の記載を行う医療機関において多大な事務負担となっており、記載漏れや記載誤りの発生しやすい制度となっており、従来の特定疾患治療研究事業の制度のように医療機関ごとに上限額を管理する制度による医療機関等の負担や支給額等を防止することになる。	自己負担上限額管理制度(受給者ごとに11月の自己負担額の上限を設ける制度)は複数の医療機関を利用する場合を想定して、受給者とともに交付された自己負担上限額管理票に、各医療機関において、診療ごとに医療費を記載することとなっている。このことは、管理費を交付するのみならず、管理費の記載を行う医療機関においても多大な負担を課せられているとともに、記載漏れや記載誤りなども発生するとの声もある。例えば、従来の特定疾患治療研究事業の制度のように、医療機関ごとに上限額を管理する制度(レシート単位での管理)にすることで、各医療機関の会計コンピュータ上の管理に対応でき、医療機関等の負担や支給額等を防止することになる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html	
H30	292	12.その他	指定都市	浜松市、裾野市	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	地方自治法第244条及び第244条の2	指定管理者制度の対象となる「公の施設」の拡大	地方自治法第244条の2第3項に規定される指定管理者に管理を行わせることができる施設の対象範囲については、条例を定れば、「公の施設」としていい施設でも、指定管理者制度を導入できるように規制緩和を求めたい。	地方自治法第244条の2に規定される指定管理者制度は、その導入対象を「公の施設」と限定している。当該施設は同法第244条において「住民の福祉を推進する目的をもつてその利用に供するたもの施設」と定義されていることから、学校給食センターや廃棄物処理場に適用することができない。 当市では行政改革の一環として指定管理者制度を含めた民間団体の導入を積極的に進めており、指定管理者制度を活用するメリットとしては、委託する業務を限定し、民間事業者の創意工夫により、仕様に定めた業務以上のサービス提供やノウハウを活かした施設運営が期待できる点であると認識している。この点、学校給食センター等において市民サービスの向上、財政コストの低減が期待できる。さらに、当市では市清浄工場と隣接する市総合水泳場を有しており、清浄工場からの熱や蒸気を含めた水泳場の温水プールに利用しているが、現在、清浄工場は委託契約、総合水泳場は指定管理で運営されている。清浄工場に指定管理制度を適用できれば、水泳場と一体的な管理が可能となり、より効率的な運営を行うことができると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (8)農用地利用配分計画の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令文> 5【農林水産省】 (6)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (1)農用地利用配分計画の縦覧については、廃止する。 [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]</p>	<p>農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止した。</p>			<p>農林水産省経営局農地政策課</p>
<p>6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【国土交通省(19)】 統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査については、都道府県の負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・令和5年に実施する当該調査に先立ち試行的に実施する令和3年の予備調査に係る事務については、国が処理する。 [措置済み(令和3年予備調査において実施)] ・当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。</p>	<p>国土交通省において、「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」を実施。 「統計法施行令」の改正(令和5年3月8日公布、4月1日施行)及び「法人土地・建物基本調査規則」の改正(令和5年3月31日公布、4月1日施行)により、当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、国が処理することとした。</p>	<p>【国土交通省】「統計法施行令の一部を改正する政令」(令和5年政令第46号) 【国土交通省】「法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令」(令和5年国土交通省令第17号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_287</p>	<p>国土交通省総合政策局情報政策課 建設経済統計調査室</p>
<p>6【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じ自家用有償旅客運送を自前を実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。 ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。</p>		<p>自家用有償旅客運送者による少量貨物に係る許可については、地域公共交通会議等で協議が調えば許可に際し関係者の意見の聴取が不要な旨を通知した。 コミュニティバスの用に供する施設について、開発許可が不要な建築物を規定した施行令21条26号(地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設)に該当し得る旨を通知した。</p>	<p>【国土交通省】「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱い」について、一部改正について(平成31年3月29日付け国自第304号、国自貨第156号) 【国土交通省】「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱い」について、一部改正に係る取扱いについて(令和2年1月22日付け自動車局貨物課長事務連絡) 【国土交通省】コミュニティバスの用に供する施設に係る開発許可制度上の取扱いについて(技術的助言)(平成31年3月29日付け国都第149号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_289</p>	<p>国土交通省都市局都市計画課 国土交通省物流・自動車局貨物課 運事業課</p>
<p>(16)都市計画法(昭43法100) (1)地方公共団体が主体的に計画し、地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)等の議を経て地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するものとして運行するコミュニティバスの用に供する施設については、開発許可が不要な建築物を規定した施行令21条26号(地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設)に該当し得る旨を、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>					
<p>6【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)郵便物の更なる活用については、個人番号カードの交付について、市区町村窓口以外の場所であっても、市区町村の職員が本人確認を行うことにより、取得手続を完了することが可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。 また、地域のニーズに応じた生活に身近な場所での申請交付や申請補助、交付方法について、地方公共団体の協力を得て検討し、優良な取組事例を2019年度中に公表する。</p>		<p>個人番号カードの交付事務について、市区町村窓口以外の場所であっても、市区町村の職員が本人確認を行うことにより、取得手続が可能である旨を通知した。 また、マイナンバーカード交付円滑化のための優良事例について「マイナンバーカード取得促進のための先進事例集(その4)」を作成し、HP等で公表した。</p>	<p>【総務省】出願申請交付方式(企業等一括申請方式)及び出願申請サポート方式の推進について(平成31年1月31日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省自治行政局住民制度課長事務連絡) 【総務省】マイナンバーカードの申請・交付方法 【総務省】マイナンバーカード取得促進のための先進事例集(その4)(令和2年2月18日総務省自治行政局住民制度課)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_290</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課</p>
<p>6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (1)指定難病の医療費助成(5条)に係る自己負担上限額を管理する制度については、自己負担上限額管理票への記載漏れや誤記入等を防止する観点から、その記載方法を地方公共団体に2019年中に改めて周知し、制度の適正な実施が図られるよう努める。</p>		<p>自己負担上限額管理票について、記載方法を改めて通知した。</p>	<p>【厚生労働省】特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法等について(令和元年6月26日付け厚生労働省健康局難病対策課事務連絡) 【厚生労働省】特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法について(指定医療機関用)(令和元年6月厚生労働省健康局難病対策課)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_291</p>	<p>厚生労働省健康局難病対策課</p>
<p>6【総務省】 (14)地方自治法(昭22法67) (4)普通地方公共団体が設ける施設のうち、公の施設(244条)に該当しない施設について、包括的民間委託等による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行おうとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体における先進的な取組事例を整理し、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>		<p>普通地方公共団体が設ける施設のうち、公の施設に該当しない施設について、地方公共団体に周知した。</p>	<p>(参考:総務省)地方公共団体における行政改革の取組(平成31年3月29日公表)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_292</p>	<p>総務省自治行政局市町村課行政経営支援室</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請 番号	分野	提案団体 の属性	提案 団体	関係府省	審査 区分	拠出法令等	提案事項 (申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 調整法見(備考等)
H30	293	12.その他	市	矢中町	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	公職選挙法第21条第1項及び 第5項 公職選挙法施行令第12条 住民基本台帳法第6条第1項 住民基本台帳法第4条第1項	公職選挙法第21条第1項の規定の見直し	公職選挙法第21条第1項の規定を「住民基本台帳法 第6条第1項により、住民基本台帳に記載された満18 以上の日本国民で、住民基本台帳が作成された日から引き続き 3か月以上の台帳に記載されている者」とする。	公職選挙法施行令第10条の2において、「被選挙資格を有する者を常時調査し、その確認が得られない者を選挙人名簿に登録してはならない」とあるが、全ての選挙人を常時調査することは、極めて困難であり、全国1,741の市町村の選挙を対象に実施した総務省の調査においては、わずか40の市町村でしか居住調査ができていないのが現状である。選挙人名簿登録者数が極めて少ない場合であれば、調査可能と認められ、調査を実施している選挙を実施できない選挙で対応が図れば、選挙人に対して公平等が生ずる。もとより、住民基本台帳法第14条第1項の規定により、市町村長は住民基本台帳の正確な記録を確保するための必要な措置を講じなければならないことになっており、居住実態に親和がない方が多いことから、当該台帳に記載された情報をもとに選挙人名簿を作成したとしても支障はない。また、当該問題は国会でもたびたび議論されており、平成30年2月23日の予算委員会第二分科会で「調査結果を役向前向きな方向性を模索してみたい」と旨の御答弁があったことであるが、現場の選挙管理委員会からも制度改正を望む。	提案年における政策的な 調整法見(備考等)
H30	294	12.その他	市区長会	中核市市長会	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	民間資金等の活用による公共 施設等の整備等の促進に関する 法律(平成11年法律第117号)	PFを活用した施設整備 を行う場合の交付税措置 があることの明示	PFを活用して、集約化・複合化、転用等による施設整備 を行った場合、公共施設等適正管理推進事業債を 利用して施設整備を行う場合と同等の交付税措置があ ることの明示。	PFを活用して、集約化・複合化、転用等による施設整備 を行った場合、公共施設等適正管理推進事業債を 利用して施設整備を行う場合と同等の交付税措置があ ることの明示。	---
H30	295	03.医療・ 福祉	市区長会	中核市市長会	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、認 定こども園施設整備交付金交 付要綱、厚生労働省保育所等 整備交付金交付要綱	認定こども園に係る施設 整備財源の一元化	認定こども園の施設整備にあつては、幼稚園部分は 文部科学省、保育所部分は厚生労働省からの交付金 となっていることから、その財源を統合し、内閣府にお いて交付決定することを求めるもの。	【支援事例】 単体の認定こども園の施設整備にも関らず、二つの交付金に係る事務が発生している。 そのため、一体での施設整備計画であつながら、一方は採択、一方は不採択となる困難な事例も生じた。この件については、不採択となつた交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となつたが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となつたと懸念された。 また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかつたため、差額を補助事業者が負担した件もあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となつている。	---
H30	296	01.土地利 用(農地除 く)	市区長会	全国市長会	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	都市計画法施行令第25条第1 項第5号 都市計画運用指針(第8版)(都 市施設(IV-2-2 II B.1.))	市町村が地域の実情に 応じて公園の設置を判 断できるような枠付けの廃 止・緩和	都市公園等の設置について法令等により大都市の 状況や前記等について一律に基準が定められているが、人口 減少が、周囲に田園や山林等の自然が多いに限らず、公園等が多数配置され、市町村は住民の利用が少なく多くの公園等の設置が不要と判断した場合には設置を認めないことにより、制度を見直すこと、 制度を見直し。また、都市計画法施行令第25条第2項第3号に規定する種別追加については、街区距離250mを標準として配置することが望ましいと定められており、特設の例外的事情のない限り通常は、各自自治体の規定に沿つた判断をするよう実体的に枠付けられている。そのため、市街地のすぐ近くに田園・緑地等が広がっているにもかかわらず、公園を多数配置することとなり、実情に合っていない。このため、誘致距離について、廃止又は大都市部を前提とした基準以外に農村部等の地域の実情に合った基準を選択できるように、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断する制度を見直すことができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka.html	
H30	297	03.医療・ 福祉	指定都市	相模原市	内閣府、総 務省、財務 省、文部科 学省、厚生 労働省	B 地方 に対する 規制緩和	健康保険法施行規則第98条の 2・国民健康保険法施行規則第 27条の2の2 ・児童福祉法第19条の3第7項 ・児童福祉法施行規則第7条の 22	指定難病及び小児慢性 特定疾病医療費助成制度の事務 処理における マニパナーによる情報 連携項目の追加	マニパナーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性 特定疾病医療費助成制度の事務処理における「所得区 分」を収集可能としたこと。	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理における「所得区分」を収集可能としたこと。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka.html
H30	298	07.産業振 興	都道府県	広島県、宮城 県、三重県、愛 媛県、中国地方 知事会	経済産業省	A 権限 移譲	商工会及び商工会議所による 小規模事業者の支援に関する 法律第7条第4項 ・難病の患者に対する医療等 に関する法律施行規則第25条 ・行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用 等に関する法律第19条第7号 及び別表第一の9の項及び 119の項	小規模事業者支援法に 基づく経済発達支援計 画に係る経済産業大臣 の認定権限の都道府県 への移譲	商工会及び商工会議所による経済発達支援計画に係 る経済産業大臣の認定権限について、都道府県に 移譲する。	【支援事例】 経済発達支援計画の認定を受けた団体であっても、認定計画に基づく伴走型補助事業の補助額ゼロ査定を受けることもあり、その理由も示されなかつたため、着実な計画実施に大きな支障をきたす恐れがある。 【制度改正の必要性】 現在、県内の承認計画団体は8割を超え、計画認定の意義は着実な事業実施とPDCA管理に移行されているが、国において、膨大な数の計画のきめ細かな管理を行うことは困難と考えられるため、基盤整備計画の別向帳(都道府県)を認定し、PDCA管理することが望ましい。 【新たな情勢変化】 国において経済発達支援計画も含めた小規模事業者政策の見直しを検討されているほか、未来投資戦略2018においても、小規模事業者に対する「都道府県、市町村とも連携した地域一体となった支援体制の強化・確立を目指す」とされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka.html
H30	299	03.医療・ 福祉	都道府県	広島県、宮城 県、三重県、愛 媛県、中国地方 知事会	内閣官房、 厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	新型インフルエンザ等対策特 別措置法第10条	抗インフルエンザウイル ス薬の効率的な備蓄	抗インフルエンザウイルス薬について、国及び都道府 県の備蓄量(行政備蓄)を削減し、メーカー及び卸薬 者の備蓄量(流通備蓄)を増加することを求めるもの。	抗インフルエンザウイルス薬について、国及び都道府 県の備蓄量(行政備蓄)を削減し、メーカー及び卸薬 者の備蓄量(流通備蓄)を増加することを求めるもの。	---
H30	300	12.その他	都道府県	広島県	内閣府	A 権限 移譲	地域再生法第5条	地域再生エリアマネジ メント負担金制度に係る地 域再生計画の内閣総理 大臣の認定権限の都道 府県への移譲	市町村が作成する地域再生エリアマネジメント負担金 制度に係る地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限 について、都道府県に移譲する。	【支援事例】 広島県においては、エリアマネジメント活動に必要な財源確保の課題がある中、エリアマネジメントが継続的に地域の価値を高める活動が実行できるよう、県は市町と連携して取組への支援を行っているが、今回の法改正により、県は市町の一体的な取組に支援を生じる恐れがある。 また、エリアマネジメントは、特定のエリアにおいて行われるものであるが、エリアマネジメント活動を通じてにぎわいを創出し地域の価値を高めていくためには、市町村域外を超えて人の流れを創出するなど、都道府県全体へ効果を波及させることも重要となる。さらに、都市計画など、県の権限を受けた都道府県(半)ばけ方式で移譲された場合を含むが認定事務を ■県・市連携の取組例 ＜広島市との連携＞ 本県は広島市とともに、中長期的な視点で広島市の都心の将来像や目指す姿、その具体性に向けた地策等を示す「ひろしま個性化プラン」を共同で策定している。その中の具体的な施策「市民、企業、行政などの連携・協働によるまちづくり」を掲げ、先導的な取組としてエリアマネジメント活動の支援を、本県と広島市が連携して行っている。 ＜福山市との連携＞ 福山駅が福山市の「顔」として、また、備後圏域の玄関口として、市民、事業者、行政がみぞ福山駅前を共有し、連携して再生に取り組んでいくための方向性を示すため、福山市と連携し、「福山駅前再生ビジョン」を策定し、今後、具体的な取組を行っていくことである。	---
H30	301	07.産業振 興	指定都市	札幌市	経済産業省	B 地方 に対する 規制緩和	計量法第16条及び第72条 計量法施行令第18条及び別表 第3	水道メーターの検定有 効期間の規制緩和	電磁式を含む水道メーターの検定有効期間が8年以上 への延長	---	
H30	302	12.その他	都道府県	鳥取県、地域に 飛び出す公務 員を応援する官 民連合(鳥取県 長61団体の長) ※代表:鳥取県 知事 平井 伸浩	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	地方公務員法第38条	地方公務員が副業を するの明確化	営利企業等の従事(いわゆる「副業」)については原則 禁止で例外的許可により認められる考え方が、許可制 から届出制へ改正し、地域で定められている社会貢献 活動に積極的に参加できるように促す。	少子高齢化・人口減少が進む地方では、限られた人材で地域を支えなければならないが、地方公務員は、原則「副業」が禁止されており、公益性のある無償の活動であっても、報酬を得て活動を行う場合には任命権者の許可を得る必要がある。許可の基準は地方自治体の人事委員会に決定権があることとされているが、法律で原則禁止が謳われている上に、任命権者の許可が必要とされているため、公益性のある活動であつて何らかの報酬が出る活動について、自治体として明確な基準を設け、積極的に促進させていく傾向にある。このため、許可制から届出制にすることで、職員が自発的に活動をしやすい環境を整備されたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka.html
H30	303	12.その他	中核市	高岡市	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	公職選挙法第201条の14	選挙運動の期間中に掲 示された政治活動のた め(のぼり)の撤去を可 能とする	公職選挙法第201条の14(選挙運動の期間中に掲示され たボスターの撤去)について、撤去対象に「のぼり」を追 加するため、法文中の「ボスター」を「文書図画」とする。 このため、平成30年1月執行の本市市長選挙において、候補者となつた者が掲載されたのぼりが、選挙運動期間中も引続き掲示され、市民から苦情や問合せが多く寄せられたことができなかった。	選挙の候補予定者を2人の弁士の1人として写真入りで紹介した政党等主催による政策演説会の告知ポスター(以下「2連ポスター」)については、公職選挙法201条の14に基き、当該ポスターにその氏名又はその氏が掲載されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となつたときは、その日(告示日)のうちに、これを撤去しなければならないとされている。一方、2連ポスターと同じ図案の「のぼり」(以下「のぼり」)については、直接的な規制する規定が公職選挙法にない。 このため、平成30年1月執行の本市市長選挙において、候補者となつた者が掲載されたのぼりが、選挙運動期間中も引続き掲示され、市民から苦情や問合せが多く寄せられたことができなかった。 このため、現行の規定で利用計画の検討を行った場合、維持管理費負担額の収益は認められようではあるが、それ以外の収益(例えば初期投資相当額など)が困難となることから、官民連携事業の推進に支援を求めたい可能性が高い。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka.html
H30	304	01.土地利 用(農地除 く)	市区長会	指定都市市長 会	財務省	B 地方 に対する 規制緩和	国有財産法第22条第1項及び 第2項	国有地の無償貸付にお ける要件緩和	国有地の無償貸付による自治体での活用により、利 益を得る行為が関係していることから、PPP等官民連 携による当該行為が可能となるよう制度改正を求めるもの。 の。	国有地の無償貸付による自治体での活用により、利 益を得る行為が関係していることから、PPP等官民連 携による当該行為が可能となるよう制度改正を求めるもの。 の。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka.html
H30	305	05.教育・ 文化	市区長会	指定都市市長 会	総務省、文 部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	公立大学法人法第21条第 2号・70条	公立大学法人の所有す る土地等の第三者貸付 を可能とするための規制 緩和	国立大学法人法の改正に伴い、平成29年4月1日、国 立大学法人においては、文部科学大臣の認可を受け て、土地等の第三者貸付が可能となっている(国立大 学法人法第34条の2)ことから、公立大学法人におい ても国立大学法人と同様に資産の有効活用を図り、その 対価を教育研究水準の向上に充てることができる ようにするため、地方独立行政法人法の改正を提案 している。	公立大学は、国立大学と並び我が国の高等教育として欠かせない重要な存在となつており、今後、我が国の教育研究水準の向上に取り組むためには、公立大学における教育研究活動の充実とそのための財政基盤の強化が必要である。 このため、現行の規定で利用計画の検討を行うことができるようになり、その対価を教育研究水準の向上に充てることができるようになった。一方、公立大学法人は、地方独立行政法人法第70条により、「大学の設置及び管理」及び「これに附帯する業務」以外の業務を行ってはならないとされている。 ある公立大学では、資産の有効活用及び福利厚生を目的として、キャンパス内の土地にキャンパス内外から利用可能なコンビニエンスの設置を検討したが、地方独立行政法人法第70条の「附帯する業務」の範囲ではないため、その設置ができない状況にある。 この現状では、国立大学法人には認められている、資産の有効活用(土地の第三者への貸し出し等)による自己収入の確保が困難であり、教育研究水準の向上に取り組もうとしている公立大学法人の自主・自律的な運営を阻害している。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】 (16) 都市計画法(昭43法100) (a) 開発許可の基準を適用するために必要な技術的細目のうち、公園等の設置基準に係る施行令第25条6号ただし書の適用については、開発区域の周辺に公共空地として存続することが担保されている緩衝緑地等が存する場合もその対象となり得ること、公園等の管理者となる市町村(特別区を含む。)と十分な連絡調整を図ることが望ましい旨を、地方公共団体に2019年中に周知する。</p>		<p>都市計画法施行令第25条6号ただし書の適用について、開発区域に隣接して緩衝緑地等が存在する場合についても適用できる場合があること、公園等の管理者となる市町村(特別区を含む。)と十分な連絡調整を図ることが望ましい旨を周知した。</p>	<p>【国土交通省】国・地方公共団体が参画する担当者会議資料</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_296</p>	<p>国土交通省都市局都市計画課</p>
<p>6【内閣府(14)】【総務省(15)】【財務省(5)】【文部科学省(14)】 【厚生労働省(33)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の承認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減を図るための必要な措置を講ずる。</p>					
<p>4【経済産業省】 (4) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【経済産業省】 (6) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 経営発達支援計画の認定(7条)については、商工会又は商工会議所が市区町村と共同して計画を作成するとともに、経済産業大臣が計画を認定しよとするときは、都道府県知事の意見を聴くこととする。 【措置済み(中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元年法律第21号))】</p>	<p>商工会又は商工会議所が市区町村と共同して経営発達支援計画を作成し、経済産業大臣が計画を認定する際には都道府県知事から意見を聴くよう法改正した。</p>	<p>【経済産業省】商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律新旧対照表(抜粋)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_298</p>	<p>中小企業庁小規模企業振興課</p>
<p>6【総務省】 (6) 地方公務員法(昭25法261) ② 職員が営利企業への従事等の制限(38条)については、職務専念義務、職務の公正の確保及び職員の品位の保持等を担保しつつ、地方公務員の社会貢献活動等への積極的な参画を可能とするため、地方公共団体における先進的な取組事例等について調査を行い、地方公共団体に2019年度中に必要な情報提供を行う。</p>		<p>職員の営利企業への従事等の制限について、地方公共団体における先進的な取組事例等について調査を行い、地方公共団体に必要な情報提供を行った。</p>	<p>【総務省】「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調査(勤務条件等に関する附帯調査)」の結果等について(令和2年1月10日付け総行公務員課 【総務省】自治行政局公務員部公務員課長通知 【総務省】別添1(兼業に関する調査の集計結果) 【総務省】別添2(兼業に関する取組・事例) 【総務省】別添3(国家公務員関係法令)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_302</p>	<p>総務省自治行政局公務員部公務員課</p>
<p>6【総務省(10)】【文部科学省(9)】 地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法人の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、以下のとおりとする。 ・大学業務又は当該業務の附帯業務として貸し付けることが可能である事例について、公立大学法人等に2018年中に通知する。 ・大学業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けについては、国立大学法人の例を参考にしつつ、可能とする。</p>		<p>公立大学法人の土地等について、業務又は附帯業務として貸し付けることが可能な事例を通知した。 業務及び附帯業務に該当しない公立大学法人の土地等の第三者貸付を可能とした。</p>	<p>【総務省】【文部科学省】公立大学法人の土地等を貸し付ける場合の取扱いについて(平成30年12月25日付け総務省自治行政局財務調査課、文部科学省高等教育局大学振興課事務連絡) 【総務省】【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【総務省】【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律新旧対照表文</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_305</p>	<p>総務省自治行政局財務調査課 文部科学省高等教育局大学振興課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案主体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	拠出法令等	提案事項(申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における概略的な選考結果(概要等)
H30	306	03_医療・福祉	市区長委員会	指定都市市長会	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 5、別表1-1から別表1-3、次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて(3)(2)	次世代育成支援対策施設整備交付金の手続の簡素化 ○次世代育成支援対策施設整備交付金に係る厚生労働省との協議・申請段階において、整備区分が大規模修繕又は大規模改修に該当する事業の対応基準である。公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積もり、民間工事請負業者2者の見積もりと比較している要件に最も低い方の価格を基準とされているに併せて、民間工事請負業者2者の見積もりを廃止すること。	○市有施設の改修にかかる補助金・交付金の申請において、民間事業者の見積もり徴収を要件とする事例は極めてまれであり、またその内、民間見積価格を採用した例もほとんどないことから、必須とは考えられない見積もりを徴収している。 ○また、民間事業者の見積もりを徴収する場合、入札前に公共工事の内容(内容によっては、詳細な図面提供が必要)を一部民間業者に提供することによるため、当該業者にのみ準備期間を与え、入札において有利に働く可能性があるなど、公共工事における公平性の担保について懸念される。 ○当該交付金に係る年度毎に発出される協議開始の通知から議事録書提出までの期間が短いことから、短期間での見積もりを民間業者に依頼することになり、対応できる業者選定に労力を要するとともに、民間業者に対しても負担を強めている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka.html
H30	307	03_医療・福祉	市区長委員会	指定都市市長会	内閣府、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	子ども子育て支援交付金交付要綱(別紙「放課後児童健全育成事業」における補助基準額の見直し)	放課後健全育成事業に係る小規模児童クラブにおける補助基準額の見直し ・子ども子育て支援交付金交付要綱(別紙「放課後児童健全育成事業」)では、構成する児童の数ごとで補助基準額が定められており、児童数20人を境に大きな開きがある。 よって、児童数20人以上の場合の補助基準額を基準としつつ、19人以下の小規模児童クラブに対する補助基準額について、構成児童数が1～19の間に、実情に応じた新たな線算区分を設けるなど、激変が緩和されるよう交付要綱を見直すこと。(最も小規模となる児童クラブについては、現在、国において審議中の「職員配置基準の見直し」とあわせ解決を図る。) ・補助基準額の積算根拠を明示すること。 <参考> 児童数19人の場合:2,797,000円 児童数20人の場合:3,906,000円 (19人の積算には、「小規模放課後児童クラブ支援事業交付金」559,000円を含む)	国の配分基準では、児童数が20人未満の小規模児童クラブであっても、20人以上の児童クラブと同様に常時2名の支援員を配置した運営体制が必要である。財政支援の格差から人員確保が困難である中、開所時間や開所日数に影響を及ぼさないよう、人員配置に多大な労力を要している。 (15人～19人の児童クラブ数:9クラブ/全193クラブ H29.4現在) 現在、20人を若干数上回っているような放課後児童クラブが、少子化等の影響で年度中もしくは将来的に19人以下になった場合、大幅な運営費の減少となり、安定的な事業運営に支障をきたす。 (20人～25人の児童クラブ数:18クラブ/全193クラブ H29.4現在)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka_yosan.html
H30	308	06_環境・衛生	市区長委員会	指定都市市長会	環境省	B_地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第15条の2の5第2項) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第12条の7の16)	廃棄物処理法第15条の2の5「産業廃棄物処理施設の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」について、現行で許可対象とされている処理施設の内、特に石膏ボード(石膏ボード)の破砕施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求める。	廃棄物処理法第15条の2の5に規定される特例は、同法第15条の許可対象施設に該当しない施設には適用されない。このため、平成28年の熊本地震の際に発生した多量多量の石膏ボードの破砕施設については、同規定を適用できず、石膏ボードの破砕施設は、家庭解体あるいは新築・再建に伴って発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。加えて、同法第2条の3第2項では「非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、(中略)分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない」とあるが、大規模復興費発生の場合、多くの家庭が倒壊する蓋然性が高いため、石膏ボードや木くず等は特に多量に発生することが予想される。また、石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては硫化水素が発生することがある点からも、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。なお、本条項には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての「産業廃棄物許可対象以外の処理施設」が特例の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物について提案するものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka.html
H30	309	08_消防・防災・安全	市区長委員会	指定都市市長会	内閣府	B_地方に対する規制緩和	災害救助法(局長通知)	災害救助法の事務処理に必要となる書類の統一化及び記載内容の簡素化	現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっている。また、書式の内容も複雑なものが多く、例えば監査を受ける際の資料について、個人ごとや日ごとに作成しなければならず、作業量が膨大であった。特に生活必需品の「輸送記録簿」は、「いつ」「どこ」「誰の分が」「いくらで」届けたかを記録しなければならず、災害救助法を行っており、個々の記録作業に追われることで、迅速な救助対応に支障をきたしている。 【例】避難所設置費用を例にあげると、様式6で購入した物品の品名・金額を記載し、様式7では避難所ごとの支出額を記載する必要があるが、避難所ごとの支出額が不要であれば、様式7は省略できるのではないか。また、混乱期において、現場(避難所等)で物品の受け払い等を細かく管理することは現実的に困難であり、特に単品が小額かつ数が多くなる内容の救助項目(様式6.9.11.18等)については、総合的な内容を記載すれば足りるよう簡略化していただきたい。 様式22(輸送記録簿)においては、「生活必需品」を交付した世帯(12,000世帯)について、輸送日、輸送先、輸送額などを全て記載する必要がある。輸送自体は配送業者が行っているため、データの組み合わせ等を含めて作成(15ヶ月程度)とした。配送業者が輸送業者をもつて様式の作成の代わりにするなどの見直しも含めて検討して頂きたい。加えて、各様式に明確な記載例を明示したくとも、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka.html
H30	310	08_消防・防災・安全	市区長委員会	指定都市市長会	内閣府	B_地方に対する規制緩和	災害救助法における被災者への生活必需品の支給基準の見直し	被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「り区分」に依らない別のものとする様に見直しを提案するもの。	災害救助法による生活必需品の支給については、支給対象となる被災者は、「内閣府告示第228号第4条」及び「災害救助法による救助法について(昭和40年5月11日付け社施第99号)」の様式に記載があるように、家庭被害が半壊又は全壊等と認められた者に限られるような形となっている。実際の救助事務においては、り証明書以外に「り区分」を証明する手段が無いため、り証明書を発行して対応しているのが現状である。しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から10日以内に、被災者全員に被災証明書を発行し、生活必需品を支給することは困難である。生活必需品の「支給基準」にり区分を用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という制度の趣旨に反している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka_yosan.html
H30	311	02_農業・農地	市区長委員会	指定都市市長会	農林水産省	B_地方に対する規制緩和	農林水産施設災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化 (同法律)施行規則第7条 農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書の様式を定める等の件(告示 改正平成12年9月30日農林水産省告示第448号)の「5.災害復旧事業補助計画書」	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため。 ①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。 ②複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費が総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出すること。 ③り記載せず、間違いが起こさないレイアウトへ変更すること。(別紙参照) 以上の3点について様式の簡素化を提案するもの。	被災農地等の災害復旧事業では、各自治体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑である上に、数値を記載するための取り決めが多く、資料の作成に苦慮している。 例えば、同資料を作成する上で、復旧事業に必要な工事費(補助対象事業費)の他に、工事費に応じて算出する工事雑費(補助対象外経費)を記載する必要があるが、本工事に先駆けて応急工事を行った場合には、応急工事における工事費と工事雑費、本工事における工事費をすべて合算し工事費として記載しなければならず、工事費(補助対象事業費)に応じて補助がある中で、一部工事雑費(補助対象外経費)が含まれることとなり、本来の補助対象事業費の算定に苦慮している。 また、年度を跨いで補助金事務を行うものについては、事業費を年度毎に算出して、その総計を総事業費として算出しなければならないため、総額として算出した額と差が生じるなど、チェックや算定に手間が生じている。 実際に各市町村で内容の誤りが頻発しており、本市でもミスが無いようにするため、資料の作成や内容の確認に相当な時間を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka.html
H30	312	06_環境・衛生	市区長委員会	指定都市市長会	経済産業省、環境省	B_地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業を一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支障事例】選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念】市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka.html
H30	313	08_消防・防災・安全	市区長委員会	指定都市市長会	内閣府	B_地方に対する規制緩和	災害援護資金の貸付期間及び償還期間の延長	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の償還期間について、見直しを提案するもの。	災害援護資金貸付金は、借りてから3年の「据置期間」の後、7年間で償還する必要がある。しかし、震災から2年経過した今でも仮設住宅に住み、元の生活を取り戻せない被災者が多くいて、低所得者を対象とした当制度において、援護資金を借りてから3年で生活を立て直すことは困難である。また、据置期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、据置期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。については、据置期間の延長とそれに伴う償還期間の延長を一緒に検討していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka_yosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におよぼし)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (38) 次世代育成支援対策施設整備交付金 (38) 次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の協議要綱については、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、地方公共団体へ事前に当該要綱を情報提供するとともに、予算成立後速やかに周知を行うこととする。</p>		<p>次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の協議要綱について、地方公共団体へ交付金の次年度要綱を速やかに周知した。</p>	<p>【厚生労働省】平成31(2019)年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について(平成31年2月4日付け子発0204第2号厚生労働省子ども家庭局発通知) 【厚生労働省】「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の一部改正について(平成31年3月22日付け子発0322第4号) 【厚生労働省】厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について(平成31年3月22日付け子発0322第4号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_306</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>【環境省】 (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ネットワーク協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行う。 また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を2018年度中に行い、同調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支援や課題について、地方公共団体に対して2019年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するなど、必要な支援を適切に行う。</p>	<p><令2> 【環境省】 (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (1) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、その手続において必要な事項を定めた条例の制定に資するよう、条例の制定事例を地方公共団体に通知した。また、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害に発生した廃棄物を処理するときは、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を対象とすることとした。</p>	<p>非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、その手続において必要な事項を定めた条例の制定に資するよう、条例の制定事例を地方公共団体に通知した。また、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害に発生した廃棄物を処理するときは、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を対象とすることとした。</p>	<p>【環境省】「廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例」の策定について(令和2年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室事務連絡) 【環境省】(通知)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和2年7月16日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知) 【環境省】(概要)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令について(令和2年7月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課) 【環境省】(条文)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_308</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課</p>
<p>【内閣府】 (1) 災害救助法(昭22法118) (1) 救助事務の処理に必要な帳簿書式等については、災害時の地方公共団体の事務手続が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。</p>		<p>伏き出し供与状況について領収書の添付を可能とする等、救助事務の処理に必要な帳簿書式の記載内容を簡素化した。</p>	<p>【内閣府】「災害救助法による救助の実施について」の一部改正について(平成31年3月25日府政第471号) 【内閣府】「災害救助費負担金の国庫負担について」の一部改正について(平成31年3月27日府政第376号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_309</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)</p>
<p>【農林水産省】 (4) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (4) 農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書(施行規則7条)の様式については、補助対象外経費の記載を要しないこととし、2018年度中に告示を改正する。</p>		<p>告示を改正し、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書等の様式を、補助対象外経費の記載を要しない様式へと改正した。</p>	<p>【農林水産省】農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件の一部を改正する件(農林水産省告示第559号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_311</p>	<p>農林水産省農村振興局整備部防災課</p>
<p>【経済産業省(5)】【環境省(7)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村のリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目途として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【経済産業省(3)】【環境省(7)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村が行うプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化に向けた選別作業については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3第60、以下この事項において「法」という。))において、再商品化計画の設定を受けた市町村は、当該選別作業を実施することなく、再商品化実施者を委託できる(法35条)ところ、法は公布(令和3年6月11日)後1年以内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。</p>	<p>市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討を行った。また、令和元年8月に策定したプラスチック資源循環戦略や令和3年1月に取りまとめた「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」を踏まえて、令和3年3月府政としてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を閣議決定。令和3年6月4日に成立。同月11日に公布された。令和3年8月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第11回)において、パブリックコメントを踏まえて修正した政省令・告示案を審議いただいた上、とりまとめ、政省令・告示が令和4年1月19日に公布され、同年4月1日に施行された。</p>	<p>【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令(令和4年1月19日付け政令第25号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則(令和4年1月19日付け経済産業省環境省令第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.htm#h30_312</p>	<p>経済産業省産業技術環境局資源循環経済課容器包装リサイクル担当 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	拠出法令等	提案事項(申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整結果(概要等)	
H30	314	02.農業・農地	一般市	見附市	農林水産省	A 権限移譲	農業振興地域の整備に関する法律第13条	農業振興地域の整備計画の変更に係る知事同意の取扱い	都道府県知事が指定した農業振興地域の区域の全部、又は一部が存する市町村は、その区域内の農業振興地域について農業振興地域整備計画を策定しなければならないが、策定・変更にあたっては知事に同意を得る必要があるが、一定規模面積以下の農振除外の取扱いについては、農地転用許可権限の委譲と同様に、農振除外の知事同意を省略する。	【支援事例】 現在、地方都市では少子高齢化の進展に伴い、農業の従事人口は減少し、かつ、従事者の高齢化が進み、不作付地が増加する傾向にある。土地利用のニーズとしては、農地としての土地利用ニーズは少ないが、農地以外の商業、工業、住宅としての土地利用ニーズは依然として高い状況にある。上記の問題の課題解決に向けた、集落再編や持続可能な農業、農村に向けた、地域の実情やニーズに応じた土地利用が速やかにできない状況である。 そうした中で、地域が責任をもって判断し、この区域は守る農地、この区域は開発地へ転換していくなど、農業経営や食料生産数量を考慮しつつ、地域の実情やニーズに応じた土地利用や都市計画のようなコンバクシエを推進する必要がある。 以上のことから、積極的に農振除外を進める必要があるが、農振除外に伴う農業振興地域整備計画の変更にあたり、都道府県知事同意に時間を要している。 【参考】 政府の経済財政運営基本方針「骨太の方針」17年版において、明記されていた「食糧安全保障の確立」の文言は消えたほか、平成30年からは国策であった国による従来の米の生産調整政策が廃止され、農家の経営感覚に基づく生産が可能となった。 さらに国からの米の直接支払交付金がなくなると、国の農業に対する関与が薄くなっている状況において、農地だけは守るといのは地域の実情に即していないと思われる。		
H30	315	03.医療・福祉	一般市	米子市	内閣府	B 地方に対する規制緩和		子ども子育て支援法	子ども・子育て支援制度に基づき、施設型給付費の支払いのための事業者・自治体間のデータ交換について、国において、計費フォーマットの開発・配布を行うなど地方の事務作業の効率化を図ることを求める。			
H30	316	03.医療・福祉	一般市	今治市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		介護保険法	介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付及び再交付申請に関する個人番号記入の見直し	介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携も想定されないため、必要性が説明できない。 マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。また、申請する高齢者にも、マイナンバーがなければ申請できないという不安を与えている。 介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいため、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職種で補記する事務が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html	
H30	317	12.その他	一般市	今治市	総務省	B 地方に対する規制緩和		地方税法施行規則 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	給与支払報告書(地方税法施行規則様式 第十七号様式別表)を、配偶者特別控除対象者の個人番号(マイナンバー)を記載する様式に修正すること。	社会保険・税番号制度の開始に伴い、事業主から市へ提出される「給与支払報告書(地方税法施行規則様式第十七号様式別表)」に、受給者やその配偶者、扶養親族の個人番号(マイナンバー)の欄が追加された。 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用に当たってはその被扶養者の特定が重要であり、当市ではマイナンバーの利用による被扶養者特定により、業務の効率化を執行している。 しかし、配偶者特別控除対象者については様式に欄が無く、摘要欄に「(配偶)氏名」と記入するのみとなり、マイナンバーを記入する欄がない。そのため、該当者のマイナンバーを1件ずつ住民基本台帳システムにより調査する作業が発生した(年間1000程度)。 また、同世帯であれば住民基本台帳に配偶者であることが確認できるが、単身赴任等で他の市区町村に居住している場合には氏名だけでは対象者を特定できないため、事業主あるいは本人に対し、配対対象者の住所等を再確認する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html	
H30	318	03.医療・福祉	町	江府町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		指定居宅サービスに関する費用の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	介護報酬における中山間地域等における小規模事業所加算の加算要件の見直し	中山間地域等における小規模事業所加算の加算については、対象が小規模事業所に限られているが、これを人口密度等の条件を勘案し、小規模事業所以外にも適用できるように、加算要件の見直しを求めたもの。	中山間地域においては、小規模な居住地及び集落が広範囲にわたっており、長距離や高低差の大きい集落間の移動・冬季における除雪(独居高齢者の玄関の雪かき等)など、負担がのこっているところである。 中山間地域におけるサービス提供に関しては、中山間地域等に所在する小規模事業所がサービス提供を行う場合に加算があるほか、本来のサービス提供地域を超えて中山間地域等へサービス提供を行う場合にも加算が措置されているが、中山間地域等に所在する大規模事業所がサービスを提供する場合に加算が措置されておらず、上記の負担については事業所が負担しているのが現状である。 このように、大規模事業所に負担を預けている状態が続くことで、利用定員の減少・サービス提供範囲の見直しなど介護サービスの提供に支障をきたすこととなるため、中山間地域等においても、人口密度等をふまえて一定の場合に大規模事業所でも加算が適用できるように見直しを求めるもの。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html
H30	319	03.医療・福祉	中核市	那覇市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		介護保険法第24条の2第2項	介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を介護支援専門員に限らず、社会福祉士、介護福祉士等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。	本市における介護認定調査員は、介護支援専門員の資格がなくて看護師、社会福祉士等の資格と、県及び当市で実施している調査員研修受講により介護認定調査業務を実施可能としている。 本市が委託している指定市町村事務受託法人への調査員に関しては、基礎資格として看護師、介護福祉士、歯科衛生士に加えて、介護保険法第24条の2第2項「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるもの」に基づき、介護支援専門員の資格を求めている。 指定市町村事務受託法人からは、市と同じ調査を行うことから、必要とされる資格要件について、市と同等にしてもらいたいという要望がある。 支援事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集が困難で、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難としている。 さらに、「介護支援専門員」資格の更新研修(54時間)の期間中は「要介護認定調査」事務が滞り、その分、認定手続きの遅れが生じている。平成29年度は、委託法人の調査員4名が8日間の更新研修を受講。その結果、調査委託件数が64件減となった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(13)】(厚生労働省(32)) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv) 個人番号の記載を義務付いている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・介護保険法施行規則(平11厚生省令36)に規定する被保険者証(同令27条1項)等</p>		被保険者証等の再交付申請において、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。	【厚生労働省】介護保険最新情報vol.741(令和元年9月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_316	内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省老健局介護保険計画課
<p>6【厚生労働省】 (27) 介護保険法(平9法123) (vi) 要介護認定に係る調査(27条2項)については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令2 > 5【厚生労働省】 (30) 介護保険法(平9法123) (1) 要介護認定に係る調査(27条2項)については、省令を改正し、指定市町村事務受託法人(24条の2)が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者に当該調査を行わせることを可能とする。 [措置済み(老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号))]</p>	指定市町村事務受託法人による要介護認定等の認定調査を行う者について、保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者を追加し、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることができること等を内容とする改正省令等を公布した。	【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号) 【厚生労働省】「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について(令和2年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_319	厚生労働省老健局老人保健課